

654
56



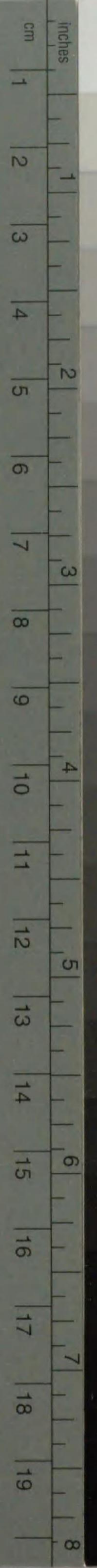
654-56
1200501571084

Kodak Gray Scale



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

© Kodak, 2007 TM: Kodak



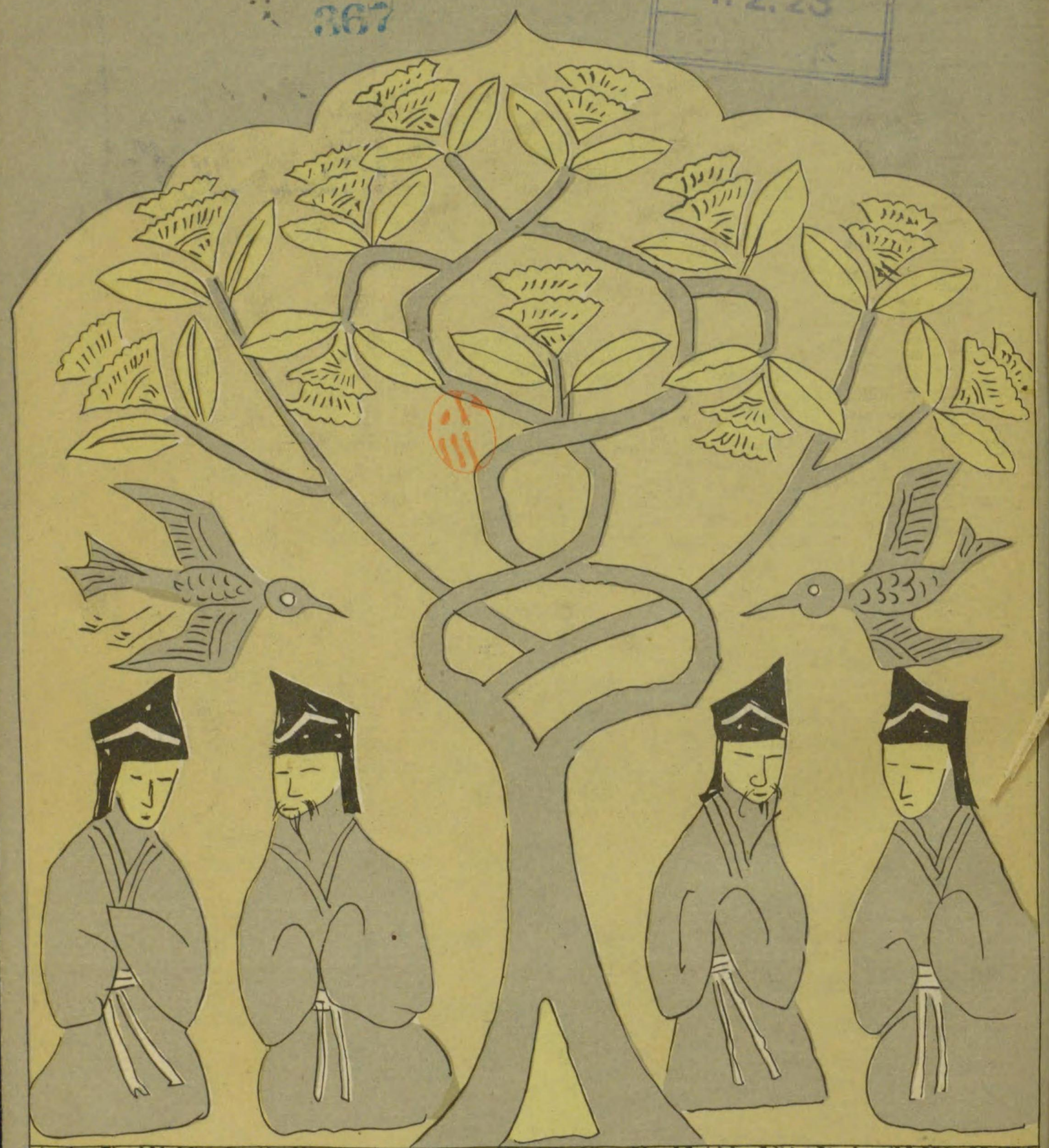
Kodak Color Control Patches

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]

© Kodak, 2007 TM: Kodak

367

丙子
4.2.23



文學
2017
存



內移
4223
正本



續
國譯漢文大成

經子史部
第八卷
資治通鑑
第八卷



內務
4223



國譯漢文大成

經子史部
第八卷
資治通鑑
第八卷



654
56

國譯資治通鑑第八

目次

卷の第二百二十八	宋紀十	一六七
孝武帝	<small>孝建元年より三年に至る</small>	
卷の第二百二十九	宋紀十一	一七二
孝武帝	<small>大明元年より八年に至る</small>	
卷の第二百三十	宋紀十二	一七九
明帝	<small>泰始元年</small>	
卷の第二百三十一	宋紀十三	一八二
明帝	<small>泰始二年</small>	
卷の第二百三十二	宋紀十四	一八五
明帝	<small>泰始三年より六年に至る</small>	
目次		一八三

卷の第一百三十三 宋紀十五

明 帝 二 泰始七年 泰豫元年 一六一

蒼梧王 元徽元年より三年に至る 一七九

卷の第一百三十四 宋紀十六

蒼梧王 元徽四年 一九五

順 帝 十 昇明元年より二年に至る 二〇〇

卷の第一百三十五 齊紀一

高 帝 大 建元元年より四年に至る 二〇三

武 帝 永明元年 二六四

卷の第一百三十六 齊紀二

武 帝 永明二年より七年に至る 二七三

卷の第一百三十七 齊紀三

武 帝 永明八年より十年に至る 三〇九

卷の第一百三十八 齊紀四

武 帝 永明十一年 三四五

卷の第一百三十九 齊紀五

明 帝 建武元年 三六七

卷の第一百四十 齊紀六

明 帝 建武二年より三年に至る 四〇五

卷の第一百四十一 齊紀七

明 帝 建武四年 永泰元年 四四一

卷の第一百四十二 齊紀八

東 昏 侯 永元元年 四七三

卷の第一百四十三 齊紀九

東 昏 侯 永元二年 五〇一

卷の第一百四十四 齊紀十

目 次 三

和 帝	中興元年	………	五二七
卷の第一百四十五	梁 紀 一	………	五二七
武 帝	天監元年より三年に至る	………	五六五
卷の第一百四十六	梁 紀 二	………	五六五
武 帝	天監四年より六年に至る	………	六〇五
卷の第一百四十七	梁 紀 三	………	六〇五
武 帝	天監七年より十三年に至る	………	六三九

資治通鑑自卷第一百二十八至卷第一百四十七(原文)……………一—二五三

國譯資治通鑑第八

文學博士 加藤 繁 譯并註
公田連太郎



卷の第一百二十八

宋紀十

世祖孝武皇帝上

孝建元年春正月己亥朔、上、南郊に祀る。改元し、大赦す。

甲辰、尙書令何尙之を以て左光祿大夫・護軍將軍と爲し、左衛將軍顏竣を以て吏部尙書と爲し、驍騎將軍を領せしむ。

壬戌、更に孝建の四銖錢を鑄る。

乙丑、魏、侍中伊穉を以て司空と爲す。

宋世祖孝武皇帝孝建元年

【一】世祖。諱は駿、字は休龍、小字は道民、文帝の第三子なり。

【二】孝建元年。西紀四五四年。

丙寅、皇子子業を立てて太子と爲す。

初め江州の刺史臧質、自ら謂へらく、人才、一世の英雄と爲すに足ると。太子劼の亂に、質潛に異圖有り。荆州の刺史南郡王義宣が庸闇にして制し易きを以て、外は相推奉し、因りて之を覆さんと欲す。質、義宣に於て内兄たり。既に江陵に至るや、即ち名を稱して義宣を拜す。義宣、驚愕して故を問ふ。質曰はく、『事中、宜しく然るべし』と。時に義宣已に帝を奉じて主と爲す。故に其の計行はれず。新亭に至るに及びて、又、江夏王義恭を拜す。曰はく、『天下、屯危なり。禮、常日に異なり』と。劼既に誅せられ、義宣と質と、功皆第一なり。是に由りて驕恣にして、事多く専行す。凡そ求欲する所、從ふを必せざる無し。義宣、荆州に在ること十年、財富み兵彊し。朝廷の下す所の制度、意、同じからざる有れば、一に遵承せず。質、建康より江州に之くや、舫千餘乘、部伍前後百餘里。帝方に自ら威權を攬る。而るに質、少主を以て之を遇し、政刑慶賞、一に咨稟せず。擅に溢口・鉤圻の米を用ふ。臺符屢に檢詰を加ふ。漸く猜懼を致す。帝、

- 【三】 内兄。臧質は武敬皇后の姪にして、年、義宣よりも長ぜり。故に内兄と爲す。
- 【四】 既に江陵に至る。質始めて兵を起し、魯爽と同じく江陵に至る。事、前卷前年に見ゆ。
- 【五】 事中云云。國家多事の中、宜しく相推奉すべきを謂ふ。
- 【六】 去年五月朔、質、新亭に至る。
- 【七】 屯危。屯難危殆。
- 【八】 上の己に従ふを必ずするなり。
- 【九】 荆州に在る云云。文帝元嘉二十年、義宣、荆州に鎮す。
- 【一〇】 溢口鉤圻の米。溢口の米は、荆湘鄆三州の運の積む所なり。鉤圻の米は、南江の運の積む所なり。
- 【一一】 檢詰。米斛を檢校して擅用の由を詰問するを謂ふ。

義宣の諸女に淫す。義宣、是に由りて恨み怒る。質乃ち密信を遣はして義宣に説きて以爲はく、『賞せられざるの功を負ひ、主を震ふの威を挾み、古より、能く全き者、幾くか有る。今、萬物、心を公に係け、聲迹已に著はる。幾を見て作さずんば、將に它人の先んずる所と爲らんとす。若し徐遺寶・魯爽に命じて、西北の精兵を驅り、來りて江上に屯せしめ、質は九江の樓船を帥ゐて、公の爲めに前驅せば、已に天下の半を得ると爲さん。公は八州の衆を以て、徐ろに進みて之に臨まば、韓・白更に生ると雖も、建康の計を爲す能はざらん。且つ少主、徳を失ふこと、道路に聞ゆ。沈・柳の諸將は、亦我の故人なり。誰か肯て少主の爲めに力を盡さん者ぞ。夫れ留む可からざる者は年なり、失ふ可からざる者は時なり。質常に恐る、濫として朝露に先だち、其の旅力を展べて、公の爲めに掃除するを得ざらんことを。時に於て之に悔ゆとも、何ぞ及ばん』と。義宣の腹心の將佐・諮議參軍蔡超・司馬竺超民等、咸、富貴の望有り、質の威名に倚りて以て其の業を成さんと欲し、共に義宣に勸めて其計に従はしむ。質の女は、義宣の子探の婦と爲る。義

宣の諸女に淫す。義宣、是に由りて恨み怒る。質乃ち密信を遣はして義宣に説きて以爲はく、『賞せられざるの功を負ひ、主を震ふの威を挾み、古より、能く全き者、幾くか有る。今、萬物、心を公に係け、聲迹已に著はる。幾を見て作さずんば、將に它人の先んずる所と爲らんとす。若し徐遺寶・魯爽に命じて、西北の精兵を驅り、來りて江上に屯せしめ、質は九江の樓船を帥ゐて、公の爲めに前驅せば、已に天下の半を得ると爲さん。公は八州の衆を以て、徐ろに進みて之に臨まば、韓・白更に生ると雖も、建康の計を爲す能はざらん。且つ少主、徳を失ふこと、道路に聞ゆ。沈・柳の諸將は、亦我の故人なり。誰か肯て少主の爲めに力を盡さん者ぞ。夫れ留む可からざる者は年なり、失ふ可からざる者は時なり。質常に恐る、濫として朝露に先だち、其の旅力を展べて、公の爲めに掃除するを得ざらんことを。時に於て之に悔ゆとも、何ぞ及ばん』と。義宣の腹心の將佐・諮議參軍蔡超・司馬竺超民等、咸、富貴の望有り、質の威名に倚りて以て其の業を成さんと欲し、共に義宣に勸めて其計に従はしむ。質の女は、義宣の子探の婦と爲る。義

- 【一二】 密信。密使なり。
- 【一三】 萬物。萬民なり。
- 【一四】 徐遺寶は、兗州の刺史たり、建康の北に直る。魯爽は、南豫州の刺史たり、建康の西に直る。魯爽は素より義宣を奉じ、徐遺寶は義宣の府の參軍より起る、故にこれに命じて逆を同じくせんと欲す。
- 【一五】 八州。義宣、荆・雍・梁・益・湘・交・廣・寧の八州を都督す。
- 【一六】 韓・白。韓信・白起。
- 【一七】 沈・柳。沈慶之・柳元景の二人。
- 【一八】 濫として云云。奄然として朝露の未だ晞かざるに先だちて死するをいふ。
- 【一九】 旅力。衆力なり。

宣謂へらく、質、復た異同無しと。遂に之を許す。超民は、夔の子なり。臧敦、時に黃門侍郎たり。帝、敦をして義宣の所に至らしむ。道、尋陽を経。質更に敦をして説きて義宣を誘はしむ。義宣、意遂に定まる。豫州の刺史魯爽、勇力有り。義宣、素より之と相結ぶ。義宣、密に人をして爽及び兗州の刺史徐遺寶に報せしめ、今秋を以て同じく兵を擧げんと期す。使者、壽陽に至る。爽方に飲みて酔ひ、義宣の指を失ひ、即日、兵を擧ぐ。爽の弟瑜、建康に在り、之を聞き逃げて叛く。爽、其の衆をして、黃標を戴かしめ、竊に法服を造りて壇に登り、自ら建平元年と號す。長史韋處穆・中兵參軍楊元駒・治中庾騰之が、己と同じからざらんことを疑ひ、皆、之を殺す。徐遺寶も亦、兵を勸して彭城に向ふ。二月、義宣、爽が己に反せるを聞き、狼狽して兵を擧ぐ。魯瑜の弟弘、質の府佐たり。帝、質に救して之を收へしむ。質即ち臺使を執へて兵を擧ぐ。義宣と質と、皆、上表して言はく、「左右の讒疾する所と爲る。君側の惡を誅せんと欲す」と。義宣、爽の號を征北將軍に進む。爽、是に於て、造る所の輿服を送りて、江陵に詣し、征北府の戸曹をして、義宣等を板せしむ。文に曰はく、「丞相劉、今、天子に補す、名は義宣。車騎臧、今、丞相に補す、名は質。平西朱、今、車騎に補す、名は修之。皆板到りて奉行す」と。義宣、駭愕し、爽が送る所の

【一〇】 夔は、景平・元嘉の間、東陽を守りて功有り。
 【一一】 黃標、黄色の冠り物をして目印となしたるなり。
 【一二】 板、晉宋の制、藩方、權宜を以て、官を授くる者、これを板授と謂ふ。
 【一三】 丞相劉云云。是より先、臧質は、號を車騎將軍に進められ、朱修之は、號を平西將軍に進めらる。義宣を丞相に進む、辭して受けず。

の法物、竝に竟陵に留め、進むるを聽さず。質、魯弘に輔國將軍を加へ、下りて大雷に戍せしむ。義宣、諮議參軍劉謙之を遣はし、萬人を將ゐて弘に就かしめ、司州の刺史魯秀を召し、謙之の後繼を爲さしめんと欲す。秀、江陵に至りて義宣に見え、出でて膺を拊ちて曰はく、「吾が兄、我を誤れり。乃ち癡人と與に賊を作す。今年敗れん」と。義宣、荆江兗豫四州の力を兼ね、威、遠近に震ふ。帝、乘輿法物を奉じて之を迎へんと欲す。竟陵王誕、固く執りて可かず、曰はく、「奈何ぞ此の坐を執して人に與へん」と。乃ち止む。

【一四】 傳には、我は「大事」の二字に作る。
 【一五】 竟陵王誕は時に揚州の刺史たり。
 【一六】 以て魯爽に代らしめんと欲する也。
 【一七】 梁山洲。時に梁山(安徽省安慶道和縣)江中に洲有り。玄謨等の舟師、これに據る。
 【一八】 圖錄。寇謙之の遺教なり。
 【一九】 以て徐遺寶に代らしむるなり。
 【二〇】 以て臧質に代らしむるなり。
 【二一】 以て朱修之に代らしむるなり。

己卯、領軍將軍柳元景を以て、撫軍將軍と爲す。辛卯、左衛將軍王玄謨を以て、豫州の刺史と爲す。元景に命じて、玄謨等の諸將を統べ、以て義宣を討たしむ。癸巳、進みて梁山洲に據り、兩岸に於て、偃月壘を築き、水陸、之を待つ。義宣自ら都督中外諸軍事と稱し、僚佐に命じて、悉く名を稱せしむ。

甲午、魏主、道壇に詣りて圖錄を受く。
 丙申、安北の司馬夏侯祖歡を以て、兗州の刺史と爲す。三月己亥、内外戒嚴す。辛丑、徐州の刺史蕭思話を以て、江州の刺史と爲し、柳元景を雍州の刺史と爲す。

癸卯、太子の左衛率龐秀之を以て徐州の刺史と爲す。義宣、檄を州郡に移して、位號を加進し、同じく兵を發せしむ。雍州の刺史朱修之、僞りて之を許し、而して使を遣はして誠を帝に陳ぶ。益州の刺史劉秀之、義宣の使者を斬り、中兵參軍韋崧を遣はし、萬人を將ゐて江陵を襲はしむ。戊申、義宣、衆十萬を帥ゐて、江津を發す。舳艫數百里。子惛を以て輔國將軍と爲し、左司馬竺超民と與に、留まりて江陵に鎮せしめ、朱修之に檄し、兵萬人を發して繼ぎて進ましむ。修之從はず。義宣、修之が己に貳あるを知り、乃ち魯秀を以て雍州の刺史と爲し、萬餘人を將ゐて之を擊たしむ。王玄謨、秀が來らざるを聞き、喜びて曰はく、『臧質は與し易きのみ』と。冀州の刺史垣護之の妻は、徐遺寶の姉なり。遺寶、護之を邀へて同じく反せんとす。護之從はず、兵を發して之を擊つ。遺寶、兵を遣はし、徐州の長史明胤を彭城に襲はしむ。克たず。胤、夏侯祖勳・垣護之と、共に遺寶を湖陸に擊つ。遺寶、衆を棄て城を焚き、魯爽に奔る。義宣、尋陽に至り、質を以て前鋒と爲して進む。爽も亦兵を引き、直に歷陽に趣き、質と、水陸俱に下る。殿中將軍沈靈賜、百舸を將ゐて、質の前軍を南陵に破り、軍主徐慶安等を擒にす。質、梁山に至り、夾みて兩岸に陳し、官軍と

【三】 以て蕭思話に代らしむるなり。

【三】 王玄謨云云。魯秀善く戰ふ。故に王玄謨、これを憚りし也。

【三】 明胤を彭城に襲ふ。時に蕭思話、己に彭城を離れ、長史明胤、これを守るなり。

【三】 湖陸。宋の兗州の治所。故城は今の山東省濟寧道魚臺縣の東南に在り。

【三】 湘州の刺史云云。義宣、荆湘二州の刺史と爲りて反す。故に二州、皆、代を命ず。

朱修之が順を效すを以て、其の後を制せしむ。故に命ずる

相拒ぐ。夏四月戊辰、後將軍劉義恭を以て湘州の刺史と爲す。甲申、朱修之を以て荆州の刺史と爲す。上、左軍將軍薛安都・龍驤將軍南陽の宗越等を遣はし、歷陽に成せしむ。魯爽の前鋒楊胡興等と戰ひ、之を斬る。爽、進む能はず、留まりて大峴に軍し、魯瑜をして小峴に屯せしむ。上復た鎮軍將軍沈慶之を遣はし、江を濟り、諸將を督して爽を討たしむ。爽、食少く、兵を引き、稍退き、自ら留まりて後を斷つ。慶之、薛安都をして輕騎を帥ゐて之を追はしむ。丙戌、爽に小峴に及ぶ。爽、將に戰はんとし、酒を飲みて過醉す。安都、爽を望見し、即ち馬を躍らして大呼し、直に往きて之を刺す。手に應じて倒る。左右范雙、其の首を斬る。爽の衆奔り散す。瑜も亦部下の殺す所と爲る。遂に進みて壽陽を攻め、之に克つ。徐遺寶、東海に奔る。東海の人、之を殺す。

に荆州を以てす。
【三】 大峴、小峴、大峴は小峴の東に在り。小峴は安徽省安慶道合肥縣の東に在り。
【三】 後を斷つ。殿なり。
【三】 壽陽、爽、南豫州の刺史と爲り、壽陽に鎮す。
【四】 平日。安平無事の日を謂ふ。
【四】 鶴頭。今の安徽省蕪湖道銅陵縣にあり。
【四】 去年、慶之、盱眙に鎮す。今これをして專征せしむ。蓋し兗豫を兼れ督するなり。
【四】 輕師。重兵に非ざるを言ふ。

に及び、賊爽、首を授く。公、情契、常に異なり、或は相見ざるを欲せん。其の識る可きに及び、指送して相呈す」と。爽は、累世の將家にして、驍猛にして善く戦ひ、萬人の敵と號す。義宣と質と、其の死せるを聞き、皆駭き懼る。柳元景、采石に軍す。王玄謨、臧質の衆盛なるを以て、使を遣はして來り、兵を益さんことを求む。上、元景をして進みて姑孰に屯せしむ。太傅義恭、義宣に書を與へて曰はく、「往時、仲堪、兵を靈寶に假し、尋ぎて其の族を害し、孝伯、誠を牢之に推し、踵を旋らして敗れぬ。臧質は、少きとき美行無し。弟の具に悉す所なり。今、西楚の強力を藉り、其の私を濟さんことを圖る。凶謀若し果さば、恐らくは復た池中の物に非ざらん」と。

義宣、此に由りて之を疑ふ。五月甲辰、義宣、蕪湖に至る。質、計を進めて曰はく、「今、萬人を以て南州を取るときは、則ち梁山を綴るときは、則ち玄謨必ず敢て動かじ。下官、中流に棹を鼓し、直に石頭に趣かん。此れ上策なり」と。義宣將に之に従はんとす。劉謙之、密に義宣に言つて曰はく、「質、前驅を求むるは、此の志測り難し。如かず、銳を盡して梁山を攻め、事克ちて然る後長驅せんには、此れ萬安の計なり」と。義宣乃ち止む。元從僕射胡子反等、梁山の西壘を守る。會、西南の風急なり。質、其の將尹周之を遣はして西壘を攻めしむ。子反、方に東岸に度り、玄謨に就きて事を計る。之を聞き、馳せ歸る。周之、壘ヲ攻ムル。偏將劉季之、水軍を帥ゐて殊死して戦ひ、救を玄謨に求む。玄謨、遣はさず。大司馬の參軍崔勳之固く争ふ。乃ち勳之を遣はし、積弩將軍垣詢之と與に之を救はしむ。至る比ほひ、城已に陥る。勳之、詢之皆戰死す。詢之は護之の弟なり。子反等、犇りて東岸に還る。質、又、其の將龐法起を遣はし、數千の兵を將ゐて、南浦に趣かしめ、後より玄謨を掩はんと欲す。游擊將軍垣護之、水軍を引きて與に戦ひ、之を破る。朱修之、馬鞍山の道を斷ち、險に據りて自ら守る。魯秀、之を攻め、克たず。屢、修之に敗らる。乃ち江陵に還る。修之、兵を引きて之を躡ふ。或るひと修之に、急に追はんことを勸む。修之曰はく、「魯秀は驍將なり。獸窮するときは則ち攫む。迫る可からざるなり」と。王玄謨、垣護之をして急を柳元景に告げて曰はしむ、「西城守られず、唯だ東城の萬人を餘すのみ。賊軍數倍にして、彊弱、敵せず。退きて姑孰に還り、節下に就き、力を協せて之に當り、更に進取を議せんと欲す」と。元景許さずして曰はく、「賊執方に盛なり。先づ退く可からず。」

【四四】 公情契常に異なり。義宣と爽と相結び、情契、常人に異なり。

【四五】 累世の將家。魯爽の父は軌、軌の父は宗之、三世の將家なり。

【四六】 仲堪云云。兵を假すこと。一百十卷晉安帝隆安二年に見ゆ。桓玄、殷仲堪を殺す事、一百一十一卷三年に見ゆ。靈寶は桓玄の字なり。

【四七】 孝伯云云。孝伯は王恭の字なり。事は一百一十卷晉安帝隆安二年に見ゆ。

【四八】 梁山に絶せん。柳元景、南州に屯し、梁山の後鎮たり。若しこれを取らば、則ち梁山の路中絶せんとす。

【四九】 胡三省曰はく、沈慶之、薛安都等、江西に在り、柳元景、王玄謨等、義宣と相持す。若し質の計行はるを得ば、建康殆かりしならんと。

【五〇】 西南風急なるに因りて西壘を攻む。東壘の兵、以て風に逆うて赴き救ひ難し。

【五一】 南浦。南浦は今の安徽省安慶道の東部沿江の地。時に玄謨、其將鄭琨・武念をして南浦に成せしむ。

【五二】 馬鞍山。今の湖北省襄陽道襄陽縣にあり。

【五三】 胡三省曰はく、兵法に云へる有り、彼を知り己を知れば、百戰殆からずと。朱修之の此戰はこれに近しと。

吾當に甲を卷きて之に赴くべし」と。護之曰はく、「賊謂へらく、南州には三萬人有り。而るに將軍の麾下は、裁に十分の一なり。若し往きて賊壘に造らば、則ち虚實露れん。王豫州、必ず來る可からず。兵を分ちて之を援くるに如かず」と。元景曰はく、「善し」と。乃ち羸弱を留めて自ら守らしめ、悉く精兵を遣はして玄謀を助け、多く旗幟を梁山に張らしむ。之を望むに、數萬人の如し。皆以爲へらく建康の兵悉く至れりと。衆心乃ち安んず。質、自ら、東城を攻めんと請ふ。諮議參軍顔樂之、義宣に説きて曰はく、「質、若し復た東城に克つときは、則ち大功盡く之に歸せん、宜しく麾下を遣はして自ら行くべし」と。義宣乃ち劉謙之を遣はし、質と俱に進ましむ。甲寅、義宣、梁山に至り、兵を西岸に頓す。質、劉謙之と與に、進みて東城を攻む。玄謀、諸軍を督して大に戰ふ。薛安都、突騎を帥ゐて、先づ其の陳の東南を衝き、之を陥れ、謙之の首を斬る。劉季之・宗越、又、其の西北を陥る。質等の兵大に敗る。垣護之、江中の舟艦を燒く。烟焰、水を覆ふ。延きて西岸に及び、營壘殆ど盡く。諸軍、執に乗じて之を攻む。義宣の兵も亦潰ゆ。義宣、單舸にて逃走し、戸を閉ぢて泣く。荊州の人之に隨ふ者、猶ほ百餘舸あり。質、義宣に見えて事を計らんと欲す。而るに義宣已に去る。質、爲す所を知らず、亦走る。其の衆皆降り散す。己未、嚴を解く。

癸亥、吳興の太守劉延孫を以て尙書右僕射と爲す。

【五四】梁山に至る。義宣、鵝頭より梁山の西岸に至るなり。

【五五】戸。艦戸なり。

六月丙寅、魏主、陰山に如く。

臧質、尋陽に至り、府舎を焚燒し、妓妾を載せて西に走る。嬖人何文敬をして、餘兵を領して前に居らしむ。西陽に至る。西陽の太守魯方平、文敬を給きて曰はく、「詔書に、唯だ元惡を捕へ、餘は問ふ所無しと。之を逃ぐるに如かず」と。文敬、衆を棄てて亡げ去る。質先に妹夫羊冲を以て 武昌郡と爲す。質往きて之に投せんとす、冲已に郡丞胡庇之の殺す所と爲る。質、歸する所無く、乃ち南湖に逃れ、蓮の實を撥りて之を噉ふ。追兵至る。荷を以て頭を覆うて、自ら水に沈み、其の鼻を出す。戊辰、軍主鄭俱兒、望見して之を射、心に中つ。兵刃亂れ至る。腸胃、水艸に繋まる。首を斬りて建康に送る。子孫皆弃市し、并せて其の黨樂安の太守任蒼之・臨川の内史劉懷之・鄱陽の太守杜仲儒を誅す。仲儒は 驥の兄の子なり。功臣柳元景等、封賞各差有り。丞相義宣、走りて江夏に至り、巴陵に軍有りと聞き、回りに江陵に向ふ。衆散じて且に盡きんとす。左右十許人と與に徒歩す。脚痛み、前む能はず。民の露車を僦うて自ら載せ、道に緣りて食を求む。江陵の郭外に至り、人を遣はして竺超民に報す。超民、羽儀兵衆を具して之を迎ふ。時に荊州、帶甲尙ほ萬餘人あり。左右翟靈寶、義宣を誠め、將佐を撫慰するに、「臧質、指授の宜に違ひ、用て利を失ふを致せ

【五六】武昌郡。武帝太康元年、江夏を改めて武昌郡と爲す。

【五七】南湖。今の湖北省江漢道武昌縣に在り。

【五八】荷。蓮の葉。

【五九】驥。杜驥、元嘉中、青州の刺史たり。

【六〇】巴陵の軍。蓋し章嶽の兵なり。或は曰はく、湘州の刺史劉遵考の兵なりと。

り。今、兵を治め甲を繕ひ、更に後圖を爲さん。昔、漢高は百敗して、終に大業を成せり」といふを以てせしむ。而るに義宣、靈寶の言を忘れ、誤りて、項羽千敗と云ふ。衆、咸口を掩ふ。魯秀・竺超民等、猶ほ・餘兵を收めて更に一決を圖らんと欲す。而るに義宣、(三三) 惛沮し、復た神守無く、内に入り、復た出でず。左右の腹心、稍稍離叛し、魯秀、北に走る。義宣、自立する能はず、秀に従つて去らんと欲し、乃ち(三三) 息悞を搆へ、及び愛する所の妾五人、男子の服を着て相隨ふ。城内擾亂し、白刃交横はる。義宣懼れて馬より墜ち、遂に歩いて進む。竺超民送りて城外に至り、更に馬を以て之に與へ、歸りて城守す。義宣、秀を求めむれども得ず。左右盡く之を弃つ。夜、復た南郡の空廨に還る。旦日、超民收へて刺奸に送る。義宣、獄戸に止まり、地に坐して歎じて曰はく、「臧質老奴、我を誤れり」と。(二) 始メ五妾ト俱五妾、尋ぎて遣り出さる。義宣、號泣し、獄吏に語りて曰はく、「常日は苦に非ず、今日分別して始めて是れ苦なり」と。魯秀、衆散じ、去る能はず、還りて江陵に向ふ。城上の人、之を射る。秀、水に赴きて死す。就きて其の首を取る。右僕射劉延孫に詔して、荆・江二州をして(三六) 枉直を旌別せしめ、就きて誅賞を行はしむ。且つ二州の地を分割し、更に新州を置

- 【六一】 口を掩ふ。口を掩うて笑ふなり。
- 【六二】 惛沮。くらみ、はげむ。意氣沮喪する也。
- 【六三】 息。子なり。
- 【六四】 南郡の空廨。南郡の太守の廨舎は、蓋し江陵の城外に在り。空廨は人去りて空しき役所なり。
- 【六五】 刺奸。漢より以來、公府に刺奸掾あり。
- 【六六】 枉直。曲直なり。
- 【六七】 新州云云。是に由りて、遂に荆湘江豫の地を分ちて鄂州を置く。

かんと議す。初め晋氏の南遷するや、揚州を以て京畿と爲し、穀帛の資する所、皆焉に出で、荆・江を以て重鎮と爲し、甲兵の聚まる所、盡く焉に在り。常に大將をして之に居らしむ。三州の戸口、江南の半に居る。上、其の強大なるを惡む。故に之を分たんと欲す。癸未、揚州の浙東の五郡を分ちて東揚州を置き、會稽に治し、荆・湘・江・豫州の八郡を分ちて鄂州を置き、江夏に治し、南蠻校尉を罷め、其の營を建康に遷す。太傅義恭、鄂州をして巴陵に治せしめんと議す。尙書令何尙之曰はく、「夏口は、荆・江の中に在り、正に沔口に對し、雍梁に通接し、寔に津要と爲す。由來、舊鎮にして、根基易らず、既に見城有り、浦大にして舫を容る。事に於て便と爲す」と。上、之に従ふ。既にして荆・揚、此に由りて虚耗す。尙之、復た二州を合せんと請ふ。上許さず。

戊子、錄尙書事を省く。上、宗室の彊盛なるを惡み、權の・臣下に在るを欲せず。太傅義恭、其の指を知る、故に請うて之を省く。

- 【六八】 五郡。會稽・東陽・永嘉・臨海・新安。
- 【六九】 八郡。荆州の江夏・竟陵・隨・武陵・天門、湘州の巴陵、江州の武昌、豫州の西陵、凡そ八郡。
- 【七〇】 水經註に、南蠻校尉府は方城に在り。油口より以東、屯營相接す、悉く是れ南蠻府の屯兵なりと。
- 【七一】 夏口云云。夏口より沔に入り、流に流れて上れば、襄陽に至り、又、流に流れて上れば漢中に至る、故に雍梁に通接すと云ふ。
- 【七二】 舊鎮。夏口は、吳より以來、重鎮と爲す。
- 【七三】 江を守るの備は、船艦を急と爲す。故に浦大にして舫を容るるを便と爲す。

上、王公(七)八座をして、荊州の刺史朱修之に書を與へしむ、『丞相義宣をして自ら計を爲さしめよ』と。書未だ達せず。庚寅、修之、江陵に入りて義宣を殺し、并せて其の子十六人及び同黨坐超民、從事中郎蔡超、諮議參軍顏樂之等を誅す。超民の兄弟、應に誅に従ふべし。何尙之・上言す、『賊既に遁走し、一夫、擒にす可し。若し超民、反覆して利に味まば、即ち當に之を取るべし。唯だ愆を免るるのみに非ず、亦、不義の賞を要す可し。而るに超民曾て此の意無し。微しく過を觀て仁を知るに足る。且つ官の爲めに城府を保全し、謹みて庫藏を守り、端坐して縛を待てり。今戮して兄弟に及ぶときは、則ち其餘の逆黨と異なる無し。事に於て重しと爲す』と。上乃ち之を原す。

【七】八座。五曹尙書・二僕射・一令をいふ。
【七五】是の年、夏、魏主、陰山に如く。
【七六】靈丘。縣、今の山西省雁門道靈邱縣。幸しは宜しく、如きしに作るべし。

秋七月丙申朔、日、之を食する有り。
庚子、魏の皇子弘生る。辛丑、大赦し、興光と改元す。
丙辰、大赦す。
八月甲戌、魏の趙王深・卒す。
乙亥、魏主、平城に還る。
冬十一月戊戌、魏主、中山に如き、遂に信都に如く。十二月丙子、還りて靈丘に幸し、溫泉宮に至る。庚辰、平城に還る。

二年、春正月、魏の車騎大將軍樂平王拔、臯有り、死を賜はる。
鎮北大將軍南兖州の刺史沈慶之、老を請ふ。二月丙寅、以て左光祿大夫・開府儀同三司と爲す。慶之固く讓る。表疏數十たび上り、又面たり自ら陳べ、乃ち稽顙して泣涕するに至る。上、奪ふ能はず、始興公を以て第に就くを聽し、厚く給奉を加ふ。之を頃くして、上、復た、慶之を用ひんと欲し、何尙之をして往きて之を起さしむ。尙之、累に上意を陳ぶ。慶之笑うて曰はく、『沈公は、何公が往きて復た返るに效はず』と。尙之慙ちて止む。辛巳、尙書右僕射劉延孫を以て南兖州の刺史と爲す。

【一】何公云。尙之が志を固くする能はざること、一百二十六卷文帝元嘉二十八年に見ゆ。
【二】史、魏主が如きし所の地を書せず。
【三】雍州の刺史。朱修之、已に江陵に赴き、柳元景、又、建康に留まる。渾を以て雍州の刺史たらしむ。

六月壬戌、魏、太安と改元す。
甲子、大赦す。
甲申、魏主、平城に還る。
秋七月癸巳、皇弟休祐を立てて山陽王と爲し、休茂を海陵王と爲し、休業を鄱陽王と爲す。
丙辰、魏主、河西に如く。
雍州の刺史武昌王渾、左右と與に檄文を作り、自ら楚王と號し、永光と改元し、百官を備置し、

以て戲笑と爲す。長史王翼之、其の事迹を封呈す。八月庚申、渾を廢して庶人と爲し、始安郡に徙す。上、員外散騎侍郎東海の戴明寶を遣はして渾を詰責せしめ、因つて逼りて(渾ヲ)自殺せしむ。時に年十七。

丁亥、魏主、平城に還る。

詔して、郊廟を祀るに、初めて備樂を設く。前の殿中曹郎荀萬秋の儀に従ふなり。

上、王侯を削弱せんと欲す。冬十月己未、江夏王義恭・竟陵王誕、王侯の車服器用・樂舞制度を裁すること凡て九事を奏す。上、因つて有司に諷し、増廣して二十四條と爲さんと奏せしむ、「聽事には南に向つて坐するを得ず、劍は鹿盧の形を爲るを得ず、内史・相及び封内の官長は、止だ下官と稱し、臣と稱するを得ず、官を罷むるときは則ち復た追敬せざらん」と。詔して可とす。

庚午、魏、遼西王常英を以て太宰と爲す。

壬午、太傅義恭を以て、揚州の刺史を領せしめ、竟陵王誕を司空と爲し、南徐州の刺史を領せしめ、建平王宏を尙書令と爲す。

是の歲、故の氏王楊保宗の子元和を以て征虜將軍と爲し、楊頭を輔國將

【四】備樂云云。晉氏、南渡するや、艸創にして、二郊に樂無し。宗廟には登歌有りと雖も、亦二舞無し。符堅を破りて樂工を得るに及びて始めて金石の樂有り、文帝元嘉二十二年、南郊に始めて登歌を設く。此れ所謂備樂なり。能く雅樂を備ふるに非ず、魏晉以來の世俗の樂のみ。順帝昇明二年、王僧虔の所謂、朝廷の禮樂、多く舊典に違ふとは、蓋し此の類を指す。

【五】裁。減損する也。

軍と爲す。頭は文德の從祖兄なり。元和は、楊氏の正統なりと雖も、朝廷、其の年幼にして才弱きを以て、未だ位號を正さず、部落、定主無し。

頭先に葭蘆に成す。母妻子弟、竝に魏の執ふる所と爲る。而るに頭、宋の爲めに堅く守り、貳心無かりき。雍州の刺史王玄謨・上言すらく、「請ふ、頭を以て假節・西秦州の刺史と爲し、用て其の衆を安輯し、數年の後元和稍長するを俟ち、故業を嗣がしめん。若し元和、才用稱はずんば、便ち應に頭に歸すべし。頭能く漢川を藩扞し、虜患無からしむ。彼の四千戸の荒州は、殆ど惜むに足らず。若し葭蘆守られずんば、漢川も亦立つ理爲からん」と。上從はず。

三年、春正月庚寅、皇弟休範を立てて順陽王と爲し、休若を巴陵王と爲す。戊戌、皇子子尚を立てて西陽王と爲す。

壬子、右衛將軍何瑀の女を納れて、太子の妃と爲す。瑀は、澄の曾孫なり。甲寅、大赦す。

乙卯、魏、貴人馮氏を立てて皇后と爲す。后は、遼西郡公朗の女なり。朗、秦雍二州の刺史と爲り、事に坐して誅せらる。后、是に由りて、宮に没入せらる。

【六】鹿盧の形。古、長劍の首、玉を以て井の鹿盧形を作る。

【七】楊氏の正統。楊保宗は、氏王楊玄の子なり、故に元和を楊氏の正統と爲す。

【八】頭先に葭蘆に成す。文帝元嘉二十年、魏、仇池に克ち、楊文德敗れ走る。頭の母妻子弟、魏の執ふる所と爲ること、當に是の年に在るべし。二十七年、始めて頭をして葭蘆に成せしむ。

【一】馮朗、魏に降ること、一百二十二卷文帝元嘉九年に見ゆ。

二月丁巳、魏主、子弘を立てて皇太子と爲す。先づ其の母李貴人をして、付託する所の兄弟を條記せしめ、然る後故事に依りて死を賜ふ。

甲子、廣州の刺史宗慤を以て豫州の刺史と爲す。故事に、府州の部内、事を論ずるや、皆、籤前に論ずる所の事を直叙し、典籤を置きて以て之を主らしむ。宋の世、諸皇子の、方鎮と爲る者、多くは幼なり。時主、皆、親近左右を以て典籤を領せしむ。典籤の權稍く重し。是に至りて、長王、藩に臨み、素族出でて鎮すと雖も、典籤、皆、教命を出納し、其の樞要を執り、刺史、其の職任を専らにするを得ず。慤が豫州と爲るに及びて、臨安の吳喜、典籤たり。慤の刑政の施す所、喜毎に多く違執す。慤大に怒りて曰はく、「宗慤、年將に六十ならんとし、國の爲めに命を竭し、正に一州を得ること、斗大の如し。復た典籤と共に之に臨む能はず」と。喜、稽顙して血を流す。乃ち止む。丁零の數千家、井陘の山中に匿れて盜を爲す。魏の選部尚書陸眞、州郡と兵を合はせ、討ちて之を滅ぼす。

閏月戊午、尚書左僕射劉遵考を以て丹陽の尹と爲す。

癸酉、鄱陽の哀王休業、卒す。

大傅義恭、南兖州の刺史西陽王子尙が寵有るを以て、將に之を避けんとし、乃ち揚州を辭す。秋七

月、義恭の揚州を解く。丙子、子尙を以て揚州の刺史と爲す。時に熒惑、南斗を守る。上、西州の舊館を廢し、子尙をして移りて東城に治せしめ、以て之を厭す。揚州の別駕從事沈懷文曰はく、「天道、變を示す。宜しく之に應ずるに徳を以てすべし。今、西州を空しくすと雖も、恐らくは益無からん」と。從はず。懷文は懷遠の兄なり。

八月、魏の平西將軍漁陽公尉眷、伊吾を撃ち、其城に克ち、大に獲て還る。

九月壬戌、丹陽の尹劉遵考を以て尚書右僕射と爲す。

冬十月甲申、魏主、平城に還る。

丙午、太傅義恭、位を太宰に進められ、司徒を領す。

十一月、魏、尚書西平王源賀を以て、冀州の刺史と爲し、更めて爵隴西王を賜ふ。賀、上言す、「今、北虜は遊魂のごとく、南寇は險を負む。疆場の間、猶ほ須く防戍すべし。臣愚以爲へらく、大逆・赤手にして人を殺すに非ざるよりは、其の賊盜及び過誤に坐し、應に死に入るべき者は、皆、原有し。讞して邊を守らしむ可し。則ち是れ已斷の體、更生の恩を受け、徭役の家、休息の恵を蒙るなり」と。魏の高宗、之に従ふ。之を久しくして、羣臣に謂つて

- 【一】 南斗は揚州の分なり、故にこれを厭するなり。厭とは災禍を厭伏するなり。
- 【二】 伊吾を撃つ。李寶、伊吾、敦煌を以て魏に降る。寶既に入朝し、伊吾復た叛く。故にこれを撃つ。
- 【三】 亦、魏主の行く所の地を書せず。
- 【四】 遊魂のごとく。ふらふらと徘徊するを云ふ。遊魂とは浮遊する精魂なり。
- 【五】 已斷の體更生の恩を受く。誅殺せられて已に斷たるべき身體、再生の恩を受くる也。
- 【六】 魏の高宗。宜しく「魏主」に作るべし。蓋し舊史の文を沿襲せるなり。

曰はく、「吾、賀の言を用ひ、一歳にして、活かす所少からず、戍兵を増すこと亦多し。卿等、人人、賀の如くならば、朕何をか憂へんや」と。會、武邑の人石華、「賀、反を謀る」と告ぐ。有司以て聞す。帝曰はく、「賀、誠を竭して國に事ふ。朕、卿等の爲めに之を保す。此れ無きこと明かなり」と。命じて精しく訊驗を加へしむ。華、果して引誣す。帝、之を誅す。因つて左右に謂つて曰はく、「賀の忠誠を以てすら、猶ほ誣謗を免れず。賀に及ばざる者は、慎む無かる可けんや」と。

十二月、濮陽の太守姜龍駒、新平の太守楊自倫、郡を棄てて魏に奔る。

上、青冀二州を移し、併せて歷城に鎮せんと欲す。議者多く同じからず。

青冀二州の刺史垣護之曰はく、「青州は、北に河・濟有り、又陂澤多し。虜の向ふ所に非ず。來りて寇掠する毎に、必ず歷城に由る。二州、鎮を并すは、此れ經遠の略なり。北は又河に近し。順に歸する者易し。近く民患を息め、遠く王威を申ぶ。邊を安んずるの上計なり」と。是に由りて遂に定まる。

元嘉中、官、四銖錢を鑄る。〔四〕輪郭形制、五銖と同じ。用費、利無し。故に民、盜鑄せず。上位に即くに及びて、又孝建の四銖を鑄る。形式薄小にして、輪郭成らず。是に於て盜鑄する者衆く、雜ふるに鉛錫を以てし、古錢を翦鑿し、錢轉た薄小なり。守宰、禁ずる能はず。〔五〕死免に坐する者相

- 〔二〕 引誣。自ら誣告の罪を引きて服するなり。
- 〔三〕 沈約の志によれば、濮陽、新平は、皆、兗州に屬す。而れども治所を載せず。蓋し僑郡なり。
- 〔四〕 二州鎮を并す。青州はもと、東陽に治し、冀州は歷城に治す、今併せて一鎮と爲す。
- 〔五〕 輪郭。錢の外圓を輪と爲し、内方を郭と爲す。
- 〔六〕 用費利無し。一錢を鑄るの費、適に一錢の用に當り、贏利無きを言ふなり。

繼ぐ。盜鑄益甚だしく、物價踊貴す。朝廷、之を思ふ。去歲の春、詔して、錢、薄小にして輪郭無き者は、悉く行ふを得ざらしむ。民間喧擾す。是の歲、始興郡公沈慶之、建議して以爲はく、「宜しく民の錢を鑄るを聽し、郡縣に錢署を置き、鑄るを樂しむの家は、皆署内に居き、其の準式を平かにし、其の雜僞を去り、去春、禁ずる所の新品、一時施用し、今鑄るは悉く此の格に依り、萬に三千を税し、盜鑄を嚴檢すべし」と。丹陽の尹顔竣、之を駁して以爲はく、「五銖の輕重は、漢の世に定まり、魏晉以降、之を能く改むること莫し。誠に、物貨既に均しく、之を改むるときは僞生ずるを以ての故なり。今云ふ、「去春、禁ずる所、一時施用せん」と。若し巨細總べて行はれて、公鑄に従はずんば、己を利すること既に深く、情僞極り無く、私鑄翦鑿、盡く禁ず可からざらん。財貨未だ贍らずして、大錢已に竭き、數歲の間に、悉く塵土と爲らん。今、新禁初めて行はれ、品式未だ一ならざれども、須臾にして自ら止まん。以て聖慮を垂るるに足らず。唯だ府藏空匱するは、實に重憂と爲す。今縱ひ細錢を行ふとも、官、賦を益すの理無く、百姓贍ると雖も、官の乏しきを解く無からん。唯だ費を簡にし華を去り、専ら節儉に在り。贍るを求むるの道、此よりも貴しと爲すもの莫きのみ」と。議者又以爲はく、「銅轉た得難し」と。二銖錢を鑄んと欲す。竣曰はく、「議者以爲へらく、官藏空虚なり、宜しく更に改鑄すべし。天下銅少し、宜しく錢式を減じ、以て交弊を

- 〔六〕 死免。死刑と免職となり。
- 〔七〕 嚴檢。嚴重に檢察する也。
- 〔八〕 五銖の輕重云云。漢の武帝元狩五年、五銖錢を行ふ。

宋世祖孝武帝孝建三年

救ひ、國を賑らし民を舒かにすべしと。愚以爲へらく、然らずと。今二銖を鑄、恣に新細を行はば、官に於ては、乏しきを解く無く、而して民間には、姦巧大に興り、天下の貨、將に糜碎して盡くるに至らんとす。(三〇)空嚴、禁を立つとも、而も(三一)利深、絶ち難く、(三二)一二年ならずして、其の弊、復た救ふ可からざらん。民、大錢の改まるに懲り、兼ねて近日の新禁を畏れ、市井の間、必ず紛擾を生ぜん。遠利未だ開けず、(三三)切患、狼に及び、富商、志を得、貧民困窘せん。此れ皆甚た不可なる者なり」と。乃ち止む。

- 【二九】 交弊云云。官藏空虚にして、錢以て贖用する無し。而して天下、銅少く、又以て錢を鑄る無し。是れ交弊するなり。議者、此に縁りて、小錢を改鑄して以て、これを救はんと欲す。
- 【三〇】 空嚴、禁を立つ。宋書顏峻傳には「空しく嚴禁を立つ」に作る、是なるに似たり。
- 【三一】 利深、利欲を求むる心深切なるをいふ。
- 【三二】 一二年ならずして云云。一二年を待たずして弊甚だしかるべきをいふ。
- 【三三】 切患、近くして切なる患害。遠利に對す。
- 【三四】 定州。今の直隸省保定道定縣に治す。
- 【三五】 深澤。縣の名、定州博陵郡に屬す。今の直隸省保定道深澤縣の地。
- 【三六】 魏の高宗。當に「魏主」に作るべし。

魏の(三四)定州の刺史高陽の許宗之、(三五)深澤の民馬超、宗之を誘毀す。こと節ならず。(三六)深澤の民馬超、宗之を誘毀す。宗之、超を毆殺す。其の家人が狀を告げんことを恐れ、「超、朝政を誣誦す」と上す。(三七)魏の高宗曰はく、「此れ必ず妄ならん。朕、天下の主と爲り、何ぞ超に惡まれて、此の言有らん。必ず宗之、罪を懼れて超を誣ふるならん」と。案驗するに果して然り。宗之を都南に斬る。金紫光祿大夫顏延之卒す。延之の子峻貴重なり。凡そ資供する所、延之、一に受くる所無し。布

衣茅屋、蕭然として故の如し。常に羸牛、笨車に乗り、峻の(三六)鹵簿に逢へば、即ち屏きて道の側に住まる。常に峻に語りて曰はく、「吾、平生、要人を見るを喜まず。今、不幸にして汝を見る」と。峻、宅を起す。延之謂つて曰はく、「善く之を爲せ。後人をして汝の拙を笑はしむる無かれ」と。延之、嘗て(三七)早く峻に詣る、賓客の門に盈つるを見る。峻尙ほ未だ起きず。延之怒りて曰はく「汝、糞土の中より出で、雲霞の上に升り、遽に驕傲なること此の如し。其れ能く久しからんや」と。峻、父の(三八)憂に丁り、裁に月を踰えたるに、起して右將軍と爲す。丹陽の尹たること故の如し。峻、固辭し、表十たび上る。上許さず。中書舍人戴明寶を遣はし、峻を抱きて車に登せ、載せて郡舍に之かしむ。賜ふに布衣一襲を以てし、(三九)絮するに綵綸を以てす。(四〇)主衣を遣はし、就きて諸を體に衣せしむ。

- 【三六】 笨車。粗造なる車。
- 【三七】 鹵簿。導從の次第を曰ふ。行列。
- 【三八】 要人。重要な官職に在る人。
- 【三九】 早く。早朝。
- 【四〇】 憂。喪なり。
- 【四一】 絮云云。色絲の組紐を以て縁をとること。
- 【四二】 主衣。天子の衣服を主とするの職なり。
- 【四三】 大明元年。西紀四五七年。
- 【四四】 崞山。今の山西省雁門道崞縣に在り。

(二)大明元年、春正月辛亥朔、改元し、大赦す。
壬戌、魏主、崞山に敗す。戊辰、平城に還る。
魏、漁陽王尉眷を以て太尉と爲し、尙書の事を録せしむ。

二月、魏人、兗州に寇し、無鹽に向ひ、東平の太守南陽の劉胡を敗る。詔して、太子の左衛率薛安都を遣はし、騎兵を將ゐ、東陽の太守沈法系をして、水軍を將ゐて彭城に向ひ、以て之を禦ぎ、竝に徐州の刺史申坦の節度を受けしむ。至る比ほひ、魏の兵已に去る。是より先、羣盜、任城の荆榛中に聚まり、累世、患を爲す。之を任榛と謂ふ。申坦、軍を回らして之を討たんと請ふ。上、之を許す。任榛、之を聞き、皆逃げ散す。時に天旱し、人馬渴乏し、功無くして還る。安都、法系、坐して白衣にして職を領し、坦、誅に當す。羣臣、爲めに請へども、能く得るもの莫し。沈慶之、坦を抱き、市に哭して曰はく、『汝、皇無くして死す。我、汝を市に哭す。行くゆく當に汝に就くべし』と。有司、以て聞す。上乃ち之を免す。

三月庚申、魏主、松山に敗す。己巳、平城に還る。

魏主、其の弟新成を立てて陽平王と爲す。

上、吉に即くよりの後、奢淫にして自ら恣にし、興造する所多し、丹陽の尹顔竣、藩朝の舊臣なるを以て、數、懇切に諫争し、回避する所無し。上浸く悦ばず。竣自ら謂へらく、才、時に幹たるに足り、恩舊、比莫し。當に中に居りて永く朝政を執るべしと。而るに陳ふる所多く納れられず、上之を疎んせんと欲するを疑ひ、乃ち外に出でんことを求め、以て上意を占ふ。夏六月丁亥、

詔して、竣を以て東揚州の刺史と爲す。竣始めて大に懼る。

癸卯、魏主、陰山に如く。

雍州の統ぶる所、僑郡縣多し、刺史王玄謨、上言すらく、『僑郡縣は、境土有る無く、新舊錯亂し、租課、時ならず。請ふ皆土斷せん』と。秋七月辛未、詔して、雍州の三郡十六縣を并せて、一郡と爲す。郡縣の流民、屬籍を願はず。詛言すらく、『玄謨、反せんと欲す』と。時に柳元景、宗彊、羣從多く、雍部の二千石たり。聲に乗じ、皆、玄謨を討たんと欲す。玄謨、令して、内外晏然たらしめ、以て衆惑を解く。使を馳せて啓上し、具に本末を陳ぶ。上、其の虚なるを知り、主書吳喜を遣はして之を撫慰し、且つ報じて曰はく、『七十の老公、反して何をか求めんと欲せん。君臣の際、以て相保するに足る。聊か復た笑と爲し、卿が眉頭を伸ぶるのみ』と。玄謨、性嚴にして、未だ嘗て妄に笑はず。故に上、此を以て之に戲る。

八月己亥、魏主、平城に還る。

甲辰、司空南徐州の刺史竟陵王誕を徙して、南兗州の刺史と爲し、太子の詹事劉延孫を以て南徐州の刺史と爲す。初め高祖遺詔して、京口は要地にして建康を去ること密

【三】 無鹽。縣、東平郡に屬す。今の山東省東臨道東平縣。
 【四】 任城。縣、今の山東省濟寧道濟寧縣。
 【五】 吉に即く。三年の喪既に除きて吉服に即く。
 【六】 藩朝の舊臣。上、藩王たりし時、竣、僚佐たり、是れ藩朝の舊臣なり。晉宋の間、郡を郡朝と曰ひ、府を府朝と曰ひ、藩王を藩朝と曰へり。

【七】 僑郡縣云云。漢人の南遷するや、其の故地の郡縣の名を以て南方に來り、南地に寄留郡縣を設けたるなり。而して一定したる境界無く、新に來りたる僑寓の人と舊來住居せる土著の人と錯雜するなり。
 【八】 土斷。土著のものとして所斷すること。
 【九】 屬籍。土著の籍に屬する也。
 【一〇】 羣從。羣從兄弟なり。
 【一一】 雍部云云。柳元景は河東の解の人、南に徙りて雍部に僑居す。
 【一二】 主書。中書省に屬する官の名。

邇せるを以て、宗室近親に非ざるよりは、之に居るを得ざらしむ。延孫の先は、高祖と源を同じくす。と雖も、而も高祖は彭城に屬し、延孫は莒縣に屬し、從來、昭穆を序せず。上、既に延孫に命じて京口に鎮せしめ、仍て詔して、延孫と族を合せ、諸王をして皆長幼を序せしむ。上、閨門、禮無く、親疎尊卑を擇ばず。民間に流聞すること、至らざる所無し。誕は寃にして而も禮有り、又、太子劭、丞相義宣を誅するに、皆大功有り。人心竊に之に向ふ。誕多く才力の士を聚め、精甲利兵を蓄ふ。上、是に由りて畏れて之を忌み、誕が中に居るを欲せず、出でて京口に鎮せしめ、猶ほ其の逼るを嫌ひ、更に之を廣陵に徙す。延孫が腹心の臣なるを以て、京口に鎮せしめ、以て之を防ぐ。魏主、將に東巡せんとす。冬十月、太宰常英に詔して、行宮を遼西の黃山に起さしむ。

十二月丁亥、更めて 順陽王休範を以て、桂陽王と爲す。

二年、春正月丙午朔、魏、酒禁を設け、釀酤飲者、皆之を斬る。吉凶の會には、禁を開くを聽すこと、程日有り。魏主、士民が多く酒に因りて鬪を致し及び國政を議するを以て、故に之を禁

- 【一】 太子劭云云。誕が兵を起して劭を討つ事、前卷文帝元嘉三十一年に見ゆ。上に勸めて義宣を迎ふるを止むる事、前に見ゆ。
- 【二】 廣陵。南兗州は時に廣陵に治す。
- 【三】 黃山。遼西郡肥如縣（今の直隸省津海道盧龍縣の北）に在り。
- 【四】 順陽王休範。孝建三年、休範、順陽王に封ぜらる。
- 【五】 釀酤飲者。酒を釀す者、酒を酤る者、酒を飲む者。
- 【六】 程日。一定の期日。魏書刑罰志には、日程に作る。

す。内外の候官を増置し、諸曹及び州鎮を伺察し、或は微服して府寺の間に雜亂し、以て百官の過失を求め、有司窮治し、訊掠して服を取る。百官の、贓、二丈に滿つる者は皆斬る。又、律七十九章を増す。

乙卯、魏主、廣寧の溫泉宮に如き、遂に平州を巡る。庚午、黃山宮に至る。二月丙子、碣石山に登り、滄海を觀る。戊寅、南して信都に如き、廣川に敗す。

- 【一】 候官。魏、道武帝より以來、候官有り、今、其の員を増す。
- 【二】 訊掠して服を取る。拷問して罪に服せしむる也。
- 【三】 二丈。布帛の長さ二丈をいふ。
- 【四】 平州。魏の平州の地は、遼西・北平二郡に止まる。
- 【五】 廣川。縣の名、今の直隸省大名道冀縣。
- 【六】 魏の高宗。當に「魏主」に作るべきに似たり。下の帝も亦然り。
- 【七】 馴致。漸次に大きくすること。

乙酉、金紫光祿大夫褚湛之を以て、尙書左僕射と爲す。丙戌、建平の宣簡王宏、疾を以て尙書令を解く。三月丁未、卒す。丙辰、魏の高宗、平城に還る。太華殿を起す。是の時、給事中郭善明、性傾巧にして、帝に説きて大に宮室を起さしむ。中書侍郎高允諫めて曰はく、「太祖、始めて都邑を建て、其の營立する所、必ず農の隙に因れり。況んや建國已に久しく、永安の前殿は、以て朝會するに足り、西堂の温室は、以て宴息するに足り、紫樓は以て臨望するに足るをや。縦ひ修廣する有るも、亦宜しく馴致すべし、倉猝にす可からず。今、當に役すべき所を計るに、凡そ二萬人。老弱の供、餉、又、當に之に倍すべし。半年にして畢る可しと期す。一夫耕さざれば、或は之が飢を受くる

あり。況んや四萬人の勞費は、勝げて道ふ可けんや。此れ陛下の宜しく心を留むべき所なり」と。帝、之を納る。允、好みて切諫す。朝廷、事、便ならざる有れば、允輒ち見ゆるを求む。帝常に「左右を屏けて以て之を待つ。或は朝より暮に至り、或は連日出でず。羣臣、其の言ふ所を知るもの莫し。語或は痛切にして、帝、聞くに忍びざる所あれば、左右に命じて扶けて出でしむ。然れども終に善く之を遇す。時に、事を上して、激訐を爲す者有れば、帝、之を省みる。羣臣に謂つて曰はく、「君父は一なり。父、過有れば、子、何ぞ書を作りて衆中に於て之を諫めざる。而るに私室、屏處に於て諫むるは、豈に其の父の惡の、外に彰るるを欲せざればなるに非ずや。君に事ふるに至りて、何ぞ獨り然らざらん。君、得失有れば、面陳する能はずして、上表して顯諫し、以て君の短を彰かにし己の直を明かにせんと欲するは、此れ豈に忠臣の爲す所ならんや。高允の如き者は、乃ち忠臣なり。朕、過有れば、未だ嘗て面言せずんばあらず。朕が聞くに堪へざる所の者有るに至るも、允、皆、避くる所無し。朕は其の過を知り、而して天下は知らず。忠と謂はざる可けんや」と。允が、與に同じく徴せらるる所の者游雅等、皆、大官封侯に至り、部下の吏、刺史二千石に至る者、亦數十百人なり。而るに允、

- 【一〇】 左右を屏く。其言を十分に盡さしめんと欲するなり。
- 【一一】 激訐。はげしく、あばく。
- 【一二】 屏處。隱屏の處。人に知られざる處をいふ。
- 【一三】 允と同じく徴せらるる事、一百二十二卷文帝元嘉八年に見ゆ。
- 【一四】 部下の吏。中書の吏を謂ふ、嘗て允に事へて部下に在る者。
- 【一五】 郎たる云云。魏の世祖神嘉四年、允徴せられて中書博士を拜し、著作郎を領す、是の年に至るまで二十五年。

郎たること二十七年、官を徙さず。帝、羣臣に謂つて曰はく、「汝等、弓刀を執りて朕が左右に在りと雖も、徒らに立つのみ、未だ嘗て一言の規正する有らず、唯だ朕が喜悅の際を伺ひて、官を祈め爵を乞ふのみ。今皆功無くして、王公に至れり。允、筆を執り、我が國家を佐くること數十年、益たること小ならざるに、郎たるに過ぎず。汝等、自ら愧ぢざらんや」と。乃ち允を中書令に拜す。時に魏の百官、祿無し。允、常に諸子をして樵采して以て自ら給せしむ。司徒陸麗、帝に言して曰はく、「高允、寵待を蒙ると雖も、而も家貧しく、(一七)妻子立たず」と。帝曰はく、「公、何ぞ先に言はざる。今、朕が之を用ふるを見、乃ち其の貧しきを言ふか」と。即日、允の第に至る。惟だ艸屋數間、布被縑袍、厨中には鹽菜のみ。帝、歎息し、帛五百匹・粟千斛を賜ひ、長子忱を拜して長樂の太守と爲す。允、固辭す。許さず。帝、允を重んじ、常に呼びて令公と爲して、名いはす。游雅常て曰はく、「前史に、(一八)卓子康・劉文饒の人と爲りを稱す。(一九)褊心なる者は、或は之を信せず。余、高子と游處すること四十年、未だ嘗て其の喜愠の色を見ず。乃ち古人の誣ひざるものたるを知るのみ。高子は、内は文明にして外は柔順、其の言、呐呐として、口より出す能はず。昔、崔司徒、嘗て余に謂つて云はく、「高生は、(二〇)豐才博學、一代の佳士なり。乏しき所の者は、(二一)矯矯

- 【一六】 徒らに立つのみ云云。徒らに能く侍立するのみにして規諫するあらざるをいふ。
- 【一七】 妻子立たず。生計の安全ならざるをいふ。
- 【一八】 子康。卓茂の字。
- 【一九】 文饒。劉寬の字。
- 【二〇】 褊心。心褊急にして喜怒し易き也。
- 【二一】 呐呐。どもる貌。
- 【二二】 矯矯。強き貌。

たる風節のみ」と。余も亦以て然りと爲せり。司徒が鼻を得ること纖微に起り。詔指臨責するに及びて、司徒、聲嘶れ股栗き、殆ど言ふ能はず、宗欽已下、地に伏して汗を流し、皆、人色無かりき。

高子獨り事理を敷陳し、是非を申釋し、辭義

清辯、音韻高亮、人主之が爲めに容を動かし、

聽く者、神聳せざるは無かりき。此れ所謂矯矯

たる者に非ずや。宗愛方に事を用ひ、威、四海

に振ふとき、嘗て百官を都坐に召す。王公已

下、皆庭に趨りて望拜す。高子獨り階を升りて

長揖せり。此に由りて之を觀れば、汲長孺、

以て臥して衛青を見る可し。何の抗禮か之れ有

らん。此れ所謂風節なる者に非ずや。夫れ人は

固に未だ知り易からず。吾既に之を心に失ひ、

崔、又、之を、外に漏らせり。此れ乃ち、管仲が慟を鮑叔に致せる所以なり」と。

乙丑、魏の東平の成王陸倕・卒す。

夏四月甲申、皇子子綏を立てて安陸王と爲す。

帝、權の・臣下に在るを欲せず。六月戊寅、吏部尙書を分ちて二人を置く。都官尙書謝莊・度支

尙書吳郡の顧凱之を以て之と爲す。又、五兵尙書を省く。初め晉の世、散騎常侍、選望甚た重く、

侍中と異ならず。其の後、職任閑散にして、人を用ふること漸く輕し。上、其の選を重くせんと欲し、

乃ち當時の名士臨海の太守孔凱・司徒の長史王彧を用ひて之と爲す。侍中蔡興宗、人に謂つて曰はく、

「選曹は要重にして、常侍は閑淡なり。之を改

むるに名を以てして、而も實を以てせず。主意・

輕重を爲さんと欲すと雖も、人心豈に變ず可

んや」と。既にして常侍の選復た卑しく、選部

の貴きこと(前時)異ならず。凱は、琳之の孫、

或は、謚の兄の孫、興宗は、廓の子なり。

裴子野・論じて曰はく、人を官にするの難

きこと、先王之を言ふや尙し。周禮には、學校に始まり、之を州里に論じ、諸を六事に告げ、而る

後王庭に貢す。其れ漢家に在りては、州郡、其の功能を積み、五府舉げて掾屬と爲し、三公、其の得

失を參し、尙書、之を天子に奏す。一人の身にして、閱する所の者衆し。故に能く官、其の才を得、

敗事有ること鮮し。魏晉は是を易んじ、失ふ所弘多なり。夫れ厚貌深衷、險なること谿壑の如く、

【三】 司徒。崔浩をいふ。

【四】 高子云云。事、一百二十五

卷文帝元嘉二十七年に見ゆ。

【五】 都坐。魏に都坐大官有り。

魏の都坐は猶ほ唐の朝堂のこ

とし。

【六】 汲長孺云云。長孺、名は、

黯、十九卷漢武帝元朔五年に

見ゆ。高允が宗愛を揖したる

を以てこれを觀れば、汲黯が

臥して衛青を見るべく、これ

と抗禮するも、未だ過ぎたり

と爲さざる也。

【七】 外に漏らす。これを言に

發するは、是れこれを外に漏

らすなり。

【八】 管仲云云。管仲曰はく、

我を生める者は父母、我を知

れる者は鮑子なりと。慟を致

すとは、其の己を知ること深

きを感動する也。

【九】 吏部尙書云云。吏部尙書

は銓選を掌る、其の權重きを

以て、江左、これを大尙書と

謂ふ。其の位任、諸曹と殊絶

するを以て、今、二人を置き

て以て其の權を分てるなり。

【一〇】 都官尙書は水火盜賊の事

を主る。後代の刑部尙書に當

る。度支尙書は隋の民部尙書

唐の戸部尙書に當る。五兵尙

書は後世の兵部尙書に當る。

【一一】 選望。上の簡擇する所を

選と爲し、時の瞻屬する所を

望と爲す。

【一二】 琳之。孔琳之、桓玄に事

へて、迎合を務めず、其の錢

を廢して穀帛を用ひ、肉刑を

復するを諫む。

【一三】 謚。王謚、武帝に龍潛に

識る。

【一四】 廓。蔡廓、方直を以て宋

の初に著はる。

【一五】 六事。周の六卿なり。

言を擇び行を觀るも、猶ほ周からざるを懼る、況んや今萬品千羣、俄に一面に折め、庶僚百位、専ら一司に斷するをや。是に於て、囂風遂に行はれ、抑止す可からず、干進して得るを務め、兼ねて諂瀆を加へ、復た廉恥の風、謹厚の操無く、官邪にして國敗れ、紀綱す可からず。假ひ龍をして納言と作り、舜をして南面に居らしむとも、而も治、平章を致すは、必ず可からざるなり。況んや後の人を官にする者をや。孝武、曹を分ちて兩と爲すと雖も、之を周漢に反す能はず。朝三暮四、其れ庸を愈らんや。

丙申、魏主、松山に敗す。庚午、河西に如く。南彭城の民高閣・沙門曇標、妖妄を以て相扇ぎ、殿中將軍苗允等と與に、亂を作し、閣を立てて帝と爲さんと謀る。事覺はる。甲辰、皆誅に伏す。死する者數十人。是に於て、詔を下して、諸の沙門を沙汰し、諸の科禁を設け、其の誅坐を嚴にし、戒行精苦なるに非ざるよりは、竝に還俗せしむ。而るに諸尼多く宮掖に出入し、此の制、竟に行ふ能はず。中書令王僧達、幼にして聰警、文を能くす。而れども、跌蕩にして、拘らず。帝初めて踐降す

【三六】 一面に折む。一度面會したるだけにて其才徳を斷定する也。
 【三七】 一司。選部を謂ふ。
 【三八】 囂風。喧競の風を謂ふ。
 【三九】 諂瀆。易の繫辭傳に曰はく、君子は上に交りて詔はず、下に交りて瀆れずと。
 【四〇】 納言は當時の尙書に當る。龍は舜の時の賢臣。

【四一】 平章。平和章明。堯典に曰はく、百姓を平章にすと。
 【四二】 曹を分ちて兩と爲す。吏部に兩尙書を置くをいふ。
 【四三】 南彭城。晉氏南渡して南彭城郡を晉陵の界に僑立す。
 【四四】 跌蕩。放逸不羈なり。
 【四五】 拘らず。常檢に拘はらざるを言ふ。

るや、擢でて僕射と爲し、顔・劉の右に居らしむ。自ら才地を負み、謂へらく當時及ぶもの莫しと。一二年の間に、即ち宰相を望む。既にして護軍に遷り、怏怏として志を得ず。累啓して、出でんことを求む。上悦ばず。是に由りて稍稍下遷し、五歳に七たび、徒り、再び彈劾せらる。僧達既に恥ぢ且つ怨む。上る所の表奏、辭旨抑揚し、又好みて朝政を非議す。上、已に憤怒を積む。路太后の兄の子、嘗て僧達に詣り、趨りて其の榻に升る。僧達、之を昇棄せしむ。太后大に怒り、固く上に邀め、必ず僧達を殺さしむ。會、高閣・反す。上因つて僧達を誣ひ、閣と謀を通せりといひ、八月丙戌、收へて廷尉に付し、死を賜ふ。

【四六】 顔劉。顔竣と劉延孫。帝の腹心なり。
 【四七】 才地。才能と門地。
 【四八】 累啓。しきりに上書する也。
 【四九】 徒。官を徙さるる也。
 【五〇】 路太后の兄瓊之、嘗て王氏の門下驕と爲る、故に僧達、其の子を廢す。
 【五一】 太公屠釣。太公望、牛を朝歌に屠り、涓濱に釣せしむ

【五二】 傳説云云。傳説、傳説の野に築く。殷の高宗、求めて以て相と爲す。
 【五三】 明に幽仄を敷ぐ。仄は側なり。敷は揚と同じ。明明として、幽隱して側陋に在る賢士を擧ぐ。書經堯典に「明明として側陋を揚ぐ」とあるに本づく。

沈約・論じて曰はく、夫れ君子小人は、類物の通稱なり。道を踏むときは則ち君子と爲り、之に違ふときは則ち小人と爲る。是を以て、太公は、屠釣に起りて周の師と爲り、傳説は、板築を去りて殷の相と爲る。明かに幽仄を敷げ、唯だ才に是れ與す。二漢に逮びて、茲の道未だ革まらず。胡廣は累世農夫なるに、位を公相に致し、黃憲は牛醫の子なるに、名、京師に重んぜらる。晚

代の分ちて二途と爲すが若きに非ざるなり。魏武始めて九品を立つるは、蓋し以て人才の優劣を論ずるなり、世族の高卑を謂ふに非ざるなり。而るに都正俗士、時に隨つて俯仰し、世資に憑藉し、用つて相陵駕す。此に因りて相沿ひ、遂に成法と爲る。周漢の道は、智を以て愚を役す。魏晉以來は、貴を以て賤を役し、士庶の科、較然として辨有り。

裴子野論じて曰はく、古は、徳義尊ぶ可ければ、負販を擇ぶ無し。苟くも其の人に非ずんば、何ぞ世族を取らん。名公の子孫、還つて布衣の伍に齊しく、士庶分ると雖も、本華素の隔無し。晉より以來、其の流稍改まれども、艸澤の士、猶ほ清途に顯はる。降りて季年に及びて、専ら閥閥を限る。是より三公の子、九棘の家に傲り、黃散の孫、令長の室を蔑ろにし、轉た相驕矜し、互に鉄兩を争ふ。唯だ門戸を論じ、賢能を問はず。謝靈運・王僧達の才華輕躁なるを以て、其をして寒宗より生ぜしむるも、猶ほ將に覆折せんとす。重ねるに其の底厓を怙むを以てす。禍を召くは宜なるかな。

九月乙巳、魏主、平城に還る。
丙寅、魏・大赦す。
冬十月甲戌、魏主・北に巡り、柔然を伐たんと欲し、陰山に至る。會、雪雨る。魏主、還らんと

【五四】魏武云。詳かに八十一卷晉の武帝太康五年に見ゆ。
【五五】都正。諸州の中正を謂ふ。中正は人材を選擇推擧する人なり。
【五六】華素。華胄と素士。榮貴の士と素賤の士。
【五七】閥閥。門閥と閥閥。其の等を明かにするを閥と曰ひ、其の功を積むを閥と曰ふ。
【五八】九棘。九卿をいふ。

欲す。太尉尉眷曰はく、『今、大衆を動かす、以て北狄を威し、都を去ること遠からずして、車駕還らば、虜必ず我に内難有りと疑はん。將士、寒しと雖も、進まざる可からず』と。魏主、之に従ふ。辛卯、車輪山に軍す。

積射將軍殷孝祖、兩城を清水の東に築く。魏の鎮西將軍封敕文、之を攻む。清口の戌主振威將軍傅乾愛、拒ぎて之を破る。孝祖は、義の曾孫なり。上、虎賁主龐孟蚪を遣はし、清口を救はしめ、青冀二州の刺史顏師伯、中兵參軍苟思達を遣はし、之を助けしめ、魏の兵を沙溝に敗る。師伯は竣の族兄なり。上、司空參軍卜天生を遣はし、兵を將ゐて、傅乾愛及び中兵參軍江方興に會し、共に魏の兵を撃たしむ。屢、之を破り、魏の將窟瓌公等數人を斬る。十一月、魏の征西將軍皮豹子等、三萬騎を將ゐて、封敕文を助け、青州に寇す。顏師伯、之を禦ぐ。輔國將軍焦度、豹子を刺して馬より墜し、其の鎧稍具裝を獲、手づから數十人を殺す。度は本南安の氏なり。

魏主、自ら騎十萬・車十五萬兩を將ゐて、柔然を撃ち、大漠を度る。旌旗千里。柔然の處羅可汗遠く遁る。其の別部烏朱駕頽等、數千落を帥ゐて魏に降る。魏主、石に刻し功を紀して還る。

【五九】車輪山。北史には車輪山に作る。今の山西省雁門道崞縣にあるか。
【六〇】積射將軍。文帝の元嘉九年、積射・張弩等の將軍を置く。
【六一】清口。濟水の汝水と合ふの口ならん。今の山東省東臨道内。
【六二】殷羨は殷浩の父なり。
【六三】虎賁主。虎賁の士を主る。
【六四】沙溝。今の山東省濟南道長清縣に在り。



初め上、江州に在るや、山陰の戴法興・戴明寶・蔡閑、典籤と爲る。位に即くに及びて、皆以て南臺の侍御史と爲し、中書通事舍人を兼ねしむ。是の歳、三典籤、竝に、初め兵を擧ぐるとき密謀に預りしを以て、霱縣男を賜ふ。閑已に卒す。之に追賜す。時に上親ら朝政を覽、大臣に任せず。

【三五】典籤。文書を掌る官。

【三六】南臺。御史臺をいふ。

【三七】中書通事舍人。晉の初中書舍人通事各一人を置く。

江左、舍人通事を通事舍人と謂ふ、奏案を呈するを掌り、又詔命を掌る。

【三八】參懷。機務に參與して事を決するをいふ。宋・齊時代の用語なり。

【三九】辛毗云。魏の明帝の時

劉放・孫資、時政を制斷す、大臣、交好せざるもの莫し、而るに辛毗與に往來せず、毗の子徹諫めて曰はく、「劉・孫、事を用ふ、衆皆影附す、大人宜しく少しく意を降すべし、然らずんば必ず謗言有らん」と、毗、色を正して曰はく、「吾の身を立つる、自ら本末有り、若し孫劉と平かならずとも、三公と爲らざるに過ぎじ」と。

尚之と與に參懷し、内外の雜事は、多く明寶に委ぬ。三人、權、當時に重し。而して法興・明寶、大に貨賄を納れ、凡を薦達する所、言、行はれざる無く、天下輻湊し、門外、市を成し、家産竝に千金を累ぬ。吏部尚書顧覲之、獨り意を法興等に降さず。蔡興宗、覲之と善く、其の風節太だ峻なるを嫌ふ。覲之曰はく、『辛毗言へる有り、「孫・劉、吾をして三公と爲らざらしむるに過ぎざるのみ」と。』覲之常に以爲へらく、人、命を稟くる、定分有り、智力の移す可きに非ず。唯だ應に己を恭しくして道を守るべし。而るに闇者は達せ

ず、妄意僥倖す、徒に雅道を虧くのみ、得喪に關はる無しと。乃ち其の意を以て、弟の子原に命じて、定命論を著はさしめ、以て之を釋す。

【七〇】原。南史には愿に作る。

卷の第一二二十九

宋紀十一

世祖孝武皇帝下

大明三年、春正月己朔、兖州の兵、魏の皮豹子と、高平に戦ふ。兖州の兵、利あらず。

己丑、驃騎將軍柳元景を以て尙書令と爲し、右僕射劉遵考を領軍將軍と爲す。

己酉、魏の河南公伊祿・卒す。

二月乙卯、揚州の六郡を以て王畿と爲し、

改めて東揚州を以て揚州と爲し、徙りて會稽

に治す。猶ほ星變を以ての故なり。

三月庚寅、義興の大守垣閔を以て、兖州の刺

史と爲す。閔は遵の子なり。

夏四月乙巳、魏主、其の弟の子推を立てて京兆王と爲す。

宋世祖孝武皇帝大明三年

- 【一】大明三年。西紀四五九年。
- 【二】六郡。丹陽・淮南・宣城・吳郡・吳興・義興なり。
- 【三】東揚州を置くこと前卷孝建元年に見ゆ。
- 【四】星變。前卷孝建三年に見ゆ。
- 【五】遵。垣閔、即ち垣苗なり、武帝西して長安を征するや、遵をして洛陽城を守らしむ。城は河濟の會に據る。後人、これを垣苗城と謂ふ。

竟陵王誕、上が意に之を忌むを知り、亦潛に之が備を爲す。魏人入寇するに因り、城を修め隍を浚へ、糧を聚め仗を治む。誕の記室參軍江智淵、誕が異志有るを知り、假を請うて先づ建康に還る。上、以て中書侍郎と爲す。智淵は夷の弟の子なり。少くして操行有り。沈懷文毎に之を稱して曰はく、『人の應に有るべき所は盡く有り、人の應に無かるべき所は盡く無き者は、其れ唯だ江智淵か』と。是の時、道路皆云はく、『誕・反す』と。會、吳郡の民劉成、上書して稱すらく、『息道龍、昔、誕に事へ、(一)誕が石頭城に在りて、乘輿法物を修め、警蹕を習唱するを見、道龍憂懼し、私に伴侶と與に之を言ふ。誕、道龍を殺せり』と。又、豫章の民陳談之、上書して稱すらく、『弟、詠之、誕の左右に在り、誕が陛下の年紀姓諱を書し、巫鄭師鄰の家に往きて祝詛するを見、詠之密に以て啓聞す、誕、詠之酒に乗じて罵詈せりと誣ひ、之を殺せり』と。上乃ち有司に令して、誕の罪惡を奏し、收へて廷尉に付し罪を治せんと請はしむ。乙卯、詔して、誕の爵を貶して侯と爲し、遣りて國に之かしむ。詔書未だ下らざるに、先づ羽林の禁兵を以て兖州の刺史垣闓に配し、鎮に之を以て名と爲し、給事中戴明寶と與に誕を襲はしむ。闓、廣陵に至る。誕未だ悟らざるなり。明寶、夜、誕の典籤將

- 〔六〕 城。廣陵城即ち今の江蘇省淮揚道江都縣の地。
- 〔七〕 假。休暇なり。
- 〔八〕 江夷は漢の父なり。夷の弟、僧安と曰ふ。
- 〔九〕 劉成云云。劉道龍・陳談之の二人、蓋し、先に皆誕の殺す所と爲り、其の父兄、指を希うて誣告し、以て子弟の讐を報せんとする也。
- 〔一〇〕 息。子なり。
- 〔一一〕 誕云云。此れ蓋し誕が揚州の刺史たるの時を言ふ。誕時に一心に上を奉ず、必ず是の事無からん。劉成これを誣告する也。

成に報じ、(成ヲ)明晨、門を開きて内應を爲さしむ。成、以て(三)府の舍人許宗之に告ぐ。宗之入りて誕に告ぐ。誕驚き起ち、左右及び素より畜養する所の數百人を呼び、蔣成を執へ、兵を勅して自ら衛る。天將に曉ならんとするとき、明寶、闓と與に、精兵數百人を帥りて猝に至る。而るに門開かず。誕已に兵を列して陣に登り、自ら門上に在り、蔣成を斬り、(四)作徒繫囚を赦し、門を開きて闓を撃ち、之を殺す。明寶、間道より逃げ還る。詔して、内外纂嚴す。始興公沈慶之を以て車騎大將軍・開府儀同三司・南兖州の刺史と爲し、兵を將りて誕を討たしむ。甲子、上、親ら禁兵を總べ、宣武堂に頓まる。司州の刺史劉季之は誕の故の將なり。素より都督宗愨と隙有り。誕・反すと聞き、愨の害する所と爲らんことを恐れ、官を委て、間道より自ら朝廷に歸せんとし、盱眙に至る。盱眙の太守鄭瑗、季之が誕と謀を同じくするを疑ひ、邀へて之を殺す。沈慶之、(五)歐陽に至る。誕、慶之の宗人沈道愨を遣はし、書を齎して慶之を説かしめ、餉るに玉環刀を以てす。慶之、道愨を遣りて反らしめ、數むるに罪惡を以てす。誕、郭邑を焚き、居民を驅り、悉く城に入らしめ、門を閉ちて自ら守る。書檄を分遣し、遠近を邀結す。時に山陽の内史梁曠、家、廣陵に在り。誕、其の妻子を執へ、使を遣はして曠を邀ふ。曠、使を斬り

- 〔一〕 許宗之は竟陵王府の舍人なり。
- 〔二〕 作徒繫囚。徒罪に坐して居作する者及び逮捕せられて獄に在る者。
- 〔三〕 纂嚴。戒嚴する也。
- 〔四〕 劉季之。誕、會稽たるとき、季之、參軍たり。兵を起して元凶を討つに及びて、季之を以て將と爲す。
- 〔五〕 宗愨。豫州たり、兼れて司州を督す。
- 〔六〕 歐陽。今の江蘇省淮揚道儀徵縣。

て之を拒む。誕怒りて其の家を滅ぼす。誕、表を奉り、之を城外に投じて曰はく、「陛下、讒言を信用し、遂に無名の小人をして來りて相掩襲せしむ。枉酷に任へず、即ち誅翦を加ふ。雀鼠、生を偷み、仰ぎて詔勅に違ふ。今親ら部曲を勸し、徐竟を鎮打す。先に何の福に經りてか、同じく皇家に生れ、今何の愆有りりてか、便ち胡越と成る。鋒を陵ぎ戈を踏み、萬沒すとも豈に顧みんや。盪定の期、冀はくは旦夕に在らん」と。又曰はく、「陛下、宮帷の醜、豈に三緘す可けんや」と。上大に怒り、凡そ誕の左右腹心、同籍、莽親、建康に在る者は、並に之を誅す。死する者、千を以て數ふ。或は家人已に死して方に城内より出奔する者有り。慶之、城下に至る。誕、樓に登り、之に謂つて曰はく、「沈公、垂白の年、何を苦しみて此に來る」と。慶之曰はく、「朝廷、君の狂愚にして、少壯を勞するに足らざるを以ての故のみ」と。上、誕が魏に奔らんことを慮り、慶之をして其の走路を斷たしむ。慶之移りて、白土に營す。城を去ること十八里。又進みて、新亭に軍す。豫州の刺史宗慤、徐州の刺史劉道隆、並に衆を帥ひて來り會す。兗州の刺史沈僧明は、慶之の兄の子なり。亦兵を遣はして慶之を助く。是より先、誕、其の衆を誑して

- 【一八】 枉酷。冤枉苛酷なり。
- 【一九】 同じく云云。誕、帝の兄弟なり、故に然云ふ。
- 【二〇】 萬沒。萬死と言ふがごとし。
- 【二一】 三緘。家語に、孔子、周を觀、后稷の廟に入り、金人あり、三たび其の口を緘し、而して其の背に銘して曰はく、古の、言を慎む人なりと。
- 【二二】 同籍。諸の、宗屬の、籍を同じくする者。
- 【二三】 莽親。一年の喪を服する親族を謂ふ。
- 【二四】 垂白。白髮垂れ下る也。
- 【二五】 白土。今の江蘇省淮揚道江都縣即ち揚州城の城外の地。城とは揚州をいふ。
- 【二六】 新亭。廣陵城外に在り。

云はく、「宗慤、我を助く」と。慤至り、城を繞り馬を躍らし、呼びて曰はく、「我は宗慤なり」と。誕、諸軍大に集まるを見、城を棄てて北に走らんと欲す。中兵參軍申靈賜を留めて廣陵を守らしめ、自ら步騎數百人を將り、親信並に自ら隨ふ。聲して「出で戦はん」と云ひ、邪に、海陵の道に趨く。慶之、龍驤將軍武念を遣はして之を追ふ。誕行くこと十餘里、衆、皆、去るを欲せず。互に誕に請ふ、「城に還れ」と。誕曰はく、「我還らんこと易きのみ。卿、能く我が爲めに力を盡さんか」と。衆皆許諾す。誕乃ち復た還り、壇を築きて血を敵り、以て衆に誓ふ。凡そ、府州の文武、皆秩を加ふ。主簿劉琨之を以て中兵參軍と爲す。琨之は、遵考の子なり。辭して曰はく、「忠孝は並ぶを得ず。琨之、老父在り、命を承くるを敢てせず」と。誕、之を囚ふること十餘日。終に、受けず。乃ち之を殺す。右衛將軍垣護之、虎賁中郎將殷孝祖等、魏を撃ち、還りて廣陵に至る。上、竝に、慶之の節度を受けしむ。慶之、營を進めて、廣陵城に逼る。誕、慶之に食を餉る。提挈する者百餘人、北門より出づ。慶之、開き視ず、悉く之を焚く。誕、城上に於て、函表を授け、慶之に爲めに送らんことを請ふ。慶之曰はく、「我、詔を受けて賊を討つ、汝が爲めに表を送るを得ず。汝必ず死を朝廷に歸せんと

- 【二七】 海陵。今の江蘇省淮揚道泰縣。
- 【二八】 府州。府は司空竟陵王の府、州は南兗州。
- 【二九】 劉遵考は時に朝に在り、尙書右僕射と爲る。
- 【三〇】 函表。函に入れたる上表文。
- 【三一】 授。南史には投に作る、當にこれに従ふべし。
- 【三二】 胡三省曰はく、誕が此を爲すは、帝が猜忍なるを以て、以て慶之を開せんと欲するなり。慶之が、これを峻絶するは、蓋し亦自ら謀を爲すのみと。

欲せば、自ら應に門を開きて使を遣はすべし。吾、汝が爲めに護送せん」と。

東揚州の刺史顔竣、母の憂に遇ひ、喪を送りて都に還る。上、恩待すること猶ほ厚し、竣時に親舊に對して怨言有り。或は語、朝廷の得失に及ぶ會、王僧達、罪を得、竣が之を譖するを疑ふ。將に死せんとするとき、具に竣の前後の怨望誹謗の語を陳ぶ。上乃ち御史中丞庾徵之をして劾奏せしめ、竣の官を免す。竣愈懼れ、上啓して陳謝し、且つ生命を請ふ。上益怒り、詔答して曰はく、「卿、訕訕怨憤し、已に本望に孤き、乃ち復た思慮を過煩し、自ら全からざらんことを懼る。豈に下と爲りて上に事ふる、誠節の至ならんや」と。竟陵王誕が反するに及びて、上遂に竣と誕と謀を通すと誣ふ。五月、竣を收へて廷尉に付し、先づ其の足を折り、然る後死を賜ふ。妻子を交州に徙す。宮亭湖に至る。復た其の男口を沈む。

六月戊申、魏主、陰山に如く。

上、沈慶之に命じて、三烽を桑里に爲らしめ、若し外城に克たば、

一烽を擧げ、内城に克たば、兩烽を擧げ、劉誕を擒にせば、三烽を擧げしむ。璽書をもて督趣すること、前後相繼ぐ。慶之、其の東門を焚き、塹を塞ぎ、攻道を造り、行樓・土山并に諸の攻具

- 【三】 王僧達が死すること前卷前年に見ゆ。
- 【四】 宮亭湖。即ち鄱陽湖。今の江西省潯陽道にあり。
- 【五】 胡三省曰はく、顔竣、職を失うて怨望するは、固より罪す可しと爲す。而れども尋陽より東下するの時の保護の功は、忘る可からざるなり。既に其の身を殺し、又、其の男口を沈む。孝武帝も亦恩少きかなと。
- 【六】 桑里。廣陵城の西南に在り。
- 【七】 督趣。督促に同じ。
- 【八】 行樓。樓車を爲りて推し進め、以て城を攻む、故に行樓と曰ふ。

を立つ。久雨に値ひ、城を攻むるを得ず。上、御史中丞庾徵之をして、慶之の官を免せんと奏せしめ、「問ふ勿かれ」と詔して、以て之を激す。四月より秋七月に至りて、雨止む。城猶ほ未だ抜けず。上怒り、太史に命じて日を擇ばしめ、將に自ら江を濟りて誕を討たんとす。太宰義恭固く諫む。乃ち止む。誕初め城を閉ち、使者を拒む。記室參軍山陰の賀弼固く諫む。誕怒りて刀を抽きて之に向ふ。乃ち止む。誕、兵を遣はして出で戦ひ、屢敗る。將佐多く城を踰えて出で降る。或るひと弼に勸む、「宜しく早く出づべし」と。弼曰はく、「公、兵を擧げて朝廷に向ふ。此の事、既に従ふ可からず。公の厚恩を荷ふ。又、義として、違背する無し。唯だ當に死を以て心を明かにすべきのみ」と。乃ち藥を飲みて自殺す。參軍何康之、門を開きて官軍を納れんと謀る。果さず。關を斬りて出で降る。誕、高樓を爲り、康之の母を其の上に置き、之を暴露し、食を與へず。母、康之を呼ぶこと數日にして死す。誕、中軍の長史濮陽の范義を以て左司馬と爲す。義の母妻子、皆、城内に在り。或るひと義に謂つて曰はく、「事、必ず振はざらん。子其れ行らんか」と。義曰はく、「吾は人の吏なり。子は以て母を棄つ可からず、吏は以て君に叛く可からず。必ず何康之の若くして活くるは、吾は爲さざるなり」と。沈慶之、衆を帥ゐて城を攻む。身、士卒に先だち、親ら矢石を犯す。己巳、其の外城に克ち、勝に乗じて進み、又、小城に克つ。誕、兵入ると聞き、走りて後園に趨く。隊主沈胤之等、追うて之に及び、撃ちて誕を傷つ

【三九】 振はず。誕必ず陥敗し、振起する能はざるを言ふ。

水に墜つ。引き出して之を斬る。誕の母妻皆自殺す。上、廣陵平ぐと聞き、宣陽門に出で、左右に敕し、皆、萬歳と呼はしむ。侍中蔡興宗、輦に陪す。上顧みて曰はく、「卿、何ぞ獨り呼ばざる」と。興宗、色を正しくして曰はく、「陛下、今日正に應に涕泣して誅を行ふべし、豈に皆「萬歳」と稱するを得んや」と。上、悦ばず。詔して、誕の姓を留氏と貶す。廣陵城中の士民、大小と無く、悉く命じて之を殺さしむ。沈慶之、五尺より以下は之を全くし。其餘の男子は皆死し。女子は以て軍賞と爲さんと請ふ。猶ほ三千餘口を殺す。長水校尉宗越、決に臨み、皆、先づ腸を刳り眼を抉り、或は面を答ち腹を鞭ち、苦酒を創に灌ぎ、然る後之を斬る。越、之に對し、欣欣として、得る所有るが若し。上、其の首を石頭の南岸に聚めて京觀と爲す。侍中沈懷文諫むれども、聽かず。初め誕自ら、將に敗れんとするを知り、黃門呂曇濟をして、左右の素より信する所の者と與に、世子景粹を將ゐて、民間に匿れしむ。謂つて曰はく、「事若し濟らずんば、相全くし脱せんことを思へよ、如し其れ免れずんば、深く之を埋む可し」と。各分つに金寶を以てし、齎して送る。既に門を出づれば、竝に散走す。唯だ曇濟のみ去らず。景粹を攜負すること十餘日。捕へ得て之を斬る。臨川の內史羊璿、誕と素より善きに坐し、獄に下されて死す。梁曠を擢て

【四〇】 誕の母は文帝の股修華。妻は徐妃。
 【四一】 涕泣して誅を行ふ。同氣相殘ふは乃ち天理人倫の變なり、若し義を以て親を滅せば、應に涕泣して誅を行ふべきを謂ふ。
 【四二】 苦酒。蓋し醴の類。
 【四三】 深く景粹の尸を埋むるを謂ふ。

て後將軍と爲し、劉琨之に給事。黃門侍郎を贈る。蔡興宗、旨を奉じて、廣陵を慰勞す。興宗、范義と素より善し、其の尸を收斂し、喪を送りて豫章に歸る。上謂つて曰はく、「卿何ぞ敢て故らに王憲に觸る」と。興宗、抗言して對へて曰はく、「陛下は自ら賊を殺し、臣は自ら故交を葬る、何の不可か之れ有らん」と。上、慙づる色有り。宗越、軍を治むること嚴に、善く營陳を爲す。數萬人の止頓する毎に、越自ら馬に騎りて前行し、軍人をして其の後に隨はしむ。馬止まれば營合し、未だ嘗て參差たらず。辛未、大赦す。丙子、丹陽の尹劉秀之を以て尙書右僕射と爲す。丙戌、南兗州の刺史沈慶之を以て、司空と爲す。刺史たること故の如し。八月庚戌、魏主、雲中に如く。壬戌、平城に還る。九月壬辰、上林苑を玄武湖の北に築く。初め晉人、南郊の壇を巳位に築けり。尙書右丞徐爰、以て禮に非ずと爲す。詔して、牛頭山の西に徙す。宮城の午位に直る。廢帝位に即くに及びて、舊地を以て吉と爲す。復た故處に

【四四】 豫章に歸る。范義は蓋し豫章に寓居するなり。蔡興宗の先も亦豫陽の人。
 【四五】 故交。朋友なり。
 【四六】 參差。齊はざる貌。
 【四七】 文帝元嘉二十二年、北堤を築き、玄武湖を樂游苑の北に立つ。
 【四八】 巳位。東南の方位。
 【四九】 牛頭山。今の江蘇省金陵道江寧縣の南に在り。
 【五〇】 午位。南方。
 【五一】 廢帝。武帝の太子子業にして、大明八年、位に即き、翌年、廢せらるること、後に見ゆ。

還る。帝、又、尙書左丞荀萬秋に命じて〔五〕五路を造らしめ、金根車に依り、羽葆蓋を加ふ。

四年、春正月甲子朔、魏・大赦し、和平と改元す。

乙亥、上、籍田を耕す。大赦す。

己卯、詔して、郊廟を祀り、初めて玉路に乗る。

庚寅、皇子子助を立てて晉安王と爲し、子房を尋陽王と爲し、子頊を歴

陽王と爲し、子鸞を襄陽王と爲す。

魏の散騎侍郎馮闡・來聘す。

二月、魏の衛將軍樂安王良、〔三〕河西の叛胡を討つ。

三月、魏人、〔三〕北陰平に寇す。朱提の太守楊歸子、繫ちて之を破る。

甲申、皇后親ら西郊に桑とる。皇太后、禮を觀る。

夏四月、魏の太后常氏・殂す。五月癸酉、魏、昭太后を〔四〕鳴雞山に葬

る。

丙戌、尙書左僕射褚湛之・卒す。

吐谷渾王拾寅、宋・魏の爵命を兩つながら受け、居止出入、王者に擬す。魏人、之を忿る。定陽侯曹

- 〔五〕 五路。路は馬車をいふ。制、金根車と同じからず、羽葆蓋を加ふるは、愈古に非ず。秦、三代の車を闕して、獨り殷の制を取る。古は桑根車と曰ひ、秦には金根車と曰ふ。
- 〔一〕 河西。蓋し龍門より東のかた華陰に至るまでの黄河の西岸を謂ふなり。
- 〔二〕 北陰平。今の四川省嘉陵道劍閣縣。
- 〔三〕 もと、保太后、尊びて太后と爲すこと、一百二十七卷文帝元嘉三十年に見ゆ。
- 〔四〕 鳴雞山。もと、磨竿山と名づく、今の直隸省保定道涿源縣に在り。

安、表して言はく、「拾寅、今、白蘭に保す。若し軍を分ちて其の左右に出では、必ず走りて南山に保

せん。十日を過ぎずして、人畜、食に乏しく、一舉にして定む可からん」と。六月甲午、魏、征西大

將軍陽平王新成等を遣はし、統萬・高平の諸軍を督して、南道より出で、南郡公中山の李惠等をして、

涼州の諸軍を督して、北道より出で、以て吐谷渾を撃たしむ。

魏の〔五〕崔浩の誅せらるるや、史官遂に廢す。是に至りて復た置く。

河西の叛胡、〔六〕長安に詣りて首罪す。魏、使者を遣はして之を安慰す。

秋七月、使を遣はして魏に如かしむ。

甲戌、開府儀同三司何尙之・卒す。

壬午、魏主、河西に如く。

魏の軍、〔七〕西平に至る。吐谷渾王拾寅、走りて南山に保す。九月、魏の軍、

河を濟りて之を追ふ。會、疾疫し、引き還る。雜畜二十餘萬を獲たり。

庚午、魏主、平城に還る。

丁亥、襄陽王子鸞を徙して新安王と爲す。

冬十月庚寅、沈慶之に詔して、緣江の蠻を討たしむ。

前の廬陵の内史周朗、事を言ふこと切直なり。上、之を銜み、有司をして朗を奏せしむ、「母の

- 〔五〕 崔浩の誅。一百二十五卷宋の文帝元嘉二十七年に見ゆ。
- 〔六〕 樂安公良、兵威をもてこれに臨む、故に首罪す。
- 〔七〕 西平。今の甘肅省西寧道西寧縣。
- 〔八〕 周朗云云。一百二十七卷文帝元嘉三十年に見ゆ。

喪に居ること、禮の如くならず」と。寧州に傳送し、道に於て之を殺す。朗が行くや、侍中蔡興宗、方に直に在り、朗と別れんことを請ふ。〔一〇〕坐して、白衣にて職を領す。

十一月、魏の散騎侍郎盧度世等、來聘す。

是の歲、上、青冀二州の刺史顔師伯を徵して侍中と爲す。師伯、詔佞を以て親任せられ、羣臣、及ぶもの莫し。多く貨賄を納れ、家、千金を累ぬ。上嘗て之と樛蒲す。上、擲ちて、雉を得たり。自ら謂へらく必ず勝たん。師伯次ぎて擲ちて盧を得たり。上、色を失ふ。師伯、遽に子を斂めて曰はく、「幾と盧と作らんとせり」と。是の日、師伯、一に百萬を輸す。

柔然、高昌を攻め、沮渠安周を殺し、沮渠氏を滅ぼす。闕伯周を以て高昌王と爲す。高昌、王と稱すること、此より始まる。

五年、春正月戊午朔、朝賀す。雪、太宰義恭の衣に落つ、六出有り。義恭、奏して以て瑞と爲す。上悦ぶ。義恭、上の猜暴なるを以て、自ら容れられざらんことを懼れ、毎に卑辭遜色し、意を曲げて祇奉す。是に由りて、上の世を終るまで、

禍を免るるを得たり。

二月辛卯、魏主、中山に如く。丙午、鄴に至り、遂に信都に如く。

三月、使を遣はして魏に如かしむ。

魏主、并・肆州の民五千人を發して、河西の獵道を治む。辛巳、平城に還る。

夏四月癸巳、更めて西陽王子尙を以て豫章王と爲す。

庚子、詔して、明堂を經始し、直に大殿を丙巳の地に作る。制は太廟の如く、唯だ十有二間なるを異なりと爲すのみ。

雍州の刺史海陵王休茂、年十七。司馬新野の庾深之、府事を行ふ。休茂、性急にして、自ら處決を専らにせんと欲す。深之及び主帥、毎に之を禁す。常に忿恨を懷く。左右張伯超、寵有り、罪惡多し。主帥屢、之を責む。伯超懼れ、休茂に説きて曰はく、「主帥、官の過失を密疏し、以て啓聞せんと欲す。此の如くせば、恐らくは好きこと無からん」と。休茂曰はく、「之を爲すこと奈何せん」と。伯超曰はく、「惟だ行事及び主帥を殺し、兵を擧げて自ら衛る有るのみ。此は都を去ること數千里、縦ひ大事成らずとも、虜中に入りて王と

五

〔九〕別。暇乞する也。

〔一〇〕胡三省曰はく、蔡興宗、猜暴の朝に立ち、范義を葬り、周朗に別れ、時主の怒を犯せども、刑を加へられざるは、素行、以て人に孚する有ればなりと。

〔一〕樛蒲の采の名に、黒轅有り、雉有り、盧有り、盧を得る者は勝つ。

〔二〕子は采なり。此れ亦師伯が佞か爲すの一端。

〔三〕輸。負くる也。
〔四〕沮渠安周。文帝元嘉十六年、魏、涼州に克つ、沮渠無諱、弟安周と西に走りて高昌に保據す。今、柔然に滅ぼさる。

〔一〕肆州。魏の道武帝の天賜二年、并州の北境を分ちて九原鎮と爲す、太武帝の眞君七年、肆州を置く。今の山西省雁門道忻縣の地。

〔二〕主帥。典籤なり。又、齋内にも亦主帥有り、これを齋帥と謂ふ。

〔三〕恐らくは好きこと無からん。將に罪を得んとするを言ふ。

〔四〕行事。庾深之を謂ふ、江左率れ長史司馬の、府州の事を行ふ者を行事と謂ふ。

〔五〕數千里。雍州は襄陽に鎮し、建康を去ること水行四千餘里。

爲るを失はざらん』と。休茂、之に従ふ。丙午夜、休茂、伯超等と與に、夾穀隊を帥ゐて、典籤楊慶を城中に殺し、金城を出で、深之及び典籤戴雙を殺し、兵衆を徵集し、牙を建て檄を馳せ、佐吏をして己を上さしめ、車騎大將軍・開府儀同三司と爲り、黃鉞を加ふ。侍讀博士荀詵諫む。休茂、之を殺す。伯超、専ら軍政に任じ、生殺、己に在り。休茂の左右曹萬期、身を挺んで休茂を斫る。克たずして死す。休茂、城を出で營を行る。諮議參軍沈暢之等、衆を帥ゐ、門を閉ちて之を拒ぐ。休茂馳せ還る。入るを得ず。義成の太守薛繼考、休茂の爲めに、力を盡して城を攻む。之に克ち、暢之及び同謀數十人を斬る。其の日、參軍尹玄慶、復た兵を起して休茂を攻め、生擒して之を斬る。母妻皆自殺す。同黨、誅に伏す。城中擾亂し、相統攝するもの莫し。中兵參軍劉恭之は、秀之の弟なり。衆、共に推して府州の事を行はしむ。繼考、兵を以て恭之を脅して啓事を作らしめ、言はく、『繼考、義を立て、自ら驛に乗じて都に還らんとす』と。上、以て北中郎諮議參軍と爲し、爵冠軍侯を賜ふ。事尋ぎて泄れ、誅に伏す。玄慶を以て射聲校尉と爲す。上、位に即きてより以來、諸弟を抑黜す。既に慶陵に克ち、更めて其の科を峻しくせんと欲す。沈懷文曰はく、『漢明、其の子をして光武の子に比せ

- 【六】 夾穀隊。宋の諸王には夾穀隊有り、蓋し左右の親兵なり、出づるときは車を夾みて衛を爲す。
- 【七】 凡そ府州の僚屬は、皆、これを佐吏と謂ふ。
- 【八】 侍讀博士。諸王に經を授くる者。
- 【九】 義成の太守は、襄陽に治す。
- 【一〇】 休茂の母は文帝の蔡美人なり。
- 【一一】 秀之。孝建元年、義宣に附かず、時に尙書右僕射たり。
- 【一二】 漢明云云。四十五卷漢の明帝永平十五年に見ゆ。

しめず。前史、以て美談と爲す。陛下、既に管蔡の誅を明かにせり。願はくは唐衛の寄を崇べよ』と。襄陽平ぐに及びて、太宰義恭、上の指を探知し、請うて諸王を裁抑し、邊州に任せしめず、及び悉く器甲を輸し、賓客を禁絶せんとす。沈懷文固く諫め、以て不可と爲す。乃ち止む。上、政遊すること度無し。嘗て出でて夜還り、救して門を開かしむ。侍中謝莊・居守す。柴信或は虚ならんと以ひ、執りて・旨を奉せず。墨救を須ちて乃ち開く。上、後、燕飲に因り、從容として曰はく、『卿は、郵君章に效はんと欲するか』と。對へて曰はく、『臣聞く、『王者は祭祀政遊、出入すること節有り』と。今、陛下、晨に往き宵歸る。臣恐る、不逞の徒、妄りに矯詐を生せんことを。是を以て、伏して神筆を須ち、乃ち敢て門を開けるのみ』と。魏大に早す。詔して、州郡の境内の神、大小と無く、悉く灑掃して禱を致し、豊登を俟ちて、各其の秩を以て之を祭らしむ。是に於て、羣祀の廢れたる者、皆其の舊に復す。秋七月戊寅、魏主、其の弟小新成を立てて濟陰王と爲し、征東大將軍を加へ、平原に鎮せし

- 【一三】 管蔡云云。周の成王、管叔を誅し、蔡叔を囚ふ。又、叔虞を唐に封じ、康叔を衛に封じ、以て周室に藩屏とす。
- 【一四】 柴。傳なり、木を刻して合符と爲す。
- 【一五】 墨救。手救なり。
- 【一六】 郵君章。名は憚、事、四十三卷漢の光武の建武十三年に見ゆ。
- 【一七】 羣祀の廢。魏、羣祀を罷むる事、一百二十四卷文帝元嘉二十一年に見ゆ。
- 【一八】 小新成。大明元年、魏主、其の弟新成を立てて陽平王と爲す。此の小新成は又陽平王の弟なり。
- 【一九】 平原は河津の要なり。時に魏末だ齊齊を得ず、故に此に鎮を置く。

め、天賜を汝陰王と爲し、征南大將軍を加へ、(三〇)虎牢に鎮せしめ、萬壽を樂浪王と爲し、征北大將軍を加へ、(三一)和龍に鎮せしめ、洛侯を廣平王と爲す。

壬午、魏主、山北を巡る。八月丁丑、平城に還る。

戊子、皇子子仁を立てて永嘉王と爲し、子眞を始安王と爲す。

九月甲寅朔、日、之を食する有り。

沈慶之、固く司空を讓る。柳元景、固く開府儀同三司を讓る。詔して、之を許す。仍て命じて、慶之は、朝會に、位、司空に次ぎ、俸祿、三司に依らしめ、元景は、(三二)從公の上に在らしむ。慶之、目に書をしらず、家素より富み、産業、萬金を累ね、童奴千計、再び錢千萬・穀萬斛を獻す。先に四宅有り、又、園舎有り、(三三)婁湖に在り。慶之、一夕、子孫及び中表の親戚を攜へ、徙りて婁湖に居り、四宅を以て官に輸す。慶之、多く妓妾を蓄へ、優游無事、意を盡して歡娛し、朝賀に非ざれば門を出でず。車馬は率素に、從者は三五人に過ぎず。之に遇ふ者、其の三公たるを知らざるなり。

甲戌、南豫州の治を(三四)湖に移す。丁丑、潁陽王子房を以て南豫州の刺史と爲す。閏月戊子、皇太子の妃何氏・卒す。諡して獻妃と曰ふ。

- 【二〇】 虎牢は宋の舊鎮にして、司州の刺史の治所たり、魏、これを得て豫州を置く。
- 【三一】 和龍は燕の舊都、今の熱河道朝陽縣。
- 【三二】 從公。晉の制、文官の光祿三大夫、武官の驍騎・東騎・衛將軍、及び諸大將軍の開府する者は、位、從公とす。
- 【三三】 婁湖。建康即ち今の江蘇省江寧縣の東南にあり。
- 【三四】 湖。今の安徽省蕪湖道當塗縣。

壬寅、更めて歷陽王子頊を以て臨海王と爲す。

冬十月甲寅、南徐州の刺史劉延孫を以て尙書左僕射と爲し、右僕射劉秀之を雍州の刺史と爲す。

乙卯、新安王子鸞を以て南徐州の刺史と爲す。子鸞の母殷淑儀、寵、後宮を傾け、子鸞、愛、諸子に冠たり。凡そ上の(三五)所遇する所と爲る者、子鸞の府に入らざるは莫し。

南徐州と爲るに及びて、(三六)吳郡を割きて以て之に屬す。初め巴陵王休若、北徐州の刺史と爲り、山陰の張岱を以て、諮議參軍と爲し、(三七)府州國の事

を行はしむ。後臨海王子頊、廣州と爲り、豫章王子尚、揚州と爲り、晉安

王子勛、南兖州と爲る。岱歴て三府の諮議・三王の行事と爲り、典籤・主

帥と事を共にす。事舉りて、情、相失はず。或るひと岱に謂つて曰はく、

『主王既に幼に、執事多門なり。而るに毎に能く公私を緝和す。云何し

てか此を致せる』と。岱曰はく、『古人言はく、「一心、以て百君に事ふ可

し」と。我、政を爲すこと端平に、物を待つに禮を以てす。悔吝の事、

由りて及ぶ無し。明闇短長は、更に是れ才用の多少なるのみ』と。子鸞が南徐州と爲るに及びて、復

た岱を以て別駕行事と爲す。岱は永の弟なり。

魏の員外散騎常侍游明根等・來聘す。明根は雅の從祖弟なり。

- 【三五】 所遇。眷顧寵遇なり。
- 【三六】 吳郡は晉氏が江を渡りしより以來、揚州に屬し、最も近畿の大郡たり。
- 【三七】 府州國事。諸幼王、州に臨むや率れ行府州事を置く。此れ岱に命じて巴陵國事を并せてこれを行はしむるなり。
- 【三八】 主王。江左以來、諸王、鎮に出づるもの、僚屬、呼びて主王と爲し、諸公は、府僚、呼びて主公と爲す。

魏の廣平王洛侯卒す。

十二月壬申、領軍將軍劉遵考を以て尙書右僕射と爲す。

甲戌、制して、民戸、歳ごとに布四匹を輸さしむ。

是の歳、詔して、士族の雜婚する者、皆、

將吏に補す。士族多く役を避けて逃亡す。乃ち

嚴に之が制を爲り、捕へ得れば即ち之を斬る。

往往、湖山に奔竄して盜賊を爲す。沈懷文諫

むれども、聽かず。

【二九】 雜婚。工商雜戸と婚を爲すを謂ふなり。
 【三〇】 湖山。水には湖に入り、陸には山に阻し、皆、險に依りて盜賊を爲す。
 【一】 秀孝。秀才と孝廉。
 【二】 顧法の對策の意は、帝、厥の身を宮帷衽席の間に謹むときは、以て天下を化す可しとなり。
 【三】 聖。當に王に作るべし。

王は旺なり。
 【四】 刑。一本に形に作る。從ふ可し。
 【五】 諫。直なり。
 【六】 百官の祿を復す。文帝元嘉二十七年、軍興を以て、内外百官の俸三分の一を減ず、繼ぎて國に内難有り、日、給するに暇あらず。今始めて百官の祿を復す。

六年、春正月癸未、魏の樂浪王萬壽卒す。

辛卯、上初めて五帝を明堂に祀り、大赦す。

丁未、秀孝を中堂に策す。揚州の秀才顧法、對策して曰はく、『源清きときは則ち流潔く、神

聖なるときは則ち刑全し、躬化は(二)草風を上ふるよりも易く、體訓は草(二)風(二)優すよりも速かなり』

と。上、之を覽、其の諒なるを惡み、策を地に投す。

二月乙卯、百官の祿を復す。

三月庚寅、皇子子元を立てて邵陵王と爲す。

初め侍中沈懷文、數、直諫を以て旨に忤ふ。懷文、素より顔竣・周朗と善し、上、懷文に謂つて曰

はく、『竣若し我が之を殺すを知らば、亦當に敢て此の如くならざりしなるべし』と。懷文、嘿然たり。

侍中王彧、言の次に、『竣、朗は人才の美なり』と稱す。懷文與に相酬和す。顔師伯、以て上に白

す。上益悦ばず。上嘗て出でて、雉を射る。風雨驟に至る。懷文、王

彧・江智淵と與に、相與に諫むるを約す。會、召されて雉場に入る。懷文

曰はく、『風雨此の如きは、聖躬の宜しく冒すべき所に非ず』と。彧曰はく、『懷文が啓する所、宜しく従ふべし』と。智淵未だ言ふに及ばず、上、弩を

注ぎ、色を作して曰はく、『卿、顔竣に效はんと欲するか。何を以てか恒

に人事を知る』と。又曰はく、『顔竣小子、恨むらくは先に其の面を鞭たざ

りしことを』と。上の燕集する毎に、坐に在る者、皆、沈醉せしめ、嘲諠

すること度無し。懷文素より酒を飲まず、又、戲調を好まず。上謂へらく、故らに己に異ならんと欲

すと。謝莊嘗て懷文を戒めて曰はく、『卿毎に人と異なり。亦何ぞ久しかる可けんや』と。懷文曰は

く、『吾少來此の如し、豈に一朝にして變ず可けんや。物に異ならんと欲するに非ず、性の得る所な

るのみ』と。上乃ち懷文を出して、晉安王子助の征虜長史と爲し、廣陵の太守を領せしむ。懷

【七】 雉を射る。曹魏より以來、人主率れ好みて自ら出でて雉を射る。
 【八】 征虜長史。子助、號征虜將軍を帶ぶ、懷文を以て長史と爲す。
 【九】 子助、南兖州に鎮す。故に懷文、長史を以て廣陵の太守を領す。

文、建康に詣りて(一〇)朝正す。事畢りて遣り還さる。女の病を以て、(一一)期を申ねんことを求む。是に至りて猶ほ未だ發せず。官を免じて禁錮せらるること十年、懷文、宅を賣り、(一二)東に還らんと欲す。上聞きて大に怒り、收へて廷尉に付す。丁未、懷文に死を賜ふ。懷文の三子、澹淵・冲、行くゆく哭し、懷文の爲に命を請ふ。見る者之を傷む。柳元景、懷文を救はんと欲し、上に言つて曰はく、『沈懷文の三子、(一三)塗炭、見る可からず。願はくは陛下、(一四)速かに其の罪を正さんことを』と。上竟に之を殺す。

- 【一〇】 朝正。元正の朝會に赴くを謂ふなり。
- 【一一】 期を申ぬ。申は重なり。期を申ぬとは、重ねてこれが期を爲すなり。
- 【一二】 懷文は吳興の人、吳興は建康の東に在り。
- 【一三】 塗炭云云。其の塗炭の中に在りて、視るに堪へざるをいふ。
- 【一四】 速かに其の罪を正す。速かに其の罪を正すと、婉曲にしてこれを導かんとするなり。謂へらく、若し其の罪を正さば當に死に至らざるべからんと。
- 【一五】 罔罔。ぼんやりする貌。
- 【一六】 石樓胡。即ち吐京胡なり、吐京に石樓山有り。今の山西省鞏寧道石樓縣に在り。
- 【一七】 長蛇鎮。今の陝西省關中道隴縣に在り。

夏四月、淑儀殷氏・卒す。貴妃に追拜し、諡して宣と曰ふ。上、痛悼して、已まず、精神之が爲に、罔罔たり、頗る政事を廢す。

五月壬寅、太宰義恭、領司徒を解く。

六月辛酉、東昌の文穆公劉延孫・卒す。

庚午、魏主、陰山に如く。

魏の石樓胡賀略孫・反す。長安の鎮將陸眞討ちて之を平ぐ。魏主、眞に命じて、(一七)長蛇鎮を城か

しむ。氏豪仇辱檀・反す。眞討ちて之を平ぐ。卒に城きて還る。

秋七月壬寅、魏主、河西に如く。

乙未、皇子子雲を立てて晉陵王と爲す。是の日、卒す。諡して孝と曰ふ。

初め晉の庾冰、議して、沙門をして王者を敬せしむ。桓玄、復た其の議

を述ぶ。竝に、行ふを果さず。是に至りて、上、有司をして奏して曰はし

む、(一八)『儒法は枝派し、名墨は條分すれども、親を崇び上を嚴ふに至りて

は、厥の猷爽ふ靡し。唯だ浮圖、教を爲すこと、(一九)經に反し傳を提し、文に

拘り道を蔽ひ、末に在りて彌、扇ぐ。夫れ佛は謙卑を以て自ら牧し、忠虔

を道と爲す。寧ぞ膝を(二〇)四輩に屈して、而も禮を(二一)二親に簡にし、(二二)耆

臘に稽顙して、而も萬乘以(二三)直體する者有らんや。臣等參議し、以爲らく、

沙門接見するるとき、(二四)比て當に度を盡し、禮敬の容は、其の本俗に依るべ

し』と。九月戊寅、制す、『沙門、敬を人主に致せ』と。廢帝位に即くに

及びて、舊に復す。

乙未、尙書右僕射劉遵考を以て左僕射と爲し、丹楊の尹王僧朗を右僕射と爲す。僧朗は或の父なり。

- 【一八】 儒法云云。儒家と法家と名家と墨家は、其の教ふる所各異なれども、親を尊び上を敬するに至りては、其の道異なる所なし。
- 【一九】 經傳。佛典の中、印度より傳へられたる者を以て經と爲し、また支那僧が其の義を演べし者九傳と爲す。
- 【二〇】 四輩。佛・菩薩・緣覺・聲聞。
- 【二一】 二親。父母。
- 【二二】 耆臘。老僧又は高僧などをいふ。
- 【二三】 直體。身を屈せざるをいふ。
- 【二四】 比。竝なり、總なり。

冬十月壬申、宣貴妃を龍山に葬る。岡を鑿り道を通ずること數十里。民、役に堪へず、死亡するに甚だ衆し。江南葬埋の盛なるより、未だ之れ有らざるなり。又、未だ百載に盈たざるに、輒ち二度を差ふ。今、冬至の日の度をして歲歲微

六〇
民、役に堪へず、死亡
【三五】 龍山。江寧即ち建康に在り。山形、龍に似たり。
【三六】 死亡。死する者と逃亡する者をいふ。
【三七】 從事史。漢より以來、諸州に皆從事史有り。
【三八】 何承天が曆を撰ずること一百二十四卷文帝元嘉二十一年に見ゆ。
【三九】 今の曆今の法。皆、祖沖の更め造れる者なり。
【四〇】 上元。曆家、上元・中元・下元の甲子を分ち、各六十一年、凡そ一百八十年、而して下元の甲子終りて又上元の甲子に復す。
【四一】 虛一。二十八宿の一なる虛宿の一度なり。

差あらしめば、將來久しく用ふとも、屢改むるを煩はす無からん。又、子を辰首と爲し、位、正北に在り。虚を北方の列宿の中と爲す、今の曆の

上元の日の度は、虚一より發す。又、日辰の號は、甲子を先と爲す。今の曆の上元は、歲、甲子に在り。又、承天の法は、日月五星、各自に

元有り。今の法は交會遲疾あるも、悉く上元歲首を以て始と爲す」と。

上、曆に善き者をして之を難せしむ。屈する能はず。會上、晏駕し、施行するを果さず。

七年、春正月丁亥、尙書右僕射王僧朗を以て太常と爲し、衛將軍顏師伯を尙書僕射と爲す。

上、毎に宴集に因りて、羣臣をして自ら相譎評せしめ、以て樂と爲す。東部郎江智淵素より恬雅にして、漸く旨に會はず。嘗て智淵をして王僧朗を以て其の子或に戯れしむ。智淵、色を正しくして曰はく、『恐らくは宜しく此の戲有るべからじ』と。上怒りて曰はく、『江僧安は癡人なり。癡人自ら相惜しむ』と。僧安は智淵の父なり。智淵、席に伏して流涕す。是に由りて、恩寵大に衰ふ。又、殷貴妃の諡を議して懷と曰ふ。上、以て美を盡さずと爲し、甚だ之を銜む。它日、羣臣と與に、馬に乗りて貴妃の墓に至り、鞭を擧げ、墓前の石柱を指し、智淵に謂つて曰はく、『此の上に、懷の字有る容からず』と。智淵益懼れる。竟に憂を以て卒す。

己丑、尙書令柳元景を以て驃騎大將軍・開府儀同三司と爲す。

二月甲寅、上、南豫・南兗二州を巡る。丁巳、烏江に校獵す。壬戌、大赦す。甲子、瓜步山に如く。壬申、建康に還る。

夏四月甲子、詔す、『軍に臨みて戰陳するに非ざるよりは、竝に專殺するを得ず。其の罪、重辟に

宋世祖孝武皇帝大明七年

六二

應ずる者は、皆先づ上して報を須て。違犯する者は、人を殺すを以て論せん」と。
五月丙子、詔して曰はく、「今より、刺史守宰、民を動かし軍を興すこと、皆、手詔を須ちて施行せよ。唯だ邊隅外に警め、及び姦豊内に發し、變、倉猝に起る者は、此の例に従はず」と。

戊辰、左民尙書蔡興宗・左衛將軍袁粲を以て、吏部尙書と爲す。粲は、淑の兄の子なり。上好みて羣臣を狎侮す。太宰義恭より以下、穢辱せらるるを免れず。常に金紫光祿大夫王玄謨を呼びて、老僮と爲し、僕射劉秀之を老僮と爲し、顔師を、驕と爲す。其餘、短長肥瘦、皆稱目有り。黃門侍郎宗靈秀、體肥え、拜起すること便ならず。集會に至る毎に、賜與する所多し。其の瞻謝傾陪以て歡笑を爲さんと欲す。又、一崑崙奴を寵し、杖を以て羣臣を撃たしむ。尙書令柳元景以下、皆、免るる能はず。唯だ蔡興宗の方嚴なるを憚り、敢て侵媒せず。顔師伯、儀曹郎王耽之に謂つて曰はく、「蔡尙書、常に昵戲を免る。人を去ること實に遠し」と。耽之曰はく、

- 【五】 先づ上して云云。先づ其の罪狀を上奏し、報を待ちて乃ち刑を行ふ、此れ漢の法なり。
- 【六】 曹魏、左民尙書を置く。
- 【七】 淑、袁淑。元凶劾の難に死す。
- 【八】 穢辱。けがし、はづかしむ。
- 【九】 老僮。江南の人、江北の人を呼びて僮と爲す、玄謨は太原の人なり、故に老僮と呼む。
- 【一〇】 驕。齒あらはるるなり。出づ齒。
- 【一一】 稱目。稱號。綽名をいふ。
- 【一二】 崑崙奴。胡註には其の狀崑崙國の人に似たるをいふといへども、或は眞の崑崙人を用ひしやも知れず。崑崙はCondore 鳥をいふとの説あれば馬來人種ならん。
- 【一三】 儀曹。魏、二十三郎を置く、儀曹は其の一なり。

壬寅、魏主、陰山に如く。
六月戊辰、秦郡の太守劉德願を以て豫州の刺史と爲す。德願は懷慎の子なり。上既に殷貴妃を葬り、數、羣臣と與に其の墓に至る。德願に謂つて曰はく、「卿、貴妃を哭せよ、悲しまば當に厚く賞すべし」と。德願、聲に應じて慟哭し、膺を撫して、擗踊し、涕泗交、流る。上、甚だ悦ぶ。故に用ひて豫州の刺史とし、以て之を賞す。上、又、醫術の人羊志をして貴妃を哭せしむ。志、亦、嗚咽して悲を極む。它日、志に問ふ者有り、曰はく、「卿、那ぞ此の急涙を副ふるを得たる」と。志曰はく、「我、爾の日、亡妾を哭せるのみ」と。上、人と爲り、機警勇決に、學問博洽に、文章華敏なり。書奏を省讀するに、能く七行俱に下る。又、騎射を善くす。而れども奢欲、度無し。晉氏が江を渡りてより以來、宮室艸創にして、朝宴、臨む所、東西二堂のみ。晉の孝武の

- 【一四】 蔡豫章。興宗の父廓なり。嘗て豫章の太守たり、故に稱す。
- 【一五】 相府。武帝、晉に相たりし時、廓、司徒左長史たり。
- 【一六】 負荷。父の業を受けつぎて其の任にたへ、父の名を辱めざるをいふ。左傳に、子産曰はく、其の父、薪を析き、其の子、負荷する克はずと。
- 【一七】 これに本づくなり。上、淫荒にして、下の侮弄する所と爲る。
- 【一八】 擗踊。悲しみて舞をうちをどりあがること。
- 【一九】 七行俱に下る。一注日の間に能く七行の文義を了す。
- 【二〇】 晉氏云云。西晉滅びて、瑯琊王睿が建康に立ちて晉の祀を嗣ぎしをいふ。

宋世祖孝武皇帝大明七年

末、始めて清暑殿を作る。宋興りて、増改する所無し。上始めて大に宮室を修め、土木、錦繡を被り、嬖妾幸臣、賞賜、府藏を傾く。高祖が居りし所の陰室を壊り、其の處に於て玉燭殿を起し、羣臣と與に之を觀る。牀頭に土障有り、壁上に葛燈籠、麻蠅拂を挂く。侍中袁顛、因つて盛に高祖の儉素の徳を稱す。上答へず。獨だ曰はく、「田舎公、此を得たるは、已に過ぎたりと爲す」と。顛は淑の兄の子なり。

秋八月乙丑、皇子子孟を立てて淮南王と爲し、子産を臨賀王と爲す。

丙寅、魏主、河西に敗す。九月辛巳、平城に還る。

庚寅、新安王子鸞を以て司徒を兼ねしむ。

丙申、皇子子嗣を立てて東平王と爲す。

冬十月癸亥、東海王禕を以て司空と爲す。

己巳、上、姑孰に校獵す。

魏の員外散騎常侍游明根等來聘す。明根、使を奉ずること三返。上、其の長者たるを以て、之を禮すること加ふる有り。

十一月癸巳、上、水軍を梁山に習はす。十二月丙午、歷陽に如く。甲寅、大赦す。

己未、太宰義恭に、尙書令を加ふ。

- 【一】 陰室。江左の諸帝、既に崩すれば、其の居りし所の殿を以て陰室と爲し、諸御服を藏す。
- 【二】 葛燈籠。葛を以て爲りたる燈籠。
- 【三】 麻蠅拂。麻を以て作りたる蠅拂ひ。麻の拂子。
- 【四】 胡三省曰はく、周公の書に曰はく、否ざれば則ち厥の父母を侮り、「昔の人、聞知する無し」と曰ふと。宋の孝武是れなりと。
- 【五】 使を奉ずること三返。明根、三年を連れて來聘す。

癸亥、上、建康に還る。

八年、春正月丁亥、魏主、其の弟雲を立てて任城王と爲す。

戊子、徐州の刺史新安王子鸞を以て司徒を領せしむ。夏閏五月壬寅、太

宰義恭、太尉を領す。

上、末年、尤も財利を貪る。刺史二千石罷め還るや、必ず限りて、獻奉

せしむ。又蒲戲を以て之を取り、要す。罄盡せしめて乃ち止む。終日酣

飲し、醒むる時有ること少し。常に凡に憑りて昏睡す。或は外に奏事有れ

ば、即ち肅然として容を整へ、復た酒態無し。是に由りて、内外之を畏れ、

敢て弛惰するもの莫し。庚申、上、玉燭殿に死す。遺詔して、太宰義

恭は、尙書令を解き、中書監を加へ、驃騎將軍南兖州の刺史柳元景を以て、

尙書令を領し、入りて城内に居らしめ、事、巨細と無く、悉く二公に關

し、大事は、始興公沈慶之と與に參決せしめ、若し軍旅有れば、悉く慶之に委ね、尙書の中事は、僕

射顔師伯に委ね、外監の統ぶる所は、領軍將軍王玄謨に委ぬ。是の日太子、皇帝の位に即く。年

十六。大赦す。吏部尙書蔡興宗、親ら軍綬を奉ず、太子、之を父く。傲惰にして威容無し。興宗出で

- 【一】 蒲戲。樗蒲の戲。
- 【二】 罄盡云云。其の有する所を悉く失はしめて、始めて止むなり。
- 【三】 武帝崩するとき、年三十五。
- 【四】 城内。入りて臺城の内に居るなり。建康には外城無し、六鐘門を設くるのみ。百官の第宅は皆臺城の外に在り。
- 【五】 太子。諱は子業、小字は法師、孝武帝の長子なり。

て人に告げて曰はく、『昔、魯昭、戚ます、叔孫、其の終らざるを知れり。家國の禍、其れ此に在らんか』と。

甲子、詔して、復た太宰義恭を以て尙書の事を録せしめ、柳元景に、開府儀同三司を加へ、丹楊の尹を領せしめ、南兗州を解く。

六月丁亥、魏主、陰山に如く。

秋七月己亥、晋安王子勛を以て江州の刺史と爲す。

柔然の處羅可汗・卒す。子子成立つ。受羅

部眞可汗と號す。永康と改元す。部眞、衆を帥

ゐて魏を侵す。辛丑、魏の北鎮遊軍、撃ちて之

を破る。

壬寅、魏主、河西に如く。高車の五部、相聚まりて天を祭る。衆、數萬に至る。魏主親ら往きて之

を臨視す。高車大に喜ぶ。

丙午、孝武皇帝を景寧陵に葬る。廟を世祖と號す。

庚戌、皇太后を尊びて太皇太后と曰ひ、皇后を皇太后と曰ふ。

【六】魯昭云云。左傳に、魯の襄公薨じ、昭公を立つ。叔孫穆子曰はく、是の人や、喪に居りて而も哀します、感に在りて而も嘉容あり、是を不度と謂ふと。葬るに至るまでに三たび衰を易ふ。衰衽、故衰の如し。このとき昭公年十九

にしてその行動かくの如し。君子、是を以て、其の終らざるを知る。
【七】受羅部眞。柔然語にて惠の意。
【八】景寧陵。丹陽の秣陵縣の巖山に在り。

乙卯、南北の二馳道及び孝建以來改むる所の制度を罷め、還た元嘉に依る。尙書蔡興宗、都座

に於て慨然として顔師伯に謂つて曰はく、『先帝は、盛徳の主に非ずと雖も、要するに道を以て始終

せり。三年、改むる無きは、古典の貴ぶ所なり。今、殯宮始めて撤し、山陵未だ遠からず。而るに

凡ての諸制度興造、是非を論せず、一に皆刊削す。復た禪代すと雖も、亦、爾るに至らじ。天下の有識、

當に此を以て人を窺ふべし』と。師伯從はず。

太宰義恭、素より戴法興・巢尙之等を畏る。遺

を受けて政を輔くと雖も、而も身を引き事を

避く。是に由りて、政、近習に歸し、法興等、

専ら朝權を制し、威、近遠に行はる。詔敕、皆、

其の手に出で、尙書の事、大小と無く、咸決を

焉に取る。義恭と顔師伯とは、但だ空名を

守るのみ。蔡興宗、自ら、職・銓衡を管るを以て、上朝に至る毎に、輒ち義恭の爲めに、賢を登

せしを進むるの意を陳べ、又、得失を箴規し、博く朝政を論す。義恭は性、恇怯にして、法興に阿

順し、恒に、旨を失はんことを慮る。興宗の言を聞き、輒ち戰懼して、答ふる無し。興宗、選事を奏

する毎に、法興・尙之等、輒ち點定回換し、僅に、在る者有り。興宗、朝堂に於て、義恭・師伯に謂

【九】南北の二馳道。世祖の大明五年、南北の二馳道を立て、闕門より朱雀門に至り、又、承明門より玄武門に至る。
【一〇】都座。此の都座は尙書八座の會坐の所を謂ふ。
【一一】三年改むる無し。論語學而篇に曰はく、三年、父の道を改むる無き、孝と謂ふ可し

【一二】空名を守る。義恭は尙書の事を録し、師伯は僕射たり、而るに尙書の事は法興等に決す、是れ空名を守るなり。
【一三】職銓衡を管る。興宗、吏部尙書たり。
【一四】恇怯。怯屈なり。

つて曰はく、『主上諒闇にして、萬機を親らせず。而るに選舉密事、多く刪改を被り、復た公の筆に非ず。亦知らず是れ何れの天子の意ぞ』と。數義恭等と、選事を争ひ、往復論執す。義恭・法興皆之を惡み、興宗を新昌の太守に左遷す。既にして其の人望なるを以て、復た之を建康に留む。

丙辰、何妃を追立して獻皇后と曰ふ。

【五】論執。辯論して自説を固執す。

乙丑、新安王子鸞、領司徒を解く。戴法興等、王玄謨の剛嚴なるを惡む。

【六】新昌。今の佛領印度支那北部の地。

八月丁卯、玄謨を以て南徐州の刺史と爲す。

【七】何妃。大明五年、薨す。

王太后、疾篤く、廢帝を呼ばしむ。帝曰はく、『病人は間鬼多し。那ぞ往く可けん』と。太后怒り、侍者に謂ふ、『刀を取り來れ。我が腹を剖かん。那ぞ寧馨兒を生むを得たる』と。己丑、太后・歿す。

【八】寧馨兒。「こんな兒」といふが如し。

九月辛丑、魏主、平城に還る。

【九】文穆。王后は孝武帝の諡に従ふ、當に武穆に作るべし。

癸卯、尙書左僕射劉遵考を以て、特進右光祿大夫と爲す。

【一〇】王畿。大明三年、丹陽等の六郡を以て王畿と爲す。

乙卯、文穆皇后を景寧陵に葬る。

【一一】揚州。會稽を以て揚州と爲すこと、亦、三年に見ゆ。

冬十二月壬辰、王畿の諸郡を以て揚州と爲し、揚州を以て東揚州と爲す。癸巳、豫章王子尙を以て、司徒・揚州の刺史と爲す。是の歲、青州移りて東陽に治す。宋の境内、凡そ、州二十二・郡二百七十四・縣千二百九十九・戸九十四萬有奇有り。

【一二】青州の移りて歷城に治する事、前卷孝建三年に見ゆ。

東方の諸郡、連歲旱饑し、米一升、錢數百、建康も亦、百餘錢に至る。

【一三】東方諸郡。三吳及び浙江東の五郡を謂ふ。

餓死するもの什に六七。

卷の第一百三十

宋紀十二

太宗明皇帝上の上

太宗明皇帝上の上
太宗明皇帝上の上

丙申、魏・大赦す。

二月丁丑、魏主、樓煩宮に如く。

孝建より以來、民間、濫錢を盜鑄し、商貨

行はれず。庚寅、更に二銖錢を鑄る。形式轉た

細なり。官錢出づる毎に、民間即ち之を模效し、

而して更に薄小にして、輪郭無く、磨鑪せず、

之を未子と謂ふ。

三月乙巳、魏主、平城に還る。

宋太宗明皇帝泰始元年

大赦す。

【一】明帝。諱は彧、字は休景、
小字は榮期、文帝の第十一子
なり。

【二】泰始。是の歲八月、江夏王
義恭・柳元景・顔師伯を殺し、
景和と改元し、既に廢帝を弑
し、泰始と改元す、一年凡そ
三たび改元す。西紀四六五年。

【三】樓煩。縣、漢には雁門郡

に屬し、魏晉にはこれを荒外
に棄つ。故城は今の山西省雁
門道崞縣の東に在り。

【四】濫錢云。事、一百二十八
卷孝武帝孝建二年に始まる。

【五】鑪。錯なり、やすり。

【六】未子。杜佑の通典には來
子に作る。

夏五月癸卯、魏の高宗・殂す。初め魏の世祖、四方を經營し、國頗る虚耗し、重ぬるに内難を以てし、朝野楚楚たり。高宗、之に嗣ぎ、時と消息し、静にして以て之を鎮め、中外を懐集す。民心復た安し。甲辰、太子弘、皇帝の位に即く。大赦す。皇后を尊びて皇太后と曰ふ。顯祖、時に年十二、侍中車騎大將軍乙渾、權を専らにし、

詔を矯めて、尙書楊保年・平陽公賈愛仁・南陽公張天度を禁中に殺す。侍中司徒平原王陸麗、疾を代郡の温泉に治す。乙渾、司衛監穆多侯をして之を召さしむ。多侯、麗に謂つて曰はく、

「渾、君を無みするの心有り。今宮車晏駕す。

王、德望素より重く、姦臣の忌む所なり。宜しく少しく淹留して以て之を觀るべし。朝廷安

静にして、然る後入るとも、未だ晚からざるなり」と。麗曰はく、「安んぞ君父の喪を聞き、患を慮りて赴かざる者有らんや」と。即ち馳せて平城に赴く。乙渾の爲す所、多く不法なり。麗數、之を争ふ。

戊申、渾、又、麗及び穆多侯を殺す。多侯は壽の弟なり。己酉、魏、渾を以て太尉と爲し、尙書の事を録せしめ、東安王劉尼を司徒と爲し、尙書左僕射代的人和其奴を司空と爲す。殿中尙書順陽

公郁、乙渾を誅せんと謀る。渾、之を殺す。壬子、魏、淮南王它を以て、鎮西大將軍・儀同三司と爲し、涼州に鎮せしむ。魏、酒禁を開く。壬午、柳元景に南豫州の刺史を加へ、顔師伯に丹楊の尹を加ふ。秋七月癸巳、魏、太尉乙渾を以て丞相と爲す。位、諸王の上に居り、事、大小と無く、皆、渾に決す。廢帝、幼にして猖暴なり。位に即くに及びて、始は猶ほ太后・大臣及び戴法興等を難り、未だ敢て自ら恣にせず。太后既に歿し、帝年漸く長じ、爲す所有らんと欲すれば、法興輒ち之を抑制し、帝に謂つて曰はく、「官の爲す所此の如きは、營陽と作らんと欲するか」と。帝稍く平かなる能はず。幸する所の、閹人華願兒、賜與、算無し。法興常に裁減を加ふ。願兒、之を恨む。帝、願兒を外に使はし、風謠を察聽せしむ。願兒、帝に言つて曰はく、「道路皆言ふ、一宮中、二天子有り。法興は眞の天子、官は贗天子たり」と。且つ官、深宮に居り、人物と・接せず、法興は、太宰顏・柳と、共に一體と爲り、往來の門客、恒に數百有り、内外の士庶、畏服せざるは莫し。法興は、

- 【七】 魏の高宗殂するとき、年二十六、諡して文成皇帝と曰ふ。
- 【八】 内難。宗愛、既に世祖を弑し、又、南安王余を弑するを謂ふ。
- 【九】 楚楚。酸痛の貌。
- 【一〇】 時と消息す。時に隨つて處置宜しきを得るをいふ。
- 【一一】 弘。文成帝の長子なり。
- 【一二】 顯祖。魏の獻文帝の廟名。即ち太子弘なり。
- 【一三】 王の德望。魏の高宗の立つや、陸麗、功有り、而して又忠篤なり。故に德望、一時に重し。
- 【一四】 壽。穆壽、魏の世祖に事へて、宜都王に封ぜらる。

宋太宗明皇帝泰始元年

【一五】 酒禁。魏、酒禁を設くる事、一百二十八卷孝武孝建三年に見ゆ。ここにこれを解きたるなり。

【一六】 去年、太后殂す。

【一七】 官。天子をいふ。

【一八】 營陽云云。營陽王の事、一百二十卷文帝元嘉元年に見ゆ。廢帝固より猖暴なり、戴法興の此の言、亦、以て死を取るに足る。

【一九】 閹人。宦官。

【二〇】 風謠。世間に流行する俗謠。

【二一】 義恭、尙書の事を録し、柳元景、尙書令たり、顔師伯、僕射たれども、事、皆、法興專決す、故に然云ふ。

是れ孝武の左右にして、久しく宮闈に在り、今、它人と一家と作る。深く恐る、此の坐席、復た官の有に非ざらんことを」と。帝、遂に詔を發して、法興を免じ、田里に遣り還し、仍ほ遠郡に徙す。八月辛酉、法興に死を賜ひ、巢尚之の舍人を解く。員外散騎侍郎東海の奚顯度、亦、世祖に寵有り。常に作役を典り、課督苛虐にして、(三)捶扑慘毒なり。人皆之に苦しむ。帝常に戯れて曰はく、「顯度、百姓の患を爲す。比當に之を除くべし」と。左右因つて唱諾す。即ち旨を宣して之を殺す。(四)尚書右僕射領衛尉卿丹楊の尹顏師伯、權に居ること日久しく、驕奢淫恣にして、衣冠の疾む所と爲る。帝、朝政を親らせんと欲す。庚午、師伯を以て尚書左僕射と爲し、(五)卿尹を解く。吏部尚書王彧を以て右僕射と爲し、其の權任を分つ。師伯始めて懼る。初め世祖、猜忌多く、王公大臣、足を重ね息を屏め、敢て妄りに相過從するもの莫し。世祖・殂す。太宰義恭等、皆、相賀して曰はく、「今日、始めて横死を免る」と。甫めて山陵を過ぎ、義恭、柳元景・顏師伯等と與に、聲樂酣飲し、晝夜を捨てず。帝、内、平かなる能はず。既に戴法興を殺すや、諸大臣、震懼せざるもの無く、各、自ら安んぜず。是に於て元景師伯、密に帝を廢して義恭を立てんと謀り、日夜聚まり謀る。而れども疑を持して、決する能はず。元景、其の謀を以て沈慶之に告ぐ。慶之、義恭と、素より厚からず。又、師伯、常に専ら朝事を斷じ、

【三】免。其の居る所の官を免するなり。

【四】捶扑。鞭を以て撃つ也。

【五】孝武の大明四年、顏師伯を歷城より徵し、侍中より尚書僕射に遷り、權要に居る。

【六】卿尹。衛尉卿及び丹楊の尹。

慶之と參懷せず。令史に謂つて曰はく、「沈公は、爪牙なるのみ。安んぞ政事に預るを得ん」と。慶之、之を恨む。乃ち其の事を發く。癸酉、帝自ら羽林の兵を帥ゐて、義恭を討ち、之を殺し、其の四子を并す。義恭の支體を斷絶し、腸胃を分裂し、眼睛を挑取し、蜜を以て之を漬し、之を(七)鬼目粽と謂ふ。別に使者を遣はし、詔と稱して柳元景を召し、兵を以て之に隨ふ。左右奔り告ぐ、「兵刃、常に非ず」と。元景、禍の至るを知り、入りて其の母に辭し、朝服を整へ、車に乗りて召に應ず。弟車騎の司馬叔仁、戎服して左右の壯士を帥ゐ、命を拒まんと欲す。元景、苦ろに之を禁ず。既に巷を出づれば、軍士大に至る。元景、車を下りて戮を受く。容色恬然たり。其の八子・六弟及び諸姪を并す。顏師伯を道に獲、之を殺し、其の六子を并す。又、廷尉劉德願を殺す。景和と改元し、文武、位二等を進む。使を遣はし、(八)湘州の刺史江夏の世子伯禽を誅す。是より、公卿已下、皆、捶曳せらるること、奴隸の如し。初め帝、東宮に在り、過失多し。世祖、之を廢して新安王子鸞を立てんと欲す。侍中袁顛、盛に「太子、學を好み、日新の美有り」と稱す。世祖乃ち止む。帝、是に由りて之を徳とす。既に羣公を誅し、顛を引き進め・任するに朝政を以てせんと欲し、遷して吏部尚書と爲す。尚書左丞徐爰と、皆、義恭等を誅する功を以て、爵

【七】參懷。相談して事を決する也。孝武遺詔して、慶之をして大事を參決せしむること前卷前年に見ゆ。

【八】鬼目粽。鬼目は樹の名、二月、花さき、七月八月、實熟し梅に似たり、色黄に、味酸く、蜜を以て之を煮る。滋味柔嘉なり。南人多くこれを食ふ。宋人、蜜を以て物を漬くるを粽と曰ふ。

【九】義恭、其の世子を命じて伯禽と曰ふ。是れ周公を以て自ら處るなり。



縣子を賜ふ。徐爰、便辟にして善く人に事へ、頗る書傳に渉る。元嘉の初より、入りて左右に侍し、顧問に豫參す。既に附會に長じ、又飾るに典文を以てす。故に太祖の任遇する所と爲る。大明の世、委寄尤も重し。時に殿省の舊人、多く誅逐せらる。唯だ爰のみ將迎に巧にして、始終、迄ふ無し。廢帝、之を待すること益々厚く、羣臣、及ぶもの莫し。帝、出づる毎に、常に沈慶之及び山陰公主と輩を同じくす。爰も亦焉に預る。山陰公主は帝の姊なり。駙馬都尉何戢に適く。戢は優の子なり。公主尤も淫恣なり。嘗て帝に謂つて曰はく、「妾は、陛下と、男女、殊なりと雖も、俱に體を先帝に託せり。陛下は、六宮萬數あり。而るに妾は、唯だ駙馬一人のみ。事太だ均しからず」と。帝、乃ち公主の爲めに、面首左右三十人を置き、爵を會稽郡長公主に進め、秩、郡王に同じくす。吏部郎褚淵、貌美なり。公主、帝に就きて、以て自ら侍せしめんと請ふ。帝、之を許す。淵、公主に侍すること十餘日、備に逼迫せらる。死を以て自ら誓ひ、乃ち免るを得たり。淵は、湛之の子なり。帝、令して太廟に別に祖考の像を畫かしむ。帝、廟に入り、高祖の像を指して曰はく、「渠は大英雄なり。數天子を生擒せり」と。太祖の像を指して曰はく、「渠も亦惡しからず。但だ末年、兒に頭を斫り去らるるを免かれざりき」と。

- 【二九】 附會。こじつけること。
- 【三〇】 大明の世。孝武帝の時。
- 【三一】 委寄。委任寄託。
- 【三二】 優。何尙之の子。
- 【三三】 面首。面は其の貌の美なるを取り、首は其の髪の美なるを取る。
- 【三四】 湛之。褚湛之。元嘉・孝建の間に進用せらる。
- 【三五】 數天子を生擒。桓玄・慕容超・姚泓を擒にするを謂ふ。
- 【三六】 兒に頭を斫り去る。元凶劬に弑せられしを謂ふ。

と。世祖の像を指して曰はく、「渠は大臚鼻なり。如何ぞ臚せざると」と。立ちどころに畫工を召し、之を臚せしむ。

建安王休仁を以て雍州の刺史と爲し、湘東王彧を南豫州の刺史と爲す。

皆、留めて遣らず。

甲戌、司徒揚州の刺史豫章王子尚を以て尙書令を領せしめ、始興公沈慶

之を以て侍中・太尉と爲す。慶之固辭す。青冀二州の刺史王玄謨を徵して

領軍將軍と爲す。

魏、文成皇帝を金陵に葬る。廟を高宗と號す。

九月、癸巳、帝、湖熟に如く。戊戌、建康に還る。

新安王子鸞、世祖に寵あり。帝、之を疾む。辛丑、使を遣はし、子鸞

に死を賜ふ。又、其の母弟南海王子師及び其の母妹を殺し、殷貴妃

の墓を發き、又、景寧陵を掘らんと欲す。太史以爲はく、「帝に利あらず」

と。乃ち止む。初め金紫光祿大夫謝莊、殷貴妃の誅を爲り、曰はく、

「軌を堯門に贊く」と。帝、莊が貴妃を鈎弋夫人に比するを以て、之を殺さんと欲す。或るひと

帝に説きて曰はく、「死は、人の同じくする所にして、一往の苦なり。困と爲すに足らず。莊は

- 【三七】 臚鼻。酒を嗜む者の鼻頭赤く腫起する病。
- 【三八】 湖熟。今の江蘇省金陵道江寧縣にあり。
- 【三九】 事、前卷大明五年に見ゆ。
- 【四〇】 母弟、母妹。同母の弟妹を謂ふ。
- 【四一】 殷貴妃、蓋し子鸞・子師及び一女を生む。
- 【四二】 誅。丈夫を誅するには其の功德を述べ、婦人を誅するには其の容徳を述べ。
- 【四三】 鈎弋夫人。事、二十二卷漢の武帝太始三年に見ゆ。
- 【四四】 莊は富貴に生長す。謝莊は弘微の子、謝萬の玄孫。諸謝は晉より以來貴盛なり、故に然云ふ。

富貴に生長せり。今之を尙方に繋ぎ、天下の苦劇を知らしめ、然る後之を殺すとも、未だ晩からざるなり」と。帝、之に従ふ。

徐州の刺史義陽王昶、素より世祖の惡む所と爲る。民間毎に訛言す、「昶當に反すべし」と。是の歲、訛言尤も甚だし。廢帝常に左右に謂つて曰はく、「我、大位に即きて以來、遂に未だ嘗て戒嚴せず、人をして邑邑たらしむ」と。昶、典籤法生をして表を奉じて建康に詣らしめ、入朝せんことを求む。帝、法生に謂つて曰はく、「義陽、太宰と與に反を謀る。我正に之を討たんと欲す。今、還るを求むるを知るは、甚だ善し」と。又、屢、法生を詰問す。「義陽、反を謀るに、何が故に啓せざりし」と。法生懼れ、逃げて彭城に還る。帝、此に因りて兵を用ふ。己酉、詔を下して昶を討たしむ。内外戒嚴す。帝自ら兵を將ゐて江を渡り、沈慶之に命じて、諸軍を統べて前驅せしむ。法生、彭城に至る。昶即ち兵を聚めて反し、檄を統内の諸郡に移す。皆、命を受けず、昶の使を斬る。將佐文武、悉く異心を懷く。昶、事の成らざるを知り、母妻を棄て、愛妾を攜へ、夜數十騎と與に、北門を開きて魏に奔る。昶頗る學に涉り能く文を屬す。魏人之を重んじ、公主に尙せしめ、侍中・征南將軍・駙馬都尉に拜し、爵丹楊王を賜ふ。吏部尙書袁顛、始め帝の寵任する所と爲り、俄にして指を失ひ、待遇頓に衰ふ。有司をして其の罪を

【四三】 昶は文帝の子、世祖の諸弟なり。
【四四】 邑邑。志を得ざるなり。
【四五】 統内の諸郡。徐州は彭城・沛郡・下邳・蘭陵・東海・東莞・東安・琅邪・淮陽・陽平・濟陰・北濟陰・鍾離・馬頭等の郡を統ぶ。

糾奏せしむ。白衣にて職を領す。顛懼れ、詭辭して・出でんことを求む。甲寅、顛を以て督雍梁諸軍事・雍州の刺史とす。顛の舅蔡興宗、之に謂つて曰はく、「襄陽は星惡し。何ぞ往く可けんや」と。顛曰はく、「白刃、前に交はれば、流矢を救はず。今者の行は、唯だ生きて虎口を出でんことを願ふのみ。且つ天道は遼遠なり。何ぞ必ずして皆驗あらんや」と。是の時、臨海王子顓、都督荆湘等八州諸軍事・荆州の刺史たり。朝廷、興宗を以て子顓の長史・南郡の太守と爲し、府州の事を行はしむ。興宗、辭して・行かず。顛、興宗に説きて曰はく、「朝廷の形勢は、人の共に見る所なり。内に在るの大臣、朝、夕を保せず。舅今出でて陝西に居り、八州の行事と爲る。顛は襄河に在り、地勝にして兵彊し。江陵を去ること咫尺、水陸流通す。若し朝廷、事有らば、以て共に桓・文の功を立つ可し。豈に制を凶狂に受け・不測の禍に臨むに比せんや。今、間を得るに去らずんば、後復た出でんことを求むとも、豈に得可けんや」と。興宗曰はく、「吾、素門平進し、主上と甚だ疎し。未だ患有容からず。宮省の内

【四六】 襄陽は星惡し。興宗、蓋し天道を以て、これを言ふなり。
【四七】 白刃、前に交はれば云云。流矢の來るを救ふに暇あらず。禍近くして急なり、故に外に出でんことを圖り、以て死を緩めんことを求む、後患は計る所に非ずとなり。
【四八】 水陸流通。襄陽(湖北省襄陽縣)より江陵(同江陵縣)に至るに、水路ならば河水に由り、陸路ならば長林・當陽(同當陽縣)に由る。
【四九】 間を得るに去らず。行る可きの間隙を得たるに、興宗、去るを肯んぜざるをいふ。
【五〇】 素門平進云云。蔡興宗は蔡廓の子、蔡謨の玄孫なり。方嚴を以て自ら處る。官、序を以て遷る。これを平進と謂ふは可なり、これを素門と謂ふ可ならんや。蓋し江左、王謝を以て高門と爲し、其餘、才望ある者は、或は姻戚を以て擢用せられ、或は舊恩を以てす。興宗の此の言は、蓋し感慨する所あるあり。

外、人、自ら保せず、會す應に變有るべし。若し内難、弭むを得とも、外蠻未だ必ずしも量る可からず。汝は外に在りて全きを求めんと欲し、【五三】我は中に居りて禍を免れんと欲す。各、其の志を行ふ、亦善からずや」と。顛、是に於て狼狽して路に上る。猶ほ追はれんことを慮る。行きて尋陽に至り、喜びて曰はく、「今始めて免れぬ」と。【五四】鄧琬、晋安王子助の鎮軍の長史・尋陽の内史と爲り、江州の事を行ふ。顛、之と歎狎すること常に過ぎ、清閑なる毎に、必ず日を盡し夜を窮む。顛、琬と【五五】人地本殊なり。見る者、其の異志有るを知る。尋ぎて復た蔡興宗を以て吏部尙書と爲す。

戊午、嚴を解く。帝因つて【五六】白下より江を濟り、瓜歩に至る。

沈慶之【五七】復た啓して、民の私に錢を鑄るを聽す。是に由りて錢貨亂敗し、千錢、長さ、三寸に盈たず、大小、此に稱ふ。之を鵝眼錢と謂ふ。此に劣る者は、之を【五八】緹環錢と謂ふ。之を貫くに縷を以てし、水に入れども沈まず、手に隨つて破碎す。市井、復た【五九】料數せず。十萬錢、一掬に盈たず。

【五三】 蔡興宗は先見と謂ふ可し。

【五四】 子助、鎮軍將軍を以て江州の刺史たり、尋陽に鎮す。

【五五】 鄧琬、長史と爲り、事を行ふ。

【五六】 人地殊なり。袁顛は清望有り、又、名門なり、鄧琬は性食部にして、又、寒族なり。故に人物門地もとより異なりと云ふ。

【五七】 白下。晉・宋、建康に都し、新亭・白下は皆江津の要地なり。新亭は西に在り、白下は東に在り。白下は今の江蘇省金陵道江寧縣の北に在り。

【五八】 復た啓す。沈慶之の始の議は、一百二十八卷孝武帝孝建二年に見ゆ。

【五九】 緹。線と同じ。

【六〇】 料數。其の多少の數を量る也。

斗米一萬、商貨行はれず。

冬十月丙寅、帝、建康に還る。

帝の舅東陽の太守王藻、世祖の女臨川長公主に尙す。公主、妬にして、藻を帝に譖す。己卯、藻、獄に下されて死す。【六一】會稽の太守孔靈符、至る所政績有り。近臣に忤犯するを以て、近臣、之を譖す。帝、使を遣はし、靈符を鞭殺し、并せて其の二子を誅す。寧朔將軍何邁は、【六二】瑀の子なり。帝の姑新蔡長公主に尙す。帝、主を後宮に納れ、之を謝貴嬪と謂ふ。許りて【六三】「公主薨せり」と言ひ、宮婢を殺し、邁の第に送り、殯葬し喪の禮を行はしむ。庚辰、貴嬪を拜して夫人と爲す。鸞輅・龍旂を加へ、出づるに警し入るに蹕せしむ。邁、素より豪俠にして、多く死士を養ふ。帝の出遊するに因りて之を廢し、晋安王子助を立てんと謀る。十一月壬辰、帝自ら兵を將ゐて邁を誅す。初め沈慶之、既に顔柳の謀を發き、遂に自ら帝に昵き、數言を盡して規諫す。帝浸く悦ばず。慶之懼れ、門を杜ち、賓客に接せず。嘗て左右范羨を遣はし、吏部尙書蔡興宗の所に至らしむ。興宗、羨をして慶之に謂つて曰はしむ、「公、門を閉ちて客を絶つは、以て悠悠たる請託者を避くるのみ。興宗の如きは、公に求むること有る者に非ざるなり。何爲れぞ拒まる」と。慶之、羨をして興宗を邀へしむ。興宗往きて慶之を見、因つて之に説

【六一】 王藻は、王護の兄の孫なり。王太后は晉の丞相王導の玄孫女。藻は后の弟なり。

【六二】 孔靈符は孔疇の弟なり。

【六三】 何瑀。一百二十八卷孝武

【六四】 新蔡長公主。文帝の第十女なり、名は英媚。

きて曰はく、「主上、比者行ふ所、人倫の道盡く。徳に率ひ行を改むるは、復た望む可き無し。今、忌憚する所は、唯だ公に在り。百姓、喁喁として、瞻頼する所の者も、亦、公一人に在るのみ、公の威名素より著はれ、天下の服する所なり。今、舉朝、遑遑として、人、危怖を懐く。指麾の日、誰か響應せざらん。如し猶豫して、斷せず、坐ながら成敗を觀んと欲せば、豈に惟だ旦夕、禍に及ぶのみならんや。四海の重責、將に歸する所有らんとす。僕、眷を蒙ること常に異なり、故に敢て言を盡す。願はくは公、詳かに其の計を思へ」と。慶之曰はく、「僕、誠に、今日憂危にして、復た自ら保せざるを知る。但だ忠を盡して國に奉じ、始終之を以てし、當に天命に委任すべきのみ。加ふるに私門に老退し、兵力、頓闕す。之を爲さんと欲すと雖も、事亦成る無からん」と。興宗曰はく、「今に當りて謀を懷き奮はんと思ふ者は、功賞富貴を邀めんと欲するに非ず、止だ朝夕の死を脱れんことを求むるのみ。殿中の將帥、唯だ外間の消息を聴く。若し一人唱首せば、則ち俯仰して、定む可からん。況んや公、戎を統ぶること累朝、舊日の部曲、布きて宮省に在り、恩を受くる者多し。」沈攸之の輩は、皆、公の家の子弟のみ、何ぞ従はざるを患へん。且つ公の門徒義附は、竝

- 【六四】 人倫の道盡く。内亂あるを言ふなり。
- 【六五】 喁喁。魚の口、上に向ふなり。以て百姓の仰望すること羣魚の如くなるに喩ふ。
- 【六六】 瞻頼。あふぎみて依頼すること。
- 【六七】 遑遑。急速の貌。
- 【六八】 頓。鈍なり。一説には「頓に闕け」と讀む。
- 【六九】 戎を統ぶる云云。慶之、元嘉より以來、兵を統べ、三世に歴事す。
- 【七〇】 恩を受くる者とは、宗越等を謂ふ。
- 【七一】 沈攸之。慶之の従父兄の子なり。

に三吳の勇士なり。殿中將軍陸攸之は、公の郷人なり。今、東に入りて賊を討ち、大に鎧仗有り、青溪に在りて未だ發せず。公、其の器仗を取り、以て麾下に配衣し、陸攸之をして帥ゐて以て前驅せしめば、僕、尙書中に在り、自ら當に百僚を帥ゐ、前世の故事を案じ、更に賢明を簡び、以て社稷を奉ずべし。天下の事、立ちどころに定まらん。又朝廷の諸の施爲する所、民間傳へて言ふ、公悉く之に豫ると。公今決せずんば、當に公に先だちて事を起す者有るべし。公も亦附従の禍を免れざらん。聞く、車駕屢、貴第に幸し、酣醉淹留すと。又聞く、左右を屏け、獨り閣内に入ると。此れ萬世の一時なり。失ふ可からざるなり」と。慶之曰はく、「君の至言に感ずれども、然も此の大事は、僕が能く行ふ所に非ず。事至らば、固より當に忠を抱きて以て没すべきのみ」と。青州の刺史沈文秀は、慶之の弟の子なり、將に鎮に之かんとし、部曲を帥ゐ、出でて自下に屯す。亦慶之に説きて曰はく、「主上狂暴なること此の如し。禍亂、久しからじ。而して一門、其の寵任を受く。萬物皆謂ふ、之と心を同じくすと。且つ若き人、愛憎、常無く、猜忍特に甚だし。不測の禍、進退、免れ難し。今此の衆力に因りて之を圖らば、掌を反すよりも易からん。機會は値ひ難し。失ふ可からざるなり」と。再三、之を言ひ、流涕するに至る。慶之、終に從はず。文秀遂に行く。帝が何邁を誅するに及びて、慶之が

- 【七二】 公の郷人。陸攸之は蓋し亦吳興の人。
- 【七三】 貴第。當時の貴人の第宅をいふ。
- 【七四】 若し事果して至ること興宗の言ふ所の如くならば、當に忠を抱きて以て死すべしとの意。
- 【七五】 萬物。萬人。

必ず當に入りて諫むべきを量り、先づ青溪の諸橋を閉ぢ、以て之を絶つ。慶之、之を聞き、果して往く。進むを得ずして還る。帝乃ち慶之の従父兄の子直閣將軍(七五)、攸之をして慶之に藥を賜はしむ。慶之、肯て飲まず。攸之、被を以て之を拵殺す。時に年八十。慶之の子侍中文叔、亡げんと欲し、太宰義恭の如く支解せられんことを恐れ、(七六)其の弟中書郎文季に謂つて曰はく、『我能く死せん。爾能く報せよ』と。遂に慶之の藥を飲みて死す。弟祕書郎昭明、亦自ら經りて死す。文季、刀を揮ひ、馬を馳せて去る。追ふ者敢て逼らず。遂に免るるを得たり。帝詐りて言はく、『慶之病みて薨す』と。侍中・太尉を贈り、諡して忠武公と曰ふ。葬禮甚だ厚し。領軍將軍王玄謨、數流涕して帝を諫むるに、刑殺の過差なるを以てす。帝大怒る。(七七)玄謨は宿將にして威名有り、道路訛言す、『玄謨已に誅せらる』と。蔡興宗、嘗て東陽の太守と爲る。玄謨の典籤包法榮、家、東陽に在り。玄謨、法榮をして興宗の所に至らしむ。興宗、法榮に謂つて曰はく、『領軍殊だ當に憂懼すべし』と。法榮曰はく、『領軍、比日殆ど復た食せず、夜も亦眠らず。恒に言はく、『收已に門に在り、俄頃を保せず』と。』興宗曰はく、『領軍憂懼せば、當に方略を爲すべし。那ぞ坐ながら禍の至るを待つを得ん』と。因つて法榮をして玄謨に事を舉ぐるを勸めしむ。玄謨、法

【七五】 攸之、慶之に隨つて隨王誕を討ちて功あり、慶之、其の賞を抑ふ、是に由りてこれを恨む。故に殺すに果なり。
 【七六】 中書郎は即ち中書侍郎なり。
 【七六】 過差。過等なり。
 【七七】 王玄謨は、元嘉の末より將と爲り、孝建の初、臧質を破り義宣を平ぐるの功有り。
 【七八】 收云。帝將に吏兵を遣はしてこれを收へんとするを謂ふなり。

榮をして謝して曰はしむ、『此も亦未だ行ふ可きこと易からず。期す當に君の言を泄らざるべし』と。右衛將軍劉道隆、帝の寵任する所と爲り、専ら禁兵を典る。興宗、嘗て之と俱に帝の夜出づるに従ふ。道隆、興宗の車後を過ぐ。興宗曰はく、『劉君、比日、(八二)一閑寫を思ふ』と。道隆、其の意を解り、興宗の手を(八三)拵りて曰はく、『蔡公、多言する勿かれ』と。
 壬寅、皇后路氏を立つ。太皇太后の弟道慶の女なり。
 帝、諸父を畏忌し、其の外に在りて患を爲さんことを恐れ、皆之を建康に聚め、殿内に拘し、歐捶陵曳し、復た(八四)人理無し。湘東王彧・建安王休仁・山陽王休祐は、皆肥壯なり。帝、竹籠を爲り、盛りて之を(八五)稱る。彧尤も肥えたるを以て、之を猪王と謂ひ、休仁を謂つて殺王と爲し、休祐を賊王と爲す。三王年長するを以て、尤も之を惡む。常に録して以て自ら隨へ、左右を離さず。東海王禪は、性凡劣なり、之を驢王と謂ふ。桂陽王休範・巴陵王休若は、年尚ほ少し、故に竝に從容たるを得たり。嘗て木槽を以て飯を盛り、雜食を并せて之を(八六)攪し、地を掘りて坑を爲り、實たすに泥水を以てし、彧を裸にして坑中に内れ、口を以て槽に就いて之を食はしめ、用て歡笑と爲す。前後、三王を殺さんと欲すること、十を以て數ふ。休仁、智數多し、毎に談笑佞諛を以て之を説ばす。故に(八七)推遷するを得たり、

【八二】 一閑寫。清閑を得て、其の懷ふ所を寫さんと欲することとを謂ふ。好機を得て御話いたしたき事あり、との意なり。
 【八三】 拵。爪を以て、つれる也。
 【八四】 人理無し。親を親しみ長に悌なるは、人の常理なり、然るに廢帝、これに悖る。
 【八五】 稱る。其の輕重を稱る也。
 【八六】 攪。かきまぜる也。
 【八七】 推遷。延緩の意。一説に、談笑佞諛を以て帝の意を轉移せしむるを言ふ。

少府劉暉の妾、孕みて臨月なり。帝迎へて後宮に入れ、其の男を生むを俟ち、立てて太子と爲さんと欲す。或嘗て旨に忤ふ。帝、之を裸にし、其の手足を縛し、之を貫くに杖を以てし、人をして太官に擔付せしめ、曰はく、「今日、猪を屠らん」と。休仁笑つて曰はく、「猪は未だ應に死すべからず」と。帝、其の故を問ふ。休仁曰はく、「皇子の生るるを待ち、猪を殺して其の肝肺を取らん」と。帝、怒乃ち解け、曰はく、「且く廷尉に付せん」と。一宿して之を釋す。丁未、暉の妾、子を生む。名づけて皇子と曰ひ、之が爲めに大赦し、父の後たる者に爵一級を賜ふ。帝、又、太祖・世祖が、兄弟の數に在て、皆第三にして、江州の刺史晉安王子助も亦第三なるを以て、故に之を惡む。何邁の謀に因りて、左右朱景雲をして藥を送りて子助に死を賜はしむ。景雲、溢口に至り、停まりて進まず。子助の典籤謝道邁・主帥潘欣之。侍書褚靈嗣、之を聞き、馳せて以て長史鄧琬に告げ、泣涕して計を請ふ。琬曰はく、「身は南土の寒士にして、先帝の殊恩を蒙り、愛子を以て託せらる。豈に門戸百口を惜むを得んや。期す當に死を以て報効すべし。幼主昏暴にして、社稷危殆なり。天子と曰ふと雖も、事猶ほ獨夫のごとし。今便ち文武を指帥し、直に京邑に造り、羣公卿士と與に昏を廢し明を立てんのみ」と。戊申、琬、子助の教と稱し、所部をして戒嚴せしむ。子助、戎服して

【八七】擔付。になひてわたす也。
 【八八】皆第三。太祖は高祖の第三子、世祖は太祖の第三子なるをいふ。
 【八九】亦第三。子助は世祖の第三子なるをいふ。
 【九〇】侍書。諸王に侍書あり、王に書を教ふることを掌ふ。
 【九一】南土の寒士。鄧琬は南昌の人、寒素より起る。

聽事に出で、僚佐を集め、潘欣之をして口づから旨を宣べ之を諭さしむ。四座未だ對へず。録事參軍陶亮、首として、死を效して前驅せんと請ふ。衆皆旨を奉ず。乃ち亮を以て、諮議參軍と爲し、中兵を領し、軍事を總統せしめ、功曹張沈を諮議參軍と爲し、舟艦を作るを統べしめ、南陽の太守沈懷寶。岷山の太守薛常寶・彭澤の令陳紹宗等を、竝に將帥と爲す。初め帝、荊州をして前軍の長史荊州の行事張悅を録送せしむ。溢口に至る。琬、子助の命と稱し、其の桎梏を釋き、迎ふるに乗る所の車を以てし、以て司馬と爲す。悦は暢の弟なり。琬、悦の二人、共に内外の衆事を掌る。將軍俞伯奇を遣はし、五百人を帥ゐて、大雷を斷ち、商旅及び公私の使命を禁絶せしめ、使を遣はして、諸郡の民丁を上り、器械を收斂せしむ。旬日の内に、甲士五千人を得たり。出でて大雷に頓まり、兩岸に於て壘を築き、又、巴東・建平二郡の太守孫冲之を以て諮議參軍と爲し、中兵を領し、陶亮と與に、竝に前軍を統べしめ、檄を遠近に移す。

戊午、帝、諸妃主を召し、前に列ね、左右に彊ひて、之を辱めしむ。南平王鏐の妃江氏、從はす。帝怒り、妃の三子を殺す。南平王敬猷・廬陵王敬先・安南侯敬淵、江妃を鞭つこと一百。是より先、民間訛言す、「湘中、天子を出さん」と。帝將に南して荆湘二州を巡りて以て之を厭せんとす。明

【九二】岷山。郡の名、漢の汝山郡なり。今の四川省舊茂州及び松藩の地を轄す。
 【九三】張暢は一百二十五卷六卷文帝の元嘉二十七年八年に見ゆ。
 【九四】諸郡の民丁云云。使を遣はし、江州部内の諸郡に詣り、民丁を籍してこれを上つり、以て兵と爲すを言ふ。
 【九五】妃江氏は江湛の妹なり。
 【九六】厭。厭勝するなり。

旦、先づ湘東王或を誅して然る後發せんと欲す。初め帝既に諸公を殺し、羣下の己を謀らんことを恐れ、直閣將軍宗越・譚金・童太一・沈攸之等が勇力有るを以て、引きて爪牙と爲し、美人・金帛を賞賜し、其の家に充物す。越等、久しく殿省に在り、衆の畏服する所にして、皆帝の爲めに力を盡す。帝、之を恃み、益々顧憚する所無く、恣に不道を爲す。中外騷然たり。左右宿衛の士、皆異志有り。而れども越等を畏れ、敢て發せず。時に三王久しく幽せられ、爲す所を知らず。湘東王或の主衣會稽の阮佃夫・内監吳興の王道隆・學官令臨淮の李道兒、直閣將軍柳光世及び帝の左右琅邪の淳于文祖等と與に、帝を弑せんと謀る。帝、后を立つるの故を以て、諸王の閹人を假る。或の左右錢藍生も、亦、中に在り。或、密に(錢藍生)帝の動止を候はしむ。是より先、帝、華林園の竹林堂に遊び、宮人をして保にして相逐はしむ。一人、命に従はず。之を斬る。夜、夢に竹林堂に在り、女子有り罵りて曰はく、『帝・悖虐不道なり、明年、熟するに及ばざらん』。帝、宮中に於て、一人の夢みる所に似たる者を求め得、之を斬る。又、夢に、殺す所の者罵りて曰はく、『我已に上帝に訴へたり』と。是に於て巫覡言はく、『竹林堂に鬼有り』と。是の日(晡時)晡時、帝、華林園に出づ。

- 【九七】直閣將軍。江左、直閣將軍を以て省閣に出入し、宿衛を總領せしむ。
- 【九八】充物。充滿する也。
- 【九九】内監。江左の制、天子及び諸王に、皆、内監有り。内監は齋監なり。齋内、主帥より以下、皆、之を監察するを得。
- 【一〇〇】晉の制、諸王國に學官令一人を置く。
- 【一〇一】竹林堂。江寧縣なる景陽山の華林園の後堂なり。
- 【一〇二】明年云云。明年、禾の熟でざる内に崩御すべしとの意。
- 【一〇三】晡時。申の時。今の午後四時頃。

建安王休仁・山陽王休祐・會稽公主竝に從ふ。湘東王或、獨り(秘書省)秘書省に在り、召を被らず、益々憂懼す。帝素より主衣吳興の壽寂之を惡み、見れば輒ち切齒す。阮佃夫、其の謀を以て、寂之及び外監典事東陽の朱幼・細鍾・主南彭城の姜産之・細鍾將晉陵の王敬則・中書舍人戴明寶に告ぐ。寂之等、之を聞き、皆響應す。幼豫め内外を約勒し、錢藍生をして密に休仁・休祐に報せしむ。時に帝、南巡せんと欲す。腹心宗越等、竝に外に出でて(裝束)裝束するを聽さる。唯だ隊主樊僧整、華林園を防ぐ。(柳光世)柳光世は、僧整と郷人なり。因つて密に之を邀ふ。僧整即ち命を受く。凡そ同謀十餘人なり。阮佃夫、力少く濟らざらんことを慮り、更に招合せんと欲す。壽寂之曰はく、『謀廣くば或は泄れん。多人を煩はさじ』と。其の夕、帝、悉く侍衛を屏け、羣巫及び(綵女)綵女數百人と與に、鬼を竹林堂に射る。事畢り、將に樂を奏せんとす。壽寂之、刀を抽きて前み入り、姜産之、之に次ぎ、淳于文祖等、皆、其の後に隨ふ。休仁、(行聲)行聲の甚だ疾きを聞き、休祐に謂つて曰はく、『事作れり』と。相隨つて(景陽山)景陽山に奔る。帝、寂之の至るを見、弓を引きて之を射る。中らず。綵女皆迸走す。帝も亦走り、大に『寂寂』と呼ぶこと三たび。寂之追うて(之)之を弑す。令を宿衛に宣して曰はく、『湘東王、太皇太后

- 【一〇四】秘書省。圖書を藏するの所、禁中に在り。
- 【一〇五】裝束。旅行の用意を爲すなり。
- 【一〇六】華林園の閹門を防ぎ守る也。
- 【一〇七】柳氏は、もと、河東の人、襄陽に僑居す。樊僧整も蓋し亦河東の人なり。
- 【一〇八】綵女。采女と同じ。宮女の稱。
- 【一〇九】行聲。人の行く足音。
- 【一一〇】景陽山。文帝元嘉二十三年、景陽山に華林園を起す。
- 【一一一】廢帝殂するとき、年十七。

辛未、臨賀王子産を徙して南平王と爲し、晉熙王子輿を廬陵王と爲す。壬申、尙書右僕射王景文を以て尙書僕射と爲す。景文は即ち或なり。上の名を避け、字を以て行ふ。

乙亥、(二三)沈太妃を追尊して宣太后と曰ひ、陵を崇寧と曰ふ。

初め豫州の刺史山陽王休祐・入朝し、長史(二四)南梁郡の太守殷琰を以て府州の事を行はしむ。休祐が荊州に徙るに及びて、即ち琰を以て督豫司二州諸軍事・豫州の刺史と爲す。

有司奏す、『路太后は、宜しく前號に即き、移りて外宮に居るべし』と。

上許さず。戊寅、路太后を尊びて崇憲皇太后と爲す。崇憲宮に居り、供奉、禮儀、舊日に異ならず。妃王氏を立てて皇后と爲す。后は景文の妹なり。

二銖錢を罷め、鵝眼・緹環錢を禁じ、餘は皆通用す。

江州の佐吏、上の下す所の令書を得、皆喜び、共に鄧琬に造りて曰はく、『暴亂既に除き、殿下又黄閣を開く。實に公私の大慶と爲す』と。琬、

晉安王子勛の(二五)次第・三に居るを以て、又、尋陽に事を起すこと世祖と符を同じくするを以て、事必ず成る有らんと謂ひ、令書を取りて地に投じて曰はく、『殿下は、當に(二七)端門を開くべし。黄閣は是

【二三】沈太妃。即ち帝の母、沈婕好なり。

【二四】南梁郡。晉の孝武帝の太元中、南梁郡を淮南に僑立す。安帝の義熙中、土斷し、始めて淮南の故地を有し、南豫州に屬す。今の安徽省淮涇道壽縣の地。

【二五】時に子勛に開府儀同三司を加ふ、故に、黄閣を開くと云ふ。

【二六】次第。世祖は兄弟の次第に於て三なり。尋陽を以て兵を起す事、一百二十七卷文帝元嘉三十年に見ゆ。

【二七】端門。天子、端門を開く。宮門の正南門を端門と曰ふ。

れ吾が徒の事のみ』と。衆皆駭愕す。琬更に陶亮等と與に、器甲を繕治し、兵を四方に徵す。袁顛既に襄陽に至り、即ち諮議參軍劉胡と與に、兵械を繕修し、士卒を簡集し、詐りて太皇太后の令を被る

と稱し、其をして兵を起さしむ。即ち牙を建て檄を馳せ、奉表して、子勛に・大位に即かんことを勸む。辛巳、更めて山陽王休祐を以て

江州の刺史と爲す。(二六)荊州の刺史臨海王子頊、即ち本任に留まる。是より先、廢帝、邵陵王子

元を以て湘州の刺史と爲し、中兵參軍沈仲玉を(二七)道路行事と爲す。鵠頭に至り、尋陽の兵起

ると聞き、敢て進まず。琬、數百人を遣はし、劫して之を迎へ、子勛をして、牙を桑尾に建てしむ。檄を建康に傳へて、稱すらく、(二八)

『孤の志、前典に遵ひ、(二九)幽を黜け明を陟さんとす』と。又、上を謂ふ、(三〇)『明茂を矯害し、(三一)大寶を篡竊し、我が昭穆を干し、我が兄弟を寡く

す。(三七)藐たる孤の同氣、(三二)猶ほ十三有り。(三三)聖靈何の幸ありて、當に(三四)饗を乏しくすべけんや』と。

【二五】以て子勛に代らしめんと欲する也。

【二六】休祐、荊州に之かず、子頊を本任に留め、以てこれを安んずる也。

【二七】道路行事。未だ州に至らず、道路行事と爲らしめ、沿道の事一に以てこれに委ぬ。

【二八】桑尾。即ち桑落洲の尾。今の江西省尋陽道九江縣にあり。

【二九】孤。子勛自ら稱して孤と曰ふ。

【三〇】幽を黜け云云。即ち昏を廢して明を立つるなり。

【三一】明茂を矯害す。明茂とは

明德近親を謂ふ。上、太皇太后の令を矯めて豫章王子尙に死を賜ひしを謂ふなり。

【三二】大寶。天子の位。

【三三】昭穆。禮に、父を昭と爲し、子を穆と爲す。

【三四】藐。微小なること。

【三五】猶ほ十三有り。孝武帝二十八子の中、時に存する者、子勛、子綏、子房、子頊、子仁、子眞、子元、子輿、子孟、子嗣、子趨、子期、子悅、凡て十三人なり。

【三六】聖靈。世祖の靈をいふ。

【三七】饗を乏しくす。祀りを絶やすこと。

郢州の刺史安陸王子綏、子勛の初徽を承け、廢帝を攻めんと欲す。廢帝已に隕つるを聞き、即ち甲を解き、(一四)標を下す。既にして、(一五)江雍猶ほ兵を治むるを聞き、(一六)郢府の行事苟下之大に懼れ、即ち諮議領中兵參軍鄭景玄を遣はし、衆を帥ゐて馳せ下り、并せて軍糧を送らしむ。荊州の行事孔道存、刺史臨海王子頊を奉じ、會稽の將佐、太守尋陽王子房を奉じ、皆、兵を擧げ、以て子勛に應ず。

【一四】標を下す。初め兵を起すとき標を立て以て兵を募る。今、兵を罷む、故に標を下しし也。

【一五】雍は袁顛を謂ふ。【一六】苟下之大に懼る。郢州は江雍の間に居る。其の夾み攻めて以て兵を罷むるの由を問はれんことを懼るる也。

卷の第一百三十一

宋紀十三

太宗明皇帝上の下

(一) 泰始二年、春正月己丑朔、魏・大赦し、天安と改元す。癸巳、會稽の太守尋陽王子房を徵して、撫軍將軍と爲し、巴陵王休若を以て之に代らしむ。甲午、中外戒嚴す。司徒建安王休仁を以て征討諸軍事を都督せしめ、車騎將軍 江州の刺史王玄謨を之に副とす。休仁、南州に軍し、沈攸之を以て尋陽の太守と爲し、兵を將ゐて、虎檻に屯せしむ。時に玄謨未だ發せず。前鋒凡そ十軍、絡繹として繼ぎて至る。夜毎に、各、姓號を立て、軍、姓號、同じからず。若し耕夫・漁父有りて、夜相呵叱せば、便ち駭亂を致さん。敗を取るの道な

【一】泰始二年。西紀四六六年。【二】去年、子房、兵を擧げて尋陽に應ず。休若を以てこれに代らしめんと欲する也。

【三】江州の刺史。王玄謨をして尋陽の兵を拒がしめ、因つて以て江州と爲し、復た休祐を用ひず。【四】南州。今の安徽省蕪湖道當塗縣に在り。【五】虎檻。洲の名。今の安徽省蕪湖道蕪湖縣の西南江中に在り。

り。請ふ一軍に就きて號を取らん」と。衆咸之に従ふ。
 鄧琬、符瑞を稱説し、詐りて路太後の璽書を受くと稱し、將佐を帥る、尊號を晉安王子助に上る。
 乙未、子助、皇帝の位に尋陽に即き、義嘉と改元し、安陸王子綬を以て、
 司徒・揚州の刺史と爲し、尋陽王子房・臨海王子頊に、竝に開府儀同三司を
 加ふ。鄧琬を以て尙書右僕射と爲し、張悅を吏部尙書と爲し、袁顛に尙書
 左僕射を加ふ。自餘の將佐及び諸州郡、官に除し爵號を進めらるること、
 各差有り。

丙申、征虜司馬申令孫を以て、徐州の刺史と爲す。令孫は坦の子なり。
 司州を義陽に置き、義陽の内史龐孟蚪を以て司州の刺史と爲す。徐州の
 刺史薛安都・冀州の刺史清河の崔道固、皆、兵を擧げて尋陽に應ず。上、兵
 を青州の刺史沈文秀に徵す。文秀、其の將劉彌之等を遣はし、兵を將ゐて
 建康に赴かしむ。會、薛安都、使を遣はし、文秀を邀ふ。文秀、更に彌之
 等に令して、安都に應せしむ。濟陰の太守申闡、睢陵に據り、建康に應
 ず。安都、其の從子直閣將軍索兒、太原の太守清河の傅靈越等を遣はし、之を攻めしむ。闡は令孫
 の弟なり。安都の壻裴祖隆、下邳を守る。劉彌之、下邳に至り、更に領する所を以て建康に應じ、祖隆

- 【六】 坦。申坦。元嘉・孝建の間、申坦、將帥たり。
- 【七】 司州。文帝の元嘉の末、司州を汝南に置き、孝武の大明年、省廢す。今復たこれを置き、義陽・隨陽・安陸・南汝南の四郡を領す。義陽は今の河南省汝陽道信陽縣の南に治す。
- 【八】 睢陵。縣の名、濟陰郡に屬す。今の江蘇省徐海道睢寧縣。
- 【九】 太原。文帝元嘉十年、濟南・太山を割き太原郡を立つ。山東省濟南道長清縣の地。

を襲撃す。祖隆の兵敗れ、征北參軍垣崇祖と與に、彭城に奔る。崇祖は護之の從子なり。彌之の族人北海の太守懷恭・從子善明、皆、兵を擧げて以て彌之に應ず。薛索兒、之を聞き、睢陵を釋き、兵を引きて彌之を撃つ。彌之、戰敗れ、走りて北海に保す。申令孫進みて、淮陽に據り、降を索兒に請ふ。龐孟蚪、亦、命を受けず、兵を擧げて尋陽に應ず。帝、尋陽王の長史行會稽郡事孔凱を召し、太子の詹事と爲し、平西司馬庾業を以て之に代らしむ。又、都水使者孔瓌を遣はし、東に入りて慰勞せしむ。瓌、凱に説くに、建康虛弱なれば、五郡を擁して以て袁鄧に應ずるに如かざるを以てす。凱遂に兵を發し檄を馳せ、尋陽を奉ず。吳郡の太守顧琛・吳興の太守王曇首・義興の太守劉延熙・晉陵の太守袁標、皆、郡に據りて之に應ず。上、又、庾業を以て延熙に代りて義興(守)と爲す。業、長塘湖に至り、即ち延熙と合す。益州の刺史蕭惠開、晉安王子助が兵を擧ぐるを聞き、將佐を集め、之に謂つて曰はく、「湘東は太祖の昭、晉安は世祖の穆なり。其の

- 【一〇】 垣護之は將と爲り、功名を元嘉・孝建の間に著はす。
- 【一一】 淮陽。今の江蘇省徐海道宿遷縣。
- 【一二】 都水。漢官に都水長有り、少府に屬す。晉には大司農に屬す。後遂に都水使者を置く。河津漕渠凡ての水利の事を掌り、并に船艦を治むるを督す。
- 【一三】 五郡。東揚州の統ぶる所の五郡をいふ。
- 【一四】 蕭惠開。蕭思和の子なり。
- 【一五】 當璧。位に即くをいふ。左傳に、楚の共王、冢適無く、龍子五人有り、適として立つる無し。乃ち大に羣望に事有り、而して祈りて曰はく、請ふ神、五人に擇び、社稷を主らしめよと。乃ち徧く璧を以て羣望に見えて曰はく、璧に當りて拜する者は、神の立つる所なりと。既にして乃ち密に璧を太室の庭に埋め、五人をして齋して入り拜せしむ。長康王はこれに跨り、靈王は肘これに加はり、子午・子哲は皆これに遠ざかり、平王は弱にして抱かれて入り、再拜して皆紐を厭す。其の後卒に楚國を有てり。

當壁に於ける、竝に不可無し。但だ景和(帝)は昏なりと雖も、本是れ世祖の嗣なり。社稷に任せず。其の次猶ほ多し。吾は世祖の眷を荷ふ。當に(二)九江を推奉すべし」と。乃ち巴郡の太守費欣壽を遣はし、五千人を將ゐて東に下らしむ。是に於て、湘州の行事何慧文・廣州の刺史袁曇遠・梁州の刺史柳元怙・山陽の太守程天祚、皆、子助に附く。元怙は元景の從兄なり。是の歲、四方の(三)貢計、皆、尋陽に歸す。朝廷の保つ所は、唯だ丹楊・淮南等の數郡のみ。其の間の諸縣、或は子助に應ず。東兵已に(四)永世に至り、宮省危み懼る。上、羣臣を集め、以て成敗を謀る。蔡興宗曰はく、「今、普天同じく叛く。宜しく之を鎮むるに靜を以てし、至信、人を待つべし。叛者の親戚、布きて宮省に在り。若し之を縛すに法を以てせば、則ち士崩立ちどころに至らん。宜しく(五)罪相及ばざるの義を明かにすべし。物情既に定まらば、人、戰心有らん。六軍精勇に、器甲犀利にして、以て習はざるの兵を待たば、其の勢相萬せんのみ。願はくは陛下、憂ふる勿かれ」と。上、之を善しとす。

建武司馬劉順、豫州の刺史殷琰に説き、尋陽に應せしむ。琰、家建康に在るを以て、未だ許さず。右衛將軍柳光世、省内より、出でて彭城に奔り、壽陽を過ぎ、「建康必ず守る能はざらん」と言ふ。

- 【六】九江。宋より以來、率れ江州を謂つて九江と爲す。
- 【七】貢計。貢は方物を貢する也。計は計帳を上つるをいふ。
- 【八】永世。吳、溧陽を分ちて永年縣と爲す。晉の武帝太康元年、更めて永世縣と名づく、丹楊郡に屬す。故城は、今の江蘇省金陵道溧陽縣の南に在り。
- 【九】罪相及ばず。父子兄弟、罪、連及せざるは、古の義なり。

琰、之を信ず。且つ素より部曲無し。(一〇)土豪前の右軍參軍杜叔寶等の制する所と爲り、已むを得ずして之に従ふ。琰、叔寶を以て長史と爲す。内外の軍事、皆、叔寶、之を専らにす。上、蔡興宗に謂つて曰はく、「諸處未だ平かならず、殷琰已に復た逆を同じくす。頃日、人情云何。事當に濟るべきや不や」と。興宗曰はく、「(一一)逆と順とは、臣、以て辨する無し。今、商旅斷絶すれども、米甚だ豊賤なり。四方雲合すれども、人情更に安し。此を以て之を卜すれば、清蕩せんこと必ず可し。但だ臣が憂ふる所は、更に事後に在り。猶ほ(一二)羊公の言のごとし。既に平ぐの後、方に當に聖慮を勞すべきのみ」と。上曰はく、「誠に卿の言の如し」と。上、琰が尋陽に附くは本意に非ざるを知り、乃ち厚く其の家を撫し、以て之を招く。

- 【一〇】杜叔寶は杜坦の子なり。
- 【一一】胡三省曰はく、湘王、位を篡ぐは、其の本心に非ず。
- 【一二】尋陽、兵を起すは、名正しく言順なり。故に曰はく、逆と順とは、臣、以て辨する無しと。

- 【一三】羊公の言。羊祜の言、八十卷晉の武帝咸寧四年に見ゆ。
- 【一四】汝南、新蔡。汝南郡、時に懸瓠に治す。宋、新蔡郡を以て汝南に帖治す。故に周矜、二郡の太守を領す。
- 【一五】諸垣、略陽より南に歸し、世々青徐に在りて効を立て、士人の信重する所と爲る、故に還りて薛安都に説かしむ。
- 【一六】京都。建康をいふ。四方皆尋陽を奉ず、故に、百里の地無しと言ふ。

(一三) 汝南・新蔡二郡の太守周矜、兵を懸瓠に起し、以て建康に應ず。袁顛、矜の司馬汝南の常珍奇を誘ひ、矜を執へて之を斬る。珍奇を以て代りて太守と爲す。

(一四) 宄從僕射垣榮祖をして徐州に還り、薛安都に説かしむ。安都曰はく、「今、京都、百里の上、

地無し。攻圍して勝を取るを論せず。自ら手を拍ちて〔三三〕笑殺すべし。且つ我、孝武に負くを欲せず」と。榮祖曰はく、「孝武の行は、餘殃を致すに足る。今、天下雷同すと雖も、正に是れ死を速かん。能く爲す無きなり」と。安都從はず。因つて榮祖を留め、將と爲らしむ。榮祖は崇祖の従父兄なり。

兗州の刺史殷孝祖の甥〔二六〕司法參軍〔二七〕葛僧詔、孝祖を徵して入朝せしめんと請ふ。上、之を遣はず。時に薛索兒、津逕に屯據す。僧詔、間行して至るを得、孝祖に説きて曰はく、「景和の凶狂は、開闢より未だ有らず。朝野危極し、命を漏刻に假る。主上、兇を夷げ暴を翦り、更に天地を造る。國亂れ朝危し、宜しく長君を立つべし。而るに羣迷相煽ぎ、構造すること端無く、利を幼弱に貪り、競うて希望を懷く。天道をして逆を助けしめ、羣凶の事申びなば、則ち主幼に時艱に、權柄、一ならず、兵難互に起らん。豈に自ら容るるの地有らんや。舅、少きとき功を立つるの志有り。若し能く〔三〇〕濟の義勇を〔三一〕控き、還りて朝廷を奉せば、唯だ主を匡し亂を靜むるのみに非ず、乃ち以て名を竹帛に垂る可し」と。孝祖具に朝廷の消息を問ふ。僧詔、方に隨つて訓譬し、并せて、兵甲精彊にして、主上委ぬるに前驅の任を以てせんと欲するを陳ぶ。孝祖、即日、妻子を〔三二〕瑕丘に

〔二六〕 笑殺。大に笑ふ也。
〔二七〕 不善の積、必ず餘殃有り。孝武、貪淫奢虐にして、人倫の道盡く、故に榮祖然云ふ。
〔二八〕 司法參軍。當に司徒參軍に作るべし。
〔二九〕 命を漏刻に假る。其の生命の朝夕を保し難きを危懼するなり。
〔三〇〕 濟。濟河をいふ。
〔三一〕 控。引くなり。
〔三二〕 瑕丘。縣、兗州の治所。故城は今の山東省濟寧道滋陽縣の西に在り。

委し、文武二千人を帥り、僧詔に隨つて建康に還る。時に四方皆尋陽に附く。朝廷、唯だ丹楊一郡を保つのみ。而して永世の令孔景宣復た叛く。義興の兵、〔三三〕延陵に至るに垂なんとす。内外憂危し、咸、奔り散せんと欲す。孝祖忽ち至り、衆力、少からず。竝に〔三四〕僞楚の壯士なり。人情大に安し。甲辰、孝祖の號を撫軍將軍に進め、節を假し、前鋒の諸軍事を都督せしめ、遣りて虎檻に向はしむ。寵賚甚だ厚し。初め上、東平の畢衆敬を遣はし、兗州に詣りて人を募らしむ。彭城に至る。薛安都、利害を以て之に説き、上の命を矯め、衆敬を以て兗州の事を行はしむ。衆敬、之に従ふ。殷孝祖、司馬劉文石をして瑕丘を守らしむ。衆敬、兵を引き、撃ちて之を殺す。安都素より孝祖と隙有り、衆敬をして盡く孝祖の諸子を殺さしむ。州境、皆、之に附く。唯だ東平の太子申纂、〔三五〕無鹽に據り、從はず。纂は〔三六〕鍾の曾孫なり。

〔三三〕 延陵。晉の武帝太康二年、曲阿の延陵郷を分ち、延陵縣を立て、晉陵郡に屬す。今の江蘇省金陵道丹陽縣に在り。
〔三四〕 僞楚。僞は中原の人を謂ひ、楚は荊州の人を謂ふ。
〔三五〕 無鹽。縣、漢晉より以來、東平に屬す。今の山東省東臨道東平縣の東に在り。
〔三六〕 鍾。申鍾、九十五卷晉の成帝咸和九年に見ゆ。

丙午、上親ら兵を總べ、出でて中堂に頓す。辛亥、山陽王休祐を以て豫州の刺史と爲し、輔國將軍彭城の劉勳・寧朔將軍廣陵の呂安國等の諸軍を督し、西して殷琰を討たしめ、巴陵王休若をして建威將軍吳興の沈懷明・尙書張永・輔國將軍蕭道成等の諸軍を督し、東して孔覲を討たしむ。時に將士、多く東方の人にして、父兄子弟、皆已に覲に附く。上因つて軍を送り、普く宣示を加へて曰はく、「朕方に徳を務め刑を簡にし、父子兄弟

をして罪相及ばざらしむ。順を助け逆に向ふ者は、一に、従ふ所を以て斷と爲す。卿等、當に深く此の懷を達すべし。親戚を以て慮と爲す勿かれ」と。衆、是に於て大に悦ぶ。凡そ叛く者の親黨、建康に在る者、皆、職に居ること故の如くならしむ。

壬子、路太后・歿す。

孔覲、其の將孫曇瓘等を遣はし、晉陵の九里に軍せしむ。部陳甚た盛なり。沈懷明、奔牛に至る。領する所寡弱なり。乃ち壘を築きて自

ら固む。張永、曲阿に至り、未だ懷明の安否を知らず。百姓驚擾す。永退きて破

て延陵に還り、巴陵王休若に就く。諸將帥、咸、休若に勸む、「退きて破

岡に保せよ」と。其の日大に寒く、風雪甚だ猛に、塘埭決壊す。衆、固心

無し。休若、令を宣す、「敢て「退かん」と言ふ者有らば斬らん」と。衆

小しく定まる。乃ち壘を築き甲を思む。尋ぎて懷明の書を得たり。賊定め

て未だ進まず。軍主劉亮又至り、兵力轉た盛なり。人情乃ち安し。亮は懷慎の從孫なり。殿中御史

吳喜、主書を以て世祖に事へ、稍く河東の太守に遷る。是に至りて、精兵三百を得て、死を東に致

さんと請ふ。上、喜に建武將軍を假し、羽林の勇士を簡びて之に配す。議者以へらく、「喜は刀筆の

主者にして、未だ嘗て將と爲らず。遣はす可からず」と。中書舍人巢尚之曰はく、「喜は、昔、沈慶

之に隨ひ、屢軍旅を経たり。性既に勇決にして、又、戰陳に習ふ。若し能く之に任せば、必ず成績有らん。諸人紛紜たるは、皆、是れ才を別たざるのみ」と。乃ち之を遣はす。喜、先時、數使を東

吳に奉ず。性寛厚、至る所、人並に之に懷く。百姓、吳河東來ると聞き、皆、風を望みて降り散す。

故に喜、至る所克捷す。永世の人徐崇之、孔景宣を攻め、之を斬る。喜、崇之を板して縣事を領せし

む。喜、國山に至り、東軍に遇ふ。進撃し、大に之を破る。國山より、

進みて、吳城に屯す。劉延熙、其の將楊玄等を遣はし、拒ぎ戰はしむ。喜、

兵力甚だ弱し。玄等衆盛なり。喜、奮撃して之を斬り、進みて、義興に

逼る。延熙、長橋を柵斷し、郡に保して自ら守る。喜、壘を築き、之と相

持す。庾業、長塘湖口に於て、岸を夾みて城を築き、衆七千人有り。延

熙と遙に相應接す。沈懷明、張永、晉陵の軍と相持し、久しくして決せず。

外監朱幼舉・司徒の參軍督護任農夫、驍勇にして膽力有り。上、四百人を

以て之に配し、助けて東討せしむ。農夫、延陵より、長塘に出づ。庾業、城を築き、猶ほ未だ合せず。

農夫馳せ往きて之を攻め、力戰し、大に之を破る。庾業、城を棄てて義興に走る。農夫、其の船仗を收

め、進みて義興に向ひ、吳喜を助く。二月己未朔、喜、水を渡りて郡城を攻め、兵を分ちて諸壘を

撃たしめ、高きに登りて指麾すること、四面をして俱に進ましむる者の若し。義興の人大に懼れ、諸

【三七】 晉陵の九里。其の地、晉陵の西北九里に在り、因つて以て名と爲す。今の江蘇省蘇常道武進縣の西三十一里に在り。
【三八】 奔牛。今の江蘇省蘇常道武進縣の西三十一里に在り。
【三九】 塘埭。つつみ。
【四〇】 河東。晉の成帝咸康三年、庾亮、荊州に鎮し、司州の僑戸を以て河東郡を立つ。今の湖北省荆南道松滋縣の地。

【四一】 國山。縣の名、故城は今の江蘇省蘇常道宜興縣の西南に在り。
【四二】 吳城。今の江蘇省蘇常道無錫縣。
【四三】 義興。同上宜興縣なり。
【四四】 庾業が建康に叛きて延熙と合すること前に見ゆ。
【四五】 水を渡る。荆溪の水を渡るなり。

壘皆潰ゆ。延熙、水に赴きて死す。遂に義興に克つ。

魏の丞相太原王乙渾、専ら朝權を制し、誅殺する所多し。安遠將軍賈秀、吏曹の事を掌る。

渾、屢秀に言ひ、其の妻の爲めに、公主と稱せんことを求む。秀曰はく、「公主は豈に庶姓の宜しく稱すべき所ならんや。秀、寧ろ死を今日に取るとも、笑を後世に取る可からず」と。渾怒り、罵りて曰はく、「老奴官、慳なり」と。會侍中拓跋丕、渾・反を謀ると告ぐ。庚申、馮太后、渾を收へて之を誅す。秀は彝の子、丕は烈帝の玄孫なり。太后、朝に臨みて制を稱し、中書令高允・中書侍郎高閏及び賈秀を引き、共に大政に參せしむ。

沈懷明・張永・蕭道成等、九里の西に軍し、東軍と相持す。東軍、義興敗れぬと聞き、皆震恐す。上、積射將軍濟陽の江方興・御史王道隆を遣はし、晉陵に至りて、東軍の形勢を視しむ。孔覲の將孫曇瓘・程扞宗、五城を列ね、互に相連帶す。扞宗の城、猶ほ未だ固からず。王道隆、諸將と謀りて曰はく、「扞宗の城、猶ほ未だ立たず。以て手を藉り・上は聖旨に副ひ・下は衆氣を成す可し」と。辛酉、道隆、所領を帥る、急に攻めて之を抜き、扞宗の首を斬る。永等、因つて勝に乗じ、進みて曇瓘等を撃つ。壬戌、曇瓘等、兵敗れ、袁標と俱に城を棄てて走る。遂に晉陵に克つ。吳喜の軍、

義郷に至る。孔瓘、吳興に屯す。南亭の太守王曇生、瓘に詣りて事を計る。臺軍已に近づけるを聞き、瓘大に懼れ、牀より墮つ。曰はく、「賞を懸けて購ふ所は、唯だ我のみ。今、遽に走らすんば、將に人の擒と爲らんとす」と。遂に曇生と與に錢唐に奔る。喜、吳興に入る。任農夫、兵を引き、吳郡に向ふ。顧琛、郡を棄て、會稽に奔る。上、四郡既に平ぐを以て、乃ち吳喜を留めて、沈懷明等の諸將を統べしめ、東して會稽を撃たしめ、張永等を召して、北して彭城を撃たしめ、江方興等をして、南して尋陽を撃たしむ。

吏部尚書蔡興宗を以て左僕射と爲し、侍中褚淵を吏部尚書と爲す。

丁卯、吳喜の軍、錢唐に至る。孔瓘・王曇生、浙東に奔る。喜、彊弩將軍任農夫等を遣はし、兵を引き、黄山浦に向はしむ。東軍、岸に據りて寨を結ぶ。農夫等、撃ちて之を破る。喜、柳浦より渡り、西陵を取り、撃ちて庾業を斬る。會稽の人大に懼れ、將士多く奔亡す。孔覲、制する能はず。戊寅、上虞の令王晏、兵を起して郡を攻む。覲逃れて嵒山に奔る。

車騎從事中郎張綏、府庫を封じ、以て吳喜を待つ。己卯、王晏、城に入り、綏を殺し、尋陽王子房を別署に執へ、兵を縱ちて大に掠む。府庫皆空し。孔瓘を獲、之を殺す。庚辰、嵒山の民、孔覲を縛し、晏に送る。晏、之に謂つて曰はく、「此の事は、孔瓘の爲す所、卿の事に預る無し。首辭を作す可し。

【四六】 吏曹事。魏の制、吏曹の事を掌るは即ち選曹の事也。【四七】 庶姓。凡そ國の同姓に非ざるものは、皆庶姓と謂ふ。【四八】 慳。吝嗇なり。【四九】 賈彝は一百八卷晉の孝武太元二十年に見ゆ。【五〇】 烈帝。拓跋騎槐の追諡。【五一】 手を藉る。攻め取るをいふ。【五二】 義郷。今の浙江省錢塘道長興縣。

【五三】 吳興。同上吳興縣。【五四】 四郡。晉陵・義興・吳興・吳郡なり。【五五】 黄山浦。今の浙江省會稽道諸暨縣に在り。【五六】 柳浦。今の浙江省錢塘道杭縣に在り。【五七】 上虞。縣の名、故城は今の浙江省會稽道上虞縣の西に在り。【五八】 首辭。自首する辭。

當に相爲めに申上すべし」と。覲曰はく、「江東の處分、身に由らざる莫し。罪を(一)委ねて活くるを求むるは、便ち是れ君が輩の行意のみ」と。晏乃ち之を斬る。顧琛・王曇生・袁標等、吳喜に詣りて罪に歸す。喜、皆、之を宥す。(五九)東軍主、凡そ七十六人。陳に臨みて十七人を斬る。其餘は皆(六〇)原有す。

薛索兒、申蘭を攻む。久しくして下らず。申令孫をして睢陵に入り、闞に説かしむ。闞出で降る。索兒、令孫を并せて之を殺す。

山陽王休祐、歷陽に在り。輔國將軍劉勔、軍を小岷に進む。殷琰が署する所の(六一)南汝陰の太守裴季之、合肥を以て來り降る。

鄧琬、性鄙闇貪吝なり。既に大權を執り、父子、官を賣り爵を鬻ぎ、婢僕をして市道に出でて販賣せしめ、酣歌博奕、日夜休まず、大に自ら矜遇し、賓客、門に到る者、歷旬、前むを得ず。内事は悉く褚靈嗣等三人に委ぬ。羣小横恣にして、競うて威福を爲す。是に於て士民忿怨し、内外、心を離す。琬、孫冲之を遣はし、龍驤將軍薛常寶・陳紹宗・焦度等兵一萬を帥ゐて、前鋒と爲し、(六二)赭圻に據らしむ。冲之、道に於て晉安王子勔に書を與へて曰はく、「舟楫已に辨じ、糧仗亦整ひ、三軍踴躍し、人、命を効すを争ふ。便ち、流に沿うて帆を掛け、直に(六三)白下を取らんと欲す。願はくは速かに陶亮の衆軍を遣は

【五九】軍主。一軍の帥をいふ。
【六〇】原有。ゆるしなだむ。
【六一】南汝陰。江左、南汝陰郡を置き、合肥縣に治す。今の安徽省安慶道合肥縣。
【六二】赭圻。城は今の安徽省蕪湖道繁昌縣の西に在り。
【六三】白下。地名、故城は今の江蘇省金陵道江寧縣に在り、江津に臨む。

し、兼行して相接し、分ちて新亭・南洲に據らしめよ。則ち一麾して定まらん」と。子勔、冲之に左衛將軍を加へ、陶亮を以て右衛將軍と爲し、郢荆湘梁雍五州の兵合はせて二萬人を統べ、一時に俱に下らしむ。陶亮本より幹略無し。建安王休仁自ら上り、殷孝祖又至ると聞き、敢て進まず、軍を(六四)鵠洲に屯す。殷孝祖、(六五)其の誠節を負み、諸將を陵轢す。臺軍に、父子兄弟の(六六)南に在る者有り。孝祖、悉く・推治せんと欲す。是に由りて、人情乖離し、樂みて用を爲すもの莫し。寧朔將軍沈攸之、内は將士を撫し、外は羣帥を諸げ、衆竝に之に頼る。孝祖、戰ふ毎に、常に鼓蓋を以て自ら隨ふ。軍中の相謂ふ、「殷統軍は、死將と謂ふ可し、今、賊と鋒を交ふるに、羽儀を以て自ら標顯す。若し善く射る者、十人共に之を射ば、斃れざらんと欲すとも得んや」と。三月庚寅、衆軍、水陸竝び進み、赭圻を攻む。陶亮等、兵を引きて之を救ふ。孝祖、陳に於て、流矢の中る所と爲りて死す。軍主范潛、五百人を帥ゐて亮に降る。人情震駭し、竝に謂へらく、「沈攸之、宜しく孝祖に代りて統を爲すべし」と。時に建安王休仁、虎檻に軍し、寧朔將軍江方興・龍驤將軍襄陽の劉靈遺を遣はし、各三千人を將ゐて、赭圻に赴かしむ。攸之以爲へらく、「孝祖既に死し、亮等、勝に乗ずるの心有り。明日、若し更に攻めずんば、則ち之に示すに弱を以てするなり。方興は、(六七)名位相亞

【六四】鵠洲。今の安徽省蕪湖道繁昌縣の西江中の洲なり。
【六五】其の誠節。鎮を委てて勤王し、妻子を顧みざるを謂ふ。
【六六】南。南軍なり。尋陽を謂ふ。臺軍、江に浜り南に上りてこれを攻む。
【六七】名位相亞。攸之・方興は皆寧朔將軍なり、故に斯くいふ。

宋太宗明皇帝泰始二年

必ず己が下たらじ。軍政、壹ならざるは、敗を致すの由なり」と。乃ち諸軍主を帥めて方輿に詣りて曰はく、「今、四方竝に反し、國家の保つ所、復た百里の地無く、唯だ殷孝祖のみ有り、朝廷の委頼する所たりしが、鋒鏑に交はり、尸を輿して反れり。文武、氣を喪ひ、朝野、心に危む。事の濟否は、唯だ明旦の一戦に在り。戦若し捷たずんば、大事去りなん。詰朝の事、諸人咸謂ふ、吾應に之を統ぶべしと。自ら卜するに懦弱にして、幹略、卿に如かず。今輒ち相推して統と爲す。但だ當に相與に力を勦すべきのみ」と。方輿甚だ悦び、許諾す。攸之既に、諸軍主竝に之を尤む。攸之曰はく、「吾本より國を濟ひ家を活かさんとするのみ。豈に彼此の升降を計らんや。且つ我は能く彼に下れども、彼は必ず我に下る能はじ。〔共ニ艱難ヲ〕豈に自ら同異を措く可けんや」と。孫冲之、陶亮に謂つて曰はく、「孝祖は梟將なるに、一戦して便ち死せり。天下の事定まれり。復た戦ふを須ひず。便ち當に直に京都を取るべし」と。亮從はず。辛卯、方輿、諸將を帥めて進み戦ふ。建安王休仁、軍主郭季之・步兵校尉杜幼文・屯騎校尉垣恭祖・龍驤將軍濟地頓生・京兆の段佛榮等・三萬人を遣はし、往きて會戦せしむ。寅より午に及び、大に之を破り、北ぐるを追ひ、姥山に至りて

【六】詰朝。明旦。

【六九】胡三省曰はく、孫冲之、殷孝祖の死に狃れ、便ち流に順つて長驅せんと欲す。敵を輕んずること此の如し。陶亮をして其の計に従はしむとも、必ず沈攸之等と遇ひ、亦將に以て敵を輕んじて敗を取らんとすと。

【七〇】濟地頓生。四字には必ず誤あらん。宋書鄧琬傳には濟地の二字無し。

【七一】姥山。今の安徽省蕪湖道當塗縣の西北四十五里に慈姥山あり。又、巢湖の中に姥山あり。

還る。幼文は、驥の子なり。孫冲之、湖白口に於て、二城を築く。軍主竟陵の張興世、攻めて之を抜く。壬辰、詔して、沈攸之を以て輔國將軍と爲し、節を假し、殷孝祖に代りて前鋒諸軍事を督せしむ。陶亮、湖白二城の守られざるを聞き、大に懼れ、急に孫冲之を召して鵲尾に還らしめ、薛常寶等を留めて赭圻を守らしむ。先に姥山及び諸岡に於て、營寨を分立す。亦各散じ還り、共に濃湖に保す。時に軍旅大に起り、國用足らず。民を募りて、錢穀を上る者には、賜ふに荒縣荒郡、或は五品より三品に至るまでの散官を以てすること、差有り。軍中、食少し。建安王休仁、將士を撫循し、其の豐儉を均しくし、死せるを弔ひ傷つけるを問ひ、身自ら隱郵す。故に十萬の衆、離心有るもの莫し。鄧琬、其の豫州の刺史劉胡を遣はし、衆三萬・鐵騎二千を帥め、東して鵲尾に屯せしむ。舊兵を并せて凡そ十餘萬あり。胡は宿將、勇健にして權略多く、屢戦功有り。將士、之を畏る。司徒中兵參軍冠軍の蔡那の子弟、襄陽に在り。胡、戦ふ毎に、之を城外に懸く。那、進み戦つて、顧みず。吳喜既に三吳を定め、領する所の五千人を帥め、并せて資實を運

【七二】杜驥。元嘉中、杜驥、方面に當る。

【七三】湖白口。巢湖口及び白水口なり。今の安徽省安慶道無爲縣附近なり。

【七四】濃湖。鵲尾の下に在り。今の安徽省蕪湖道繁昌縣の西に在り。今既に湮廢す。

【七五】荒縣荒郡。極邊の郡縣、兵を被りて荒殘せる者なり。これを賜ふとは、郡守縣令及び參佐等の職名を以てこれに賜ふ也。

【七六】隱郵。いたみ、あはれむ。

【七七】舊兵。尋陽の先に遣はす所の陶亮・孫冲之等の兵をいふ。

【七八】蔡那の子弟。南陽郡冠軍縣の人。劉胡、襄陽より東下するとき、蔡那の子弟を拘へ以て軍に隨ふ。

び、赭圻に至る。

薛索兒、馬步萬餘人を將ゐて、睢陵より淮を渡り、進みて青冀二州の刺史張永の營に逼る。丙申、南徐州の刺史桂陽王休範に詔して、北討の諸軍事を統べ、進みて廣陵に據らしめ、又、蕭道成に詔して、兵を將ゐて永を救はしむ。

戊戌、尋陽王子房、建康に至る。上、之を宥し、爵を貶して松滋侯と爲す。

庚子、魏、隴西王源賀を以て太尉と爲す。

上、寧朔將軍劉懷珍を遣はし、龍驤將軍王敬則等步騎五千を帥ゐ、劉劭を助けて壽陽を討たしむ。廬江の太守劉道蔚を斬る。懷珍は善明の從子なり。

中書舍人戴明寶、上に啓し、軍主竟陵の黃回を遣はし、兵を募らしめ、撃ちて壽陽の署する所の馬頭の太守王廣元を斬る。

前の奉朝請壽陽の鄭黑、兵を淮上に起し、以て建康に應じ、東は殷琰を扞ぎ、西は常珍奇を拒ぐ。乙巳、黒を以て司州の刺史と爲す。

殷琰の將劉順・柳倫・皇甫道烈・龐天生等、馬步八千人、東して宛唐に據る。劉劭、衆軍を帥ゐ

【七九】馬歩。騎兵、歩兵。
【八〇】劉善明は、彌之の從子なり。

【八一】馬頭。故城は今の安徽省淮泗道懷遠縣の東南に在り。

【八二】宛唐。水經註には、死虎に作り、杜佑通典には死虎に作る。死虎は地名、今の安徽省淮泗道壽縣の東に在り。

て並び進み、順を去ること數里にして營を立つ。時に琰が遣はす所の諸軍、竝に順の節度を受く。而るに、皇甫道烈は土豪・柳倫は臺の遣はす所・順は本卑微なるを以て、唯だ二軍を統督せしめず。勳始めて至り、壘未だ立たず。順、之を撃たんと欲す。道烈・倫、同せず。順、獨り進む能はず、乃ち止む。勳の營既に立ち、復た攻む可からず。因つて相持して守る。

壬子、新錢を斷ち、専ら古錢を用ふ。

沈攸之、諸軍を帥ゐて赭圻を圍む。薛常寶等糧盡き、劉胡に告げて救を求む。胡、囊を以て米を盛り、流査及び船腹に繋ぎ、陽りて船を覆し、風に順つて流し下し、以て之に餉る。沈攸之、其の異有るを疑ひ、人を遣はし、船及び流査を取り、大に囊米を得たり。丙辰、劉胡、步卒一萬を帥ゐ、夜、山を斫り

【八三】新錢。元嘉の四銖錢・孝建の四銖錢をいふ、皆斷ちて用ひざる也。

【八四】流査。流るる浮木。

【八五】船腹。船の中心。

て道を開き、布囊を以て米を運び、赭圻に餉る。平旦、城下に至る。猶ほ小塹を隔て、未だ入る能はず。沈攸之、諸軍を帥ゐて之を邀へ、殊死して戦ふ。胡の衆大に敗れ、糧を捨て甲を棄て、山に縁うて走る。斬獲甚だ衆し。胡、創を被り、僅に營に還るを得たり。常寶等惶懼す。夏四月辛酉、城を開き圍を突き、走りて胡の軍に還る。攸之、赭圻城を抜き、其の寧朔將軍沈懷寶等を斬り、降數千人を納る。陳紹宗、單舸にて鵲尾に奔る。建安王休仁、虎檻より、進みて赭圻に屯す。劉胡等の兵猶ほ盛なり。上、人情を綏慰せんと欲し、吏部尙書褚淵を遣はし、虎檻に至り、

將士を選んぜしむ。時に軍功を以て官に除せらるる者衆く、(六六)板、供する能はず。始めて黃紙を用ふ。鄧琬、晉安王子勛の命を以て、袁顛を徵して尋陽に下らしむ。顛、雍州の衆を悉して馳せ下る。琬、黃門侍郎劉道憲を以て荊州の事を行はしめ、侍中孔道存をして、雍州の事を行はしむ。上庸の太守柳世隆、虚に乗じて襄陽を襲ふ。克たず。世隆は元景の弟の子なり。

散騎侍郎 明僧暲、兵を起して沈文秀を攻め、以て建康に應ず。壬午、僧暲を以て青州の刺史と爲す。(六七)平原・樂安二郡の太守王玄默、琅邪に據り、(六八)清河・廣川二郡の太守王玄邈、盤陽城に據り、(六九)高陽・勃海二郡の太守劉乘民、臨濟城に據り、竝に兵を起し、以て建康に應ず。玄邈は玄謨の從弟、乘民は彌之の從子なり。

沈文秀、軍主解彥士を遣はし、北海を攻めて之を拔き、劉彌之を殺す。乘民の從弟伯宗、鄉黨を合せ帥ゐて、復た北海を取る。因つて兵を引き、青州の治する所の(七〇)東陽城に向ふ。文秀、之を拒ぐ。伯宗・戰死す。僧暲・玄默・玄邈・乘民、兵を合はせて東陽城を攻む。戰ふ毎に、輒ち文秀の破る所と爲

【六六】板。辭令書。魏晉より、梁陳に至るまで、官を授くるに板有り、長さ一尺二寸、厚さ一寸、潤さ七寸、官を授くるの辭、板上に在り。鶴頭書と爲す。
【六七】明僧暲。明は姓、僧暲は名。
【六八】平原樂安。武帝、齊を平げ、平原郡を樂鄒に置き、樂安郡を千乘に置く。玄默、琅邪に據りて兵を起す、郡に就きて兵を起すに非ざるなり。

【六九】清河・廣川。武帝、清河郡を盤陽に置き、廣川郡を武彊に置く。盤陽は、今の山東省濟南道淄川縣の地。
【七〇】高陽・勃海。文帝、高陽郡を樂安の地に置き、孝武帝、勃海郡を臨淄の地に置く。
【七一】臨濟。縣の名、今の山東省濟南道益都縣に在り。
【七二】東陽城。青州の治所。益都縣の東城なり。今の山東省膠東道益都縣に在り。

り、離れて復た合ふ。此の如くすること十餘たび、卒に(七三)克つ能はず。杜叔寶謂へらく、臺軍、歷陽に住まり、遽に進む能はず。劉勳等至るに及びて、上下震恐す。劉勳等始めて行くや、唯だ一月の糧を齎す。既に勳と相持し、糧盡く。叔寶、車千五百乘を發し、米を載せて順に餉り、自ら五千の精兵を將ゐて之を送る。呂安國、之を聞き、劉勳に言つて曰はく、『劉勳は、精甲八千、我が衆は半ばに居る能はず。相持すること既に久しく、彊弱勢殊なり。更に復た推遷せば、則ち以て自立する無からん。頼む所の者は、彼の糧行くゆく竭きんとし、我が食餘り有るのみ。若し叔寶の米をして至らしめば、唯だ復た圖る可きこと難きのみに非ず、我亦持久する能はざらん。今唯だ、問道より其の米車を襲ひて彼の不意に出づる有るのみ。若し能く之を制せば、當に戰はずして走らすべし』

と。勳、以て然りと爲し、疲弱を以て營を守らせ、精兵千人を簡び、安國及び龍驤將軍黃回を配し、問道より順の後にいで、(七四)横塘に於て之を抄めしむ。安國始め行くに、二日の熟食を齎す。食盡く。叔寶、至らず。將士、還らんと欲す。安國曰はく、『卿等、旦に已に一食せり。今晚、米車、至らざる容からず、若し其れ至らずんば、夜去るとも晩からじ』と。叔寶、果して至る。米車を以て函箱陳を爲り、叔寶、外に於て遊軍と爲り、幢主楊仲懷、五百人を將ゐて前に居る。安國・回等、撃ちて之を斬る。及び其の士卒皆盡く。叔寶至る。回、勝に乗じて之を撃た

【七三】克つ能はず。東陽城に克つ能はざるをいふ。
【七四】横塘。今の安徽省淮涇道壽縣に在り。

宋太宗明皇帝泰始二年

んと欲す。安國曰はく、「彼將に自ら走らんとす。復た撃つを假らず」と。退くこと三十里にして止宿す。夜、騎を遣はして參候せしむ。叔寶果して米車を棄てて走る。安國復た夜往き、米車を焼き、牛二千餘頭を驅りて還る。五月丁亥朔、夜、劉順、衆潰え、淮西に走り、常珍奇に就く。是に於て劉勳・鼓行し、進みて壽陽に向ふ。叔寶、居民及び散卒を斂め、城に嬰りて自ら守る。勳、諸軍と、城外に分營す。山陽王休祐、殷琰に書を與へ、爲めに利害を陳ぶ。上、又、御史王道隆を遣はし、詔を齎して琰の罪を宥す。勳、琰に書を與へ、并せて琰の兄瑗、子邈の書を以て之に與ふ。琰、叔寶等と、皆、降意有り。而れども衆心、壹ならず。復た城に嬰りて固守す。

弋陽の西山蠻田益之、兵を起して建康に應ず。詔して、益之を以て輔國將軍と爲し、弋陽蠻の事を督せしむ。

壬辰、輔國將軍沈攸之を以て雍州の刺史と爲す。丁未、尙書左僕射王景文を以て中軍將軍と爲す。庚戌、寧朔將軍劉乘民を以て冀州の刺史と爲す。

甲寅、昭太后を修寧陵に葬る。

張永・蕭道成等、薛索兒と戰ひ、大に之を破る。索兒退きて石梁に保す。食盡きて潰え、走りて樂平に向ふ。申令孫の子孝叔に斬らる。薛安都の子道智、走りて合肥に向ひ、裴季之に詣り

【壹】常珍奇、懸瓠に據り、淮水の西に在り。
 【貳】昭太后は路太后の諡。修寧陵は、孝武の陵の東南に在り。
 【参】石梁、今の江蘇省金陵道六合縣。
 【肆】樂平、縣、今の安徽省淮泗道鳳陽縣。
 【伍】申孝叔、父の仇を報ゆるなり。

て降る。傅靈越走りて淮西に至る。武衛將軍沛郡の王廣之、之を生獲し、送りて劉勳に詣す。勳、其の叛逆せるを詰る。靈越曰はく、「九州、義を倡ふ。豈に獨だ我のみに在らんや。薛公、専ら智勇に任する能はずして、子姪に委付す。此れ其の敗れし所以なり。人生、一死に歸す。實に、活を求むるに而無し」と。勳送りて建康に詣す。上、之を赦さんと欲す。靈越、辭、終に改めず。乃ち之を殺す。

鄧琬、劉胡が沈攸之等と相持し、久しく決せざるを以て、乃ち袁顛に督征討諸軍事を加ふ。六月甲戌、顛、樓船千艘、戰士二萬を帥る、來りて鵠尾に入る。顛本より將略無く、性又怯懦なり。軍中に在りて、未だ嘗て戎服せず、語、戰陳に及ばず。唯だ詩を賦し義を談するのみ。復た諸將を撫接せず。劉胡、事を論ずる毎に、酬對甚だ簡なり。此に由りて、大に人情を失ふ。胡常に切齒恚恨す。胡、南運の米未だ至らず。軍士匱乏するを以て、顛に就きて襄陽の資を借らんとす。顛、許さずして曰はく、

「都下の兩宅未だ成らず。方に應に經理すべし」と。又、往來の言に「建康は米貴く、斗、數百に至る」と云ふを信じ、以爲へらく、將に攻めずして自ら潰えんとすと。甲を擁して以て之を待つ。田益之、蠻衆萬餘人を帥るて、義陽を圍む。鄧琬、司州の刺史龐孟蚪をして精兵五千を帥るて之

【一〇〇】委付。委任付託なり。
 【一〇一】人情。人望なり。
 【一〇二】都下の兩宅。袁顛の私宅なり。胡三省曰はく、兩敵相向ひ、勝負の決、存亡ここに係る。袁顛乃ち襄陽の資を留めて以て私宅を經理せんと欲す。子助既に敗れば、都下の陋宅、豈に顛の有ならんやと。
 【一〇三】甲を擁す。兵を擁する也。
 【一〇四】義陽。もと、漢の平氏縣、義陽郷の地なり。魏黃初中、平氏を分ちて義陽郡及び義陽縣を置く。故城は今の河南省汝陽滑信陽縣の南に在り。

を遣はして援を求むること甚だ急なり。建安王休仁、興世を遣はして之を救はんと欲す。沈攸之曰はく、『孟蚪、蟻聚すとも、必ず能く爲す無からん。別將馬步數千を遣はさば、以て相制するに足らん。興世の行は、是れ安危の大機なり。必ず輟む可からず』と。乃ち段佛榮を遣はし、兵を將ゐて勦を救はしむ。而して戰士七千、輕舸二百を選びて、興世に配す。興世、其の衆を帥ゐ、流に沂りて稍上り、尋ぎて復た退き歸る。是の如くすること累日。劉胡、之を聞き、笑ひて曰はく、『我すら尙ほ敢て彼を越えて下りて揚州を取らず。張興世、何物の人ぞ、輕しく我が上に據らんと欲する』と。之が備を爲さず。一夕四更、便風に値ひ、興世、帆を舉げて直に前み、湖白を渡り、鵝尾を過ぐ。胡既に覺り、乃ち其の將胡靈秀を遣はし、兵を東岸に將ゐ、之を翼して進む。戊戌の夕、興世、景洪浦に宿す。靈秀も亦留まら。興世、潛に其の將黃道標を遣はし、七十の舸を帥ゐ、徑に錢溪に趣き、營寨を立てしむ。己亥、興世、兵を引ゐて進みて之に據る。靈秀、禁する能はず。庚子、劉胡自ら水步二十六軍を將ゐ、來りて錢溪を攻む。將士、迎へて之を撃たんと欲す。興世、之を禁じて曰はく、『賊來ること尙ほ遠く、氣盛にして矢驟し。驟ければ既に盡き易く、盛なれば亦衰へ易し。之を待つに如かず』と。將士に令して城を治めしむること故の如し。俄にして胡來り、轉た近づき、船、洄沓に入る。興世、壽寂之・任農夫に命じ、壯士數百を率ゐて之を撃たしむ。衆軍相繼ぎて竝び進む。胡・敗走す。斬首數百。

〔二〇〕揚州。建康をいふ。
 〔二一〕盡き易し。矢の盡き易きを言ふ。

胡、兵を收めて下る。時に興世の城寨未だ固からず。建安王休仁、袁顛が力を并せて更に錢溪を攻めんことを慮り、其の勢を分たんと欲し、辛丑、沈攸之・吳喜等に命じて、皮艦を以て進みて濃湖を攻めしむ。斬獲千數。是の日、劉胡、步卒二萬、鐵馬一千を帥ゐ、更に興世を攻めんと欲す。未だ錢溪に至らざること數十里、袁顛、濃湖の急なるを以て、遽に之を追ふ。錢溪城、此に由りて、立つを得たり。胡、人を遣はして傳唱せしむ、『錢溪已に平ぐ』と。衆竝に懼る。沈攸之曰はく、『然らず。若し錢溪實に敗れば、萬人の中應に一人の逃亡して還るを得る者有るべし。必ず是れ、彼、戰、利を失ひ、空聲を唱へ、以て衆を惑はすなるのみ』と。軍中に勅して、妄りに動くを得ざらしむ。錢溪の捷報尋ぎて至る。攸之、錢溪の送る所の胡の軍の耳鼻を以て、濃湖に示す。袁顛駭き懼る。攸之、日暮れて引き歸る。

〔二八〕皮艦。牛皮を以て艦を冒ひ、以て矢石を禦ぐ、因つてこれを皮艦と謂ふ。
 〔二九〕程天祚が子助に附くこと前の正月に見ゆ。
 〔三〇〕蓼潭。今の河南省汝陽道固始縣にあり。
 〔三一〕裴季之が合肥を以て劉勳に降ること前の二月に見ゆ。

龍驤將軍劉道符、山陽を攻む。〔二九〕程天祚、降らんと請ふ。龐孟蚪進みて弋陽に至る。劉勳、呂安國等を遣はし、迎へて〔三〇〕蓼潭に撃ち、大に之を破る。孟蚪走りて義陽に向ふ。王玄謨の子曇善、兵を起して義陽に據り、以て建康に應ず。孟蚪、走りて蠻中に死す。

劉胡、輔國將軍薛道標を遣はし、合肥を襲はしめ、汝陰の太守裴季之を殺す。劉勳、輔國將軍

垣閔を遣はして之を撃たしむ。閔は、閔の弟、道標は安都の子なり。淮西の人鄭叔舉、兵を起して常珍奇を撃ち、以て鄭黒に應ず。辛亥、叔舉を以て北豫州の刺史と爲す。

崔道固、土人の攻むる所と爲り、門を閉ぢて自ら守る。上、使を遣はして宣慰す。道固、降らんと請ふ。甲寅、復た道固を以て徐州の刺史と爲す。

八月、皇甫道烈等、龐孟蚪敗れぬと聞き、竝に門を開きて出で降る。

張興世既に錢溪に據り、濃湖の軍、食に乏し。鄧琬大に資糧を送る。興世を畏れ、敢て進まず。劉胡、輕舸四百を率ゐ、鵠頭の内路に由り、錢溪を攻めんと欲す。既にして長史王念叔に謂つて曰はく、「吾少きとき歩戦に習ひ、未だ水關に閑はず。若し歩戦ならば、恒に數萬人の中に在り。水戦ならば一舸の上に在り、舸舸各進み、復た相關せず、正に三十人の中に在り。此れ萬全の計に非ず、吾は爲さざるなり」と。乃ち、瘧疾に託し、鵠頭に住まりて進まず。龍驤將軍陳慶を遣はし、三百舸を將ゐて錢溪に向はしめ、慶を戒む、「戦ふを須ひず。張興世は吾の悉す所なり。自ら當に走るべきのみ」と。陳慶、錢溪に至り、梅根に軍す。胡、別將王起を遣は

【二三】垣閔。一百二十九卷孝武帝大明三年に見ゆ。
【二四】崔道固が歷城を以て尋陽に應ずること、前の正月に見ゆ。
【二五】道固は、もと、冀州の刺史なり。
【二六】死虎の師潰え、皇甫道烈蓋し奔りて壽陽に還りしなり。
【二七】鵠頭。鵠洲は江中に在り、江水分流す、故に内路外路有り。
【二八】瘧疾。おこり。

し、百舸を將ゐて興世を攻めしむ。興世、起を撃ち、大に之を破る。胡、其の餘舸を率ゐて馳せ還り、顛に謂つて曰はく、「興世の營寨已に立つ。猝に攻む可からず。昨日の小戦、未だ損と爲すに足らず。陳慶、已に南陵・大雷の諸軍と、共に其の上を遏め、大軍此に在り。鵠頭の諸將、又其の下流を斷つ。已に圍中に墮つ。復た慮るに足らず」と。顛、胡が戦はざるを怒り、謂つて曰はく、「糧運、饑寒す。當に此を如何すべき」と。胡曰はく、「彼すら尚ほ流に、汜り我を越えて上るを得たり。此の運、何を以て流に沿うて彼を越えて下るを得ざらんや」と。乃ち安北府の司馬沈仲玉を遣はし、千人を將ゐて、歩して南陵に趣き、糧を迎へしむ。仲玉、南陵に至り、米三十萬斛・錢布數十舸を載せ、榜を豎てて城と爲し、規りて突過せんと欲す。行きて、貴口に至り、敢て進まず。間信を遣はして胡に報ず、「重軍を遣はして援接せしめよ」と。張興世、壽寂之・任農夫等を遣はし、三千人を將ゐ、貴口に至りて之を撃たしむ。仲玉走りて顛の營に還る。悉く其の資實を虜す。胡の衆駭き懼る。胡の將張喜來り降る。鎮東中兵參軍劉亮、兵を進めて胡の營に逼る。胡、制する能はず。袁顛懼れて曰はく、「賊、人の肝脾の裏に入る。何に由りてか活くるを得ん」と。胡、陰に、遁れ去らんと謀る。己卯、顛を誑きて云はく、「更に歩騎二萬を帥ゐ。上は錢溪を取り、兼ねて大雷の餘運を下さんと欲す」と。顛をして、悉く馬を選びて之に配せしむ。

【二九】饑寒。饑は魚の骨なり、即ち魚骨の咽喉に饑寒する若く、塞がりて通せざるをいふ。
【三〇】榜。木片なり。
【三一】貴口。貴池の水の江に入る口。今の安徽省蕪湖道貴池縣にあり。

其の日、胡、顛を委て去り、徑に梅根に趣き、先づ薛常寶をして船を辦せしめ、悉く南陵の諸軍を發し、大雷の諸城を燒きて走る。夜に至りて、顛方めて之を知り、大に怒り、罵りて曰はく、『今年、小子の誤る所と爲る』と。呼びて常に乘る所の善馬飛鷲を取り、其の衆に謂つて曰はく、『我當に自ら(出テ)之を追ふべし』と。因つて亦走る。庚辰、建安王休仁、兵を勸して顛の營に入り、降卒十萬を納れ、沈攸之等を遣はして顛を追はしむ。顛走りて鵠頭に至り、戍主薛伯珍と、所領數千人を并せ、偕に去り、尋陽に向はんと欲し、夜、山間に止まり、馬を殺して以て將士を勞ふ。顧みて伯珍に謂つて曰はく、『我、死する能はざるに非ず、且く、一たび尋陽に至り、罪を主上に謝し、然る後自ら勿ねんと欲するのみ』と。因つて慷慨し、左右を叱して節を索む。復た應ずる者無し。旦に及び、伯珍、人を屏けて事を言はんと請ひ、遂に顛の首を斬り、錢溪の軍主襄陽の俞湛之に詣る。湛之因つて伯珍を斬り、并せて首を送り、以て己が功と爲す。劉胡、二萬人を帥ゐて尋陽に向ひ、晋安王子助を詐りて云はく、『袁顛已に降り、軍皆散じ、唯だ己のみ所領を帥ゐて獨り返れり。宜しく速かに處分し、一戰の資と爲すべし。當に停まりて溢城に據るべし。誓つて死すとも貳あらず』と。乃ち(三)江外に於て、夜、沔口に趣く。鄧琬、胡去れりと聞き、憂惶して計無し。中書舍人褚靈嗣等を呼びて之を謀る。竝に、出づる所を知らず。張悅詐りて疾と稱し、琬を呼びて事を計り、左右に令して、

【一三】江外。江中に處處に洲嶼あり。舟行するに南岸に就く者内路と謂ひ、北岸に附く者外路と謂ふ。

甲を帳後に伏せしめ、之を戒むらく、『若し酒を索むるを聞かば便ち出でよ』と。琬既に至る。悅曰はく、『卿、首として此の謀を倡ふ。今事已に急なり。計將に安に出でんとする』と。琬曰はく、『正に當に晋安王を斬り、府庫を封じ、以て罪を謝すべきのみ』と。悅曰はく、『今日、寧ぞ殿下を賣りて活を求む可けんや』と。因つて酒を呼ぶ。(三)子洵、刀を提げて出で、琬を斬る。中書舍人潘欣之、琬死せりと聞き、兵を勸して至る。悦、人をして之に語りて曰はしむ、『鄧琬、反を謀り、今已に梟戮せり』と。欣之乃ち還る。琬の子を取り、竝に之を殺す。悦因つて單舸にて琬の首を齎して馳せ下り、建安王休仁に詣りて降る。尋陽(三)亂る。蔡那の子道淵、尋陽に在り、(二)作部に繋がる。鎖を脱して城に入り、子助を執へて之を囚ふ。沈攸之の諸軍、尋陽に至り、(三)晋安王子助を斬り、首を建康に傳ふ。時に年十一。初め鄧琬、臨川の内史張淹を遣はし、(二)鄧陽の嶠道より三吳に入り、上饒に軍せしむ。劉胡敗れぬと聞き、軍副鄧陽の太守費曄、淹を斬りて以て降る。淹は(三)暢の子なり。廢帝の世、衣冠、禍を懼れ、咸、遠く出でんと欲す。是に至りて、外難に流離し、百に一も存せず。衆乃ち(三)蔡興宗の先見に服す。九月壬辰、山陽王休祐を以て荊州の刺史と爲す。

【一三】洵。悦の子なり。
【二三】主無きが故に、亂れしなり。
【二四】作部。器仗を作るを主とす。尋陽城外に在り。
【二五】胡三省曰はく、晋安、兵を擧ぐるは實に義舉なり。鄧琬は道ふに足らず。袁顛、孔觀の若きは、豈に其の死を得ずと謂ふ可けんや。世、成敗を以てこれを論する無かれと。
【二六】鄧陽云云。今の江西省潯陽道鄧陽縣より、東南して豫章道上饒縣に至るなり。
【二七】張暢は元嘉の末、世祖に従ひ、徐州の刺史と爲る。
【二八】蔡興宗の先見。事、前卷元年に見ゆ。

癸巳、嚴を解き、大赦す。庚子、司徒休仁、尋陽に至り、吳喜・張興世を遣はし、荊州に向ひ、沈懷明をして郢州に向ひ、劉亮及び寧朔將軍南陽の張敬兒をして雍州に向ひ、孫超之をして湘州に向ひ、沈思仁・任農夫をして豫章に向ひ、餘寇を平定せしむ。劉胡逃れて石城に至る。捕へ得て之を斬る。郢州の行事張沈、形を變じて沙門と爲り、潛に走る。追ひ獲て之を殺す。荊州の行事劉道憲、濃湖平げりと聞き、兵を散じ、使を遣はして罪に歸す。荊州の治中宗景等、兵を勸して城に入り、道憲を殺し、臨海王子頊を執へて以て降る。孔道存、尋陽已に平げるを知り、使を遣はして降らんと請ふ。尋ぎて柳世隆・劉亮當に至るべしと聞き、(衆悉ク逃)道存及び三子皆自殺す。上、何慧文が才・將吏を兼ねるを以て、吳喜をして旨を宣して之を赦さしむ。慧文曰はく、「既に逆節に陥り、手づから忠義を害せり。何の面ありてか天下の士を見ん」と。遂に自殺す。安陸王子綏・臨海王子頊・邵陵王子元、竝に死を賜はる。(劉)順及び餘黨の荊州に在る者、皆、誅に伏す。詔して、諸節に死するの臣に追贈し、及び有功の者を封賞すること、各差有り。

己酉、魏初めて郡學を立て、博士・助教・生員を置く。中書令高允・相州の刺史李訢之の請に従ふなり。訢は崇の子なり。

〔三三〕石城、これは竟陵の石城。今の湖北省襄陽道鍾祥縣。
 〔三四〕孔道存、時に雍州の行事たり。
 〔三五〕才將吏を兼ね、將才有り、又、吏才有るをいふ。
 〔三六〕忠義を害す。王應之を殺せるを謂ふ。
 〔三七〕劉順は死虎より淮西に奔り、又、淮西より荊州に奔る。
 〔三八〕李崇、これは別に一の李崇にして、頓丘の李崇に非ず。

上既に晉安王子勛等を誅し、世祖の諸子待つこと、猶ほ平日の如し。司徒休仁、尋陽より還り、上に言つて曰はく、「松滋侯兄弟尙ほ在るは、將來、社稷の計に非ず。宜しく早く之が所を爲すべし」と。冬十月乙卯、松滋侯子房・永嘉王子仁・始安王子眞・淮南王子孟・南平王子産・廬陵王子興・子趨・子期・東平王子嗣・子悅、竝に死を賜はる。及び鎮北の諮議參軍路休之・司徒の從事中郎路茂之・兖州の刺史劉祗・中書舍人嚴龍、皆、誅に坐す。世祖の二十八子、此に於て盡く。祗は義欣の子なり。

劉勳、壽陽を圍み、垣閔、合肥を攻む。俱に未だ下らず。勳、之を患へ、諸將を召して會議す。馬隊主王廣之曰はく、「將軍の乘る所の馬を得ば、節下(四七)の馬を奪はんとす。斬る可し」と。勳笑つて曰はく、「其の意を觀るに、必ず能く功を立てん」と。即ち鞍を推し馬を下して之に與ふ。廣之往きて合肥を攻め、三日にして之に克つ。薛道標、圍を突きて淮西に奔り、常珍奇に歸す。勳、廣之を擢でて軍主と爲す。廣之、肅に謂つて曰はく、「節下、若し卿が言に従はば、何を以て賊を平げん。卿、才を賞せず、乃ち此に至れり」と。肅、學術有り。勳、卒するに及びて、更に廣之に依る。廣之、齊の世祖に薦め、東海の太守と爲す。

〔三九〕路休之、路茂之は、皆、昭太后の子姪なり。
 〔四〇〕胡三省曰はく、休仁の尙書下省の禍は、自らこれを取らるなり。上を導きて、其の兄の子を去らしめ、上の手滑なり。其の諸弟を視ること何か有らんや。蕭齊、姓を易へ、劉氏殘く。骨肉相殘ふ、禍、此極に至る。國を有る家も有つ者、其れ茲に鑒みよと。
 〔四一〕判、斷なり、決なり。必ずと曰ふが如し。
 〔四二〕齊の世祖は後の齊の武帝なり。

沈靈寶、廬江より兵を引ききて〔四九〕晉熙を攻む。晉熙の太守閻湛之、城を棄てて走る。

徐州の刺史薛安都・益州の刺史蕭惠開・梁州の刺史柳元怙・兗州の刺史畢衆敬・豫章の太守殷孚・汝南の太守常珍奇、〔五〇〕竝に使を遣はして・降らんと乞ふ。上、南方已に平ぐを以て、威を淮北に示さんと

欲す。乙亥、鎮軍將軍張永・中領軍沈攸之に命じ、甲士五萬を將ゐて薛

安都を迎へしむ。蔡興宗曰はく、「安都、順に歸す、此れ誠に虚に非ず。

正に須く軍使尺書なるべし。今、重兵を以て之を迎へば、勢必ず疑懼せ

ん。或は能く〔五一〕北虜を招引せば、患を爲すこと方に深からん。若し叛臣罪

重きを以て、誅せざる可からずんば、則ち日郷に宿せる所、亦已に多し。況ん

や安都は、外は大鎮に據り、邊陲に密邇し、地險に兵彊く、攻圍すとも克

ち難きをや。之を國計に考ふるに、尤も宜しく馴養すべし。如し其れ外に

叛せば、將に朝廷の盻食の憂と爲らんとす」と。上從はず、征北司馬行

南徐州事蕭道成に謂つて曰はく、「吾今此に因りて北討せんとす。卿の意以て何如と爲す」と。對へ

て曰はく、「安都、狡猾、餘有り。今兵を以て之に逼るは、恐らくは國の利に非ざらん」と。上曰は

く、「諸軍、猛銳なり。何に往きてか克たざらん。卿、多言する勿かれ」と。安都、大兵〔五二〕北上すと

聞き、懼れ、使を遣はし、降を魏に乞ふ。常珍奇も亦懸瓠を以て魏に降り、皆、兵を請うて自ら救ふ。

戊寅、王子昱を立てて太子と爲す。

薛安都、其の子を以て魏に質と爲す。魏、鎮東大將軍代の人尉元・鎮東將軍魏郡の孔伯恭等を遣はし、

騎一萬を帥ゐ、東道に出で、彭城を救はしめ、鎮西大將軍〔五三〕西河公石・都督荆豫南雍州諸軍事張窮奇

をして、西道に出で、懸瓠を救はしめ、安都を以て都督徐雍等五州諸軍事・鎮南大將軍・徐州の刺史

河東公と爲し、常珍奇を平南將軍・豫州の刺史・河内公と爲す。兗州の刺史

申纂、詐りて魏に降る。尉元、之を受け、而して陰に之が備を爲す。魏の

師、無鹽に至る。纂、門を閉ちて拒す。薛安都が魏の兵を召すや、畢衆

敬、之と同せず、使を遣はし來りて・降を請ふ。上、衆敬を以て兗州の刺

史と爲す。衆敬の子元賓、建康に在り、先に它の罪に坐して誅せらる。衆

敬、之を聞き、怒りて刀を抜き、柱を斫りて曰はく、「吾〔五四〕皓首、唯た一

子、全き能はず。安んぞ獨り生くるを用ひん」と。十一月壬子、魏の師、

瑕丘に至る。衆敬、降を魏に請ふ。尉元、部將を遣はし、先づ其の城に據らしむ。衆敬、悔恨し、數日、

食はず。元、長驅して進み、十二月己未、〔五五〕稔に軍す。西河公石、上蔡に至る。常珍奇、文武を帥ゐ

て出で迎ふ。石、軍を汝北に頓せんと欲し、未だ即ち城に入らず。中書博士鄭義曰はく、「今、珍

奇、來ると雖も、意未だ量る可からず。直に其の城に入り、其の〔五六〕管籥を奪ひ、府庫に據有し、其の腹

〔四九〕 晉熙。晉の安帝、廬江を分ちて晉熙郡を立つ。今の安徽省安慶道懷寧縣。晉熙、先に尋陽に附く、故にこれを攻む。

〔五〇〕 尋陽已に平ぐ、故に皆降らんと乞ふ。

〔五一〕 北虜。魏をいふ。

〔五二〕 北上。地勢、西北高く、東南下く、濟泗沂の水皆南に流る。故に南兵の北向するを北上と謂ふ。

〔五三〕 西河公石。魏の宗室なり。

〔五四〕 皓首。年老いて白髮なるをいふ。

〔五五〕 稔。縣の名、今の山東省濟寧道城武縣の地。

〔五六〕 懸瓠城は、汝水の南に在り。

〔五七〕 管籥。鍵鑰なり。かぎなり。

心を制するに如かず。(此)策の至き者なり」と。石遂に馬に策ちて城に入り、因つて置酒して嬉戲す。羲曰はく、「珍奇の色を観るに、甚だ平かならず。之が備を爲さざる可からず」と。乃ち兵を嚴し備を設く。其の夕、珍奇、人をして府屋を焼かしめ、變を爲さんと欲す。石が備有るを以てして止む。羲は豁の曾孫なり。(二五)淮西七郡の民、多く魏に屬するを願はず、營を連ねて南に奔る。魏、建安王陸叡を遣はし、新附を宣慰す。民、軍に陥り奴婢と爲る者有り。叡悉く之を免す。新民乃ち悦ぶ。

乙丑、詔して、尋陽に依附するに坐し、官爵を削り禁錮せらるる者、皆、原籍に従ひ、才に随つて銓用す。

劉劭、壽陽を圍み、首春より末冬に至る。内攻外禦、戰、捷たざる無く、寛厚を以て將士の心を得たり。尋陽既に平ぐや、上、中書をして詔を爲り、殷琰に諭さしむ。蔡興宗曰はく、「天下既に定まる。是れ琰が過を思ふの日なり。陛下宜しく手詔數行を賜ひ、以て相慰引すべし。今直だ、中書、詔を爲らば、彼必ず疑うて、眞に非すと謂はん。速かに方難を清むる所以に非ざるなり」と。從はず。琰、詔を得、劉劭詐りて之を爲ると謂ひ、敢て降らず。杜叔寶、尋陽の敗問を閉絶し、傳ふる者有れば、即ち之を殺す。守備益固し。凡そ降る者有れば、上、輒ち壽陽城下に送り、城中の人と語らしむ。是に由りて衆情離沮す。琰、降を魏に請

【二五】淮西七郡。汝南・新蔡・汝陽・汝陰・陳郡・南頓・潁川。
 【二六】銓用。銓衡任用する也。
 【二七】慰引。慰は其の心を安んずるなり、引は引きて歸順せしむるなり。
 【二八】方難。一方の難を謂ふ。

はんと欲す。主簿譙郡の夏侯詳、琰に説きて曰はく、「今日の擧は、本、忠節を効す。若し社稷、奉ずる有らば、便ち當に身を朝廷に歸すべし。何ぞ左衽に北面す可けんや。且つ今魏の軍、近く淮次に在り。官軍未だ吾の去就を測らず。若し使を遣はして款を歸せば、必ず厚く相慰納せられん。豈に止に罪を免るのみならんや」と。琰乃ち詳をして出でて劉劭を見しむ。詳、劭に説きて曰はく、「今、城中、士民、困しむを知りて、而も猶ほ固守するは、將軍の誅を畏るればなり。皆、自ら魏に歸せんと欲す。願はくは將軍緩くして之を赦さば、則ち相帥ゐて至らざるもの莫からん」と。劭許諾し、詳をして城下に至らしめ、城中の人を呼び、諭すに劭の意を以てせしむ。丙寅、琰、將佐を帥ゐ、面縛して出で降る。劭悉く慰撫を加へ、一人をも戮せず。城に入り、將士に約勸し、士民の貲財、秋毫も失ふ所無し。壽陽の人大に悦ぶ。魏の兵、師水に至り、將に壽陽を救はんとす。琰已に降ると聞き、乃ち義陽の數千人を掠めて去る。之を久しくして、琰復た仕へて少府に至りて卒す。

蕭惠開、益州に在り、多く刑誅に任ず。蜀人猜怨す。費欣壽敗没し、程法度前むを得ずと聞き、是に於て晋原の一郡、反す。諸郡皆之に應ず。兵を合はせて成都を圍む。城中の東兵、二千に満た

【二九】左衽。夷狄をいふ。魏を斥す。
 【三〇】魏の軍淮次に在り。西河公石、汝南の軍に在るを謂ふ。
 【三一】建。遣の誤なり。
 【三二】約勸。約束する也。
 【三三】師水。川の名、今の河南省汝陽道信陽縣にあり。
 【三四】費欣壽云云。前の六月に見ゆ。
 【三五】晋原。李雄、蜀郡の江原臨邛を分ちて漢原郡と爲す。晋の穆帝、改めて晋原と名づく。

す。惠開、悉く蜀人を遣りて出でしめ、獨だ〔七〕東兵と與に拒守す。蜀人、尋陽已に平ぐと聞き、争うて・城を屠らんと欲す。衆、十餘萬人に至る。惠開、兵を遣はして出で戦はしむる毎に、未だ嘗て捷たずんばあらず。上、其の弟惠基を遣はし、陸道より、成都に使い、惠開の罪を赦さしむ。惠基、涪に至る。蜀人、惠基を遺留し、進むを聽さず。惠基、部曲を帥ゐて之を撃ち、其の渠帥を斬り、然る後前むを得たり。惠開、旨を奉じて歸降す。城圍、解くるを得たり。上、惠開の宗人寶首を遣はし、水道より、益州を慰勞せしむ。寶首、蜀を平ぐるを以て己が功と爲さんと欲し、更に蜀人を〔七〕奨説し、惠開を攻めしむ。是に於て處處蜂起す。凡そ諸の離散する者、一時に還りて合し、寶首と與に、進みて成都に逼る。衆、二十萬と號す。惠開、之を撃たんと欲す。將佐皆曰はく、『今、慰勞使至る。而るに之を拒がば、何を以て自ら明かにせん』と。惠開曰はく、『今、表啓の路絶ゆ。戦はずんば、則ち何を以てか使を京師に通ずるを得ん』と。乃ち〔七〕宋寧の太守蕭惠訓等を遣はし、萬兵を將ゐて與に戦はしめ、大に之を破り、寶首を生擒し、成都に囚へ、使を遣はして狀を言ふ。上、寶首を執へ送らしめ、惠開を召して建康に還らしむ。〔ルヤ〕上、問ふに兵を擧ぐるの狀を以てす。惠開曰はく、『臣唯だ逆順を知り、天命を識らず、且つ臣に非ざれば亂れず、臣に非ざれば平がす』と。上、之を釋す。

〔七〕東兵。惠開に隨行せる部曲なり。
 〔七〕奨説。すすめ、いざなふ。
 〔七〕宋寧。文帝元嘉十年、宋寧郡を僑立し、成都に寄治す。

是の歲、〔七〕兖州を僑立して淮陰に治し、徐州は鍾離に治し、青冀の二州は、共に一刺史にして、〔七〕鬱州に治す。鬱州は、海中に在り、周數百里、石を累ねて城と爲し、高さ八九尺、郡縣を虚置し、荒民幾くも無し。

張永・沈攸之、兵を進めて彭城に逼り、〔七〕下碁に軍し、羽林監王穆之を分遣し、卒五千を將ゐて輜重を、武原に守らしむ。魏の尉元、彭城に至る。薛安都出で迎ふ。〔七〕元、李璨を遣はし、安都と與に先づ城に入り、其の管籥を收めしめ、別に孔伯恭を遣はし、精甲二千を以て、内外を安撫せしめ、然る後入る。其の夜、張永、南門を攻め、克たずして退く。元、薛安都に禮せず。安都、降りしを悔い、復た魏に叛かんと謀る。元、之を和る。發するを果さず。安都、重く元等に賂し、罪を女嬀裴祖隆に委して之を殺す。元、李璨をして安都と與に彭城を守らしめ、自ら兵を將ゐて張永を撃ち、其の糧道を絶つ。又、王穆之を武原に破る。穆之、餘衆を帥ゐて永に就く。元進みて之を攻む。

〔七〕兖州云云。兖徐青冀、皆魏に降る。故に茲に僑州を立てしなり。
 〔七〕鬱州。今の江蘇省徐海道灌雲縣の東北海中に在り。
 〔七〕下碁。今の江蘇省徐海道銅山縣にあけり。
 〔七〕武原。縣の名、今の江蘇省徐海道邳縣の西北に在り。
 〔七〕降を受くること敵を受くるが如しとは、尉元、これをなしたり。
 〔七〕和。一本に知に作る、當にこれに従ふべし。

卷の第一百三十二

宋紀十四

太宗明皇帝中

(一) 泰始三年、春正月、張永等、城を棄てて夜遁る。會、天大に雪ふり、泗水氷合す。永等、船を棄てて歩走す。士卒凍死する者太半、手足斷ゆる者什に七八。尉元、其の前を邀へ、薛安都、其の後に乘じ、大に永等を吕梁の東に破る。死する者萬を以て數ふ。枕尸六十餘里。軍資器械を委棄すること、勝げて計ふ可からず。永、足指亦墮ち、沈攸之と、僅に身を以て免る。梁南秦二州の刺史垣恭祖等、魏の虜にする所と爲る。上、之を聞き、蔡興宗を召し、敗書を以て之に示して曰はく、「我、卿に愧づること甚だし」と。永は號を左將軍に降され、攸之は官を免じ、貞陽公を以て職を領し、還りて淮陰に屯せしむ。是に由りて、淮北の四州及び豫州の

宋太宗明皇帝泰始三年

- 〔一〕 泰始三年。西紀四六七年。
- 〔二〕 泗水。今の江蘇省徐海道銅山縣にあり。彭城より東南して呂縣の南を過ぐ。泗水の北、石梁有り、故に吕梁と名く。
- 〔三〕 貞陽。漢志に、桂陽郡に濱陽縣有り。宋の泰始三年、濱を改めて貞と爲す。
- 〔四〕 淮北の四州。青・冀・徐・兗の四州なり。
- 〔五〕 豫州の淮西。汝南・新蔡・譙・梁・陳・南頓・潁川・汝南・汝陰の諸郡なり。

淮西の地を失ふ。

裴子野・論じて曰はく、昔齊桓、葵丘に矜りて、九國叛き、曹公、張松を禮せずして、天下分る。一たび失ふこと豪釐なれば、其の差遠し。太宗の初め、威令の被る所、百里に満たず。卒は離心有り、士は固色無し。而るに能く誠心を開き、欺實を布く。恩に感じ徳に服し・命を致し死を效さざるは莫し。故に西摧北蕩し、宇内塞開す。既にして六軍捷を獻じ、方隅手を束ぬるや、天子、其の餘威を賈らんと欲し、師出づるに名無く、長淮以北、倏忽として戎と爲る。惜いかな。若し嚮の虚懷を以て、驕らず伐らざるば、則ち三叛奚爲れぞ起らんや。高祖は蟻蝨、介冑に生じ、疆場を經啓せり。後の子孫、日に百里を蹙む。播穫堂構、豈に易しと云はんや。魏の尉元、彭城は兵荒の後に公私困竭せるを以て、冀相濟兗四州の粟を發し・張永が弃つる所の船九百艘を取り・清に沿うて運載し・以て新民を賑さんと請ふ。魏朝、之に従ふ。

- 【六】齊桓云云。公羊傳に曰はく、貫澤の會に、齊の桓公、中國を憂ふるの心有り、召さずして至る者江人・黃人なり。葵丘の會に、桓公震してこれに矜る、叛く者九國と。
- 【七】曹公云云。事、六十五卷漢の獻帝建安十三年に見ゆ。
- 【八】三叛。薛安都・畢衆敬・常珍奇。三人の叛者。
- 【九】蟻蝨。しらみ。
- 【一〇】播穫堂構云云。書經の大誥に曰はく、若の考、室を作ち、背て堂せず、矧んや背て構へんや。厥の父畜す。厥の子乃ち背て播かず、矧んや背て獲らんやと。父祖の遺業を繼承することの難きをいふ。
- 【一一】清。清水。川の名。
- 【一二】新民。新に取りたる徐州の民を謂ふ。

魏の東平王道符、長安に反し、副將駙馬都尉萬古眞等を殺す。丙午、司空和其奴等、殿中の兵を將りて之を討つ。丁未、道符の司馬段太陽、道符を攻め、之を斬り、安西將軍陸眞を以て長安の鎮將と爲し、以て之を撫す。道符は翰の子なり。

閏月、魏、頓丘王李峻を以て太宰と爲す。沈文秀・崔道固、士人の攻むる所と爲り、使を遣はし、降を魏に乞ひ、且つ兵を請うて自ら救ふ。

二月、魏の西河公石、懸瓠より兵を引き、汝陰の太守張超を攻め、克たず。退きて陳項に屯す。長社に還り・秋を待ちて之を撃たんと議す。鄭義曰はく、「張超は、蟻聚の窮命にして、糧食已に盡く。降らすんば當に走るべし。足を翹て待つ可きなり。今之を弃てて遠く去らば、超、城を修め湟を浚ひ、薪を積み穀を儲へん。更に來るとも、恐らくは圖り難からん」と。石、從はず、遂に長社に還る。

初め尋陽既に平ぐや、帝、沈文秀の弟文炳を遣はし、詔書を以て文秀を諭さしめ、又、輔國將軍劉懷珍を遣はし、馬步三千人を將りて、文炳と偕に行かしむ。未だ至らざるに、張永等の敗退するに値ひ、懷珍還りて山陽に鎮す。文秀、青州の

- 【一三】副將。副鎮將なり。
- 【一四】翰。東平王翰、正平の宗愛の禍に死す。一百二十六卷に見ゆ。
- 【一五】士人。青冀二州の人を謂ふ。
- 【一六】汝陰。此の汝陰郡は蓋し猶ほ汝陰に治するなり。當に今の河南省汝陽道新蔡縣の地なるべし。
- 【一七】陳項。もと、二邑、時に陳郡、項に治す、因つて陳項と曰ふ。
- 【一八】蟻聚の窮命。烏合の衆にして、運命窮迫せるをいふ。

刺史（二）明僧暲を攻む。帝、懷珍をして龍驤將軍王廣之を帥る、五百騎・歩卒二千人を將る、海に浮びて之を救はしむ。東海に至れば、僧暲已に退きて東萊に保す。懷珍進みて（三）胸城に據る。衆心兇懼し、且く（四）郁洲に保せんと欲す。懷珍曰はく、『文秀、青州を以て索虜に歸せんと欲す。齊の士民を計るに、安んぞ肯て左衽に甘心せんや。今、兵を揚げて直に前み、威徳を宣布せば、諸城、書を飛ばして下す可し。奈何ぞ此を守りて進まず、自ら沮撓を爲さんや』と。遂に進みて（五）黔陬に至る。文秀が署する所の（六）高密・平昌二郡の太守、城を棄てて走る。懷珍、文炳を送致し、朝廷の意を達す。文秀猶は降らず。百姓、懷珍至ると聞き、皆喜ぶ。文秀が署する所の長廣の太守劉桃根、數千人を將りて、不其城に成す。懷珍、（七）洋水に軍す。衆謂へらく、『且く宜しく壁を堅くして隙を伺ふべし』と。懷珍曰はく、『今衆少く糧竭き、懸軍深く入る。正に當に精兵を以て速かに進み、其の備へざるを掩ふべきのみ』と。乃ち王廣之を遣はし、百騎を將りて、不其城を襲はしめ、之を抜く。文秀、諸城皆敗れぬと聞き、乃ち使を遣はして、降らんと請ふ。帝復た以て青州の刺史と爲す。崔道固も亦降らんと請ふ。復た以

【一九】 明僧暲が兵を起す事、前卷前年に見ゆ。
 【二〇】 胸城。今の江蘇省徐海道東海縣の南にあり。
 【二一】 郁洲。鬱洲に同じ。江蘇省徐海道灌雲縣の東北海中に在り。
 【二二】 黔陬。縣の名、故城は今の山東省膠東道膠縣に在り。
 【二三】 高密・平昌。高密は漢の郡、平昌郡は魏の文帝、城陽を分ちて立つ。高密郡は黔陬・淳于・高密・夷安・營陵・昌安を領し、平昌郡は安丘・平昌・東武・琅邪・朱虛を領す。
 【二四】 不其城。今の山東省膠東道即墨縣の西南に在り。
 【二五】 洋水。拒艾水は黔陬縣の西南拒艾山より出づ。又之を洋水と謂ふ。洋は音シヤウ。

て冀州の刺史と爲す。（二）懷珍引き還る。

魏の濟陰王小新成・卒す。

沈攸之が彭城より還るや、長水校尉王玄載を留めて下邳を守らしめ、積射將軍沈詔をして宿豫を守らしめ、睢陵・淮陽、皆、兵を留めて之に成せしむ。玄載は（三）玄護の從弟なり。時に東平の太守申纂、無鹽を守り、幽州の刺史劉休賓、梁鄒を守り、并州の刺史清河の房崇吉、（四）升城を守り、輔國將軍清河の張讜、團城を守り、及び兗州の刺史王整、蘭陵の太守桓忻、肥城、糜溝・垣苗等の戌、皆、魏に附かず。休賓は（五）乘民の兄の子なり。魏、平東將軍長孫陵等を遣はし、兵を將りて青州に赴かしむ。征南大將軍慕容白曜、騎五萬を將る、之が繼援を爲す。白曜は燕の太祖の玄孫なり。白曜、無鹽に至り、之を攻めんと欲す。將佐皆以爲へらく、攻具未だ備はらず、宜しく遽に進むべからずと。左司馬范陽の酈範曰はく、『今、輕軍遠く襲ひ、深く敵境に入る。豈に宜しく淹緩すべけんや。

【二六】 懷珍既に還り、兵勢、接せず、故に青冀二州、尋ぎて魏の有と爲る。
 【二七】 王玄護は、功名を以て太祖・世祖二朝に著はる。
 【二八】 無鹽。今の山東省東臨道東平縣にあり。
 【二九】 梁鄒。縣の名、今の山東省濟南道鄒平縣。
 【三〇】 升城。今の山東省濟南道長清縣の界に在り。
 【三一】 團城。今の山東省濟寧道莒縣にあり。
 【三二】 蘭陵の太守は、昌慮に治す。漢の舊縣なり。
 【三三】 肥城。縣、今の山東省濟南道肥城縣。
 【三四】 糜溝・垣苗。今の山東省濟南道長清縣にあり。
 【三五】 劉乘民は、前卷前年に見ゆ。
 【三六】 太祖。燕王皝の廟號。

且つ申纂必ず謂はん、我が軍來ること速かにして、(三)攻圍に暇あらじと。將に備を爲さざらんとす。今若し其の不意に出でば、一鼓して克つ可からん」と。白曜曰はく、「司馬の策・是なり」と。乃ち兵を引きて偽り退く。申纂復た備を設けず。白曜、夜中に部分し、三月甲寅旦、城を攻む。(三六)食時にして之に克つ。纂走る。追うて擒へて之を殺す。白曜、盡く無監の人を以て軍賞と爲さんと欲す。酈範曰はく、「齊は形勝の地なり。宜しく遠く經略を爲すべし。今、王師始めて其の境に入り、人心未だ洽からず。連城相望み、威、拒守の志有り。苟くも徳信を以て之を懐くるに非ずんば、未だ平げ易からざらん」と。白曜曰はく、「善し」と。皆之を免す。白曜將に肥城を攻めんとす。酈範曰はく、「肥城は小なりと雖も、之を攻むるに、日を引かん。之に勝つとも軍勢を益す能はず、勝たずんば以て軍威を挫くに足らん。彼、無鹽の破れて、死傷地に塗れたるを見、敢て懼れずんばならず。若し飛書もて告諭せば、縱使降らずとも、亦當に逃散すべし」と。白曜、之に従ふ。肥城果して潰ゆ。粟三十萬斛を獲たり。白曜、範に言つて曰はく、「此の行、卿を得。三齊、定むるに足らざるなり」と。遂に垣苗・糜溝の二戌を取り、一旬の中に、連に四城を拔き、威、齊土に震ふ。丙子、尙書左僕射蔡興宗を以て郢州の刺史と爲す。房崇吉、升城を守り、(四〇)兵に勝ふる者、七百人に過ぎず。慕容白曜、長圍を築き、以て之を攻む。

【三七】 攻圍。城を攻め邑を圍む也。
 【三六】 食時。短時間をいふ。
 【三九】 日を引く。少からざる日數を要するをいふ。
 【四〇】 兵に勝ふる者。兵器を操りて戦ふに堪ふる者。

二月より夏四月に至り、乃ち之に克つ。白曜、其の降らざりしを忿り、盡く城中の人を阮にせんと欲す。參軍事昌黎の韓麒麟諫めて曰はく、「今、勅敵、前に在るに、其の民を阮にせば、此より以東の諸城、人、自ら守を爲し、克つ可からざらん。師老い糧盡きなば、外寇之に乗せん。此れ危道なり」と。白曜、乃ち其の民を慰撫し、各、業に復せしむ。崇吉、身を脱して走る。崇吉の母傅氏・申纂の妻賈氏、濟州の刺史盧度世と、中表の親有り。然れども已に疎遠なり。魏に虜にせらるるに及びて、度世、奉事すること甚だ恭しく、贍給優厚なり。度世、閨門の内、和して禮有り。世に、(四一)屯夷有り。家に貧富有りと雖も、百口怡怡として、豊儉之を同じくす。崔道固、門を閉ちて魏を拒ぐ。沈文秀、使を遣はし、迎へて魏に降り、兵の援接せんことを請ふ。白曜、兵を遣はして之に赴かしめんと欲す。酈範曰はく、「文秀、室家墳墓、皆、江南に在り。兵數萬を擁し、城固く甲堅し。彊きときは則ち拒ぎ戦ひ、屈するときは則ち遁れ去る。我が師未だ其の城に逼らず、朝夕の急無し。何の畏忌する所ありて、遽に援軍を求むるか。且つ其の使者を観るに、視下りて色愧ぢ、語煩にして志怯る。此れ必ず詐を挟みて以て我を誘ふなり。從ふ可からざるなり。若かず先づ歷城を取り、(四二)盤陽に克ち、梁鄒を下し、(四三)樂陵を平げ、然る後兵を案じて徐ろに進まんには、其の服せざるを患へざるなり」と。白曜曰はく、「崔道固等、兵力單弱にし

【四一】 屯夷。屯は多難、夷は平夷なり。
 【四二】 沈文秀は吳興武康の人。
 【四三】 盤陽。縣の名、般水の陽に在り。今の山東省濟南道淄川縣。
 【四四】 樂陵。今の山東省濟南道樂陵縣。

て、敢て出で戦はず。吾、通行するに礙ふる無く、直に東陽に抵る。彼自ら必ず亡びんことを知る、故に風を望みて・服せんことを求む。夫れ又何ぞ疑はん」と。範曰はく、「歴城は、兵多く糧足り、朝夕の抜く可きに非ず。文秀、坐して東陽に據り、諸城の根本と爲る。今多く兵を遣はすときは則ち以て歴城を攻むる無く、少しく兵を遣はすときは則ち以て東陽を制するに足らず。若し進みて文秀の拒ぐ所と爲り、退きて諸城の邀ふる所と爲らば、腹背に敵を受け、必ず全き理無からん。願はくは更に審かに計り、賊の穀中に墮つる無かれ」と。

白曜乃ち止む。文秀、果して魏に降らず。尉元・上表して稱すらく、「彭城は賊の要藩なり、重兵積粟有らざる時は、則ち固く守る可からず。若し資儲既に廣くば、劉彧の師徒悉く起ると雖も、敢て淮北の地を窺はじ」と。又言はく、「若し賊、彭城に向はば、必ず清泗に由りて宿豫を過ぎ、下邳を歴ん。青州に趨くにも、亦下邳・沂水に由りて東安を経ん。此の數者は、皆、賊が師を用ふる要たり。今、若し先づ下邳を定め、宿豫を平げ、淮陽に鎮し、東安に戍するときは、則ち青冀の諸鎮、攻めずして克つ可からん。若し四城、服せずんば、青冀、抜くと雖も、百姓狼顧し、猶ほ僥倖の心を懷かん。臣愚以爲ふに、宜しく青冀の師を釋き、先づ東南の地を定め、劉彧の北顧の意を斷ち、愚民の南望の心を絶つべし。夏水、盛なりと雖も、津途の由る可き無く、冬路、通すと雖も、高城の固む

【四四】 穀中に墮つ。穀は弓を引きしぼること。又は矢なつがひて弓を張り物に射中てんと規ふこと。穀中に墮つとは、その矢に中てらるること。たくらみたる計中に陥るの意。

【四六】 東安。縣、今の山東省濟寧道沂水縣にあり。

可き無からん。此の如きときは、則ち淮北自ら擧がり、暫く勞して永く逸せん。兵は神速を貴ぶ。久しきときは則ち變を生ず。若し天雨既に降らば、彼或は水通に因り、糧を運び衆を益し、進取を爲すを規らん。恐らくは近淮の民、翻然として圖を改め、青冀の二州、猝に未だ抜く可からざらん」と。

五月壬戌、太子の詹事袁粲を以て、尙書右僕射と爲す。

沈攸之、自ら運米を送りて下邳に至る。魏人、清泗間の人を遣はし、攸之を詐りて云はしむ、「薛安都、降らんと欲し、軍の迎接するを求む」と。軍副吳喜、千人を遣はして之に赴かしめんと請ふ。攸之、許さず。既にして來る者益多し。

【四七】 沈攸之云云。淮陰より下邳に至る。

【四八】 攸之が其の情を知るを以てなり。

喜固く請うて已ます。攸之乃ち來る者を集め、之に告げて曰はく、「君諸人、既に誠心有り、若し能く薛徐州の子弟と俱に來る者は、皆即ち君に假すに本郷縣を以てすること、唯だ意の欲する所のままにせん。如し其れ爾らずんば、空しく往還を勞するを爲す無かれ」と。是より、一たび去りて返らず。攸之、軍主彭城の陳顯達をして千人を將

ゐて助けて下邳に戍せしめて還る。薛安都の子伯・令、梁雍の間に亡命し、黨數千人を聚め、郡縣を攻陥す。秋七月、雍州の刺史巴陵王休若、南陽の太守張敬兒等を遣はし、擊ちて之を斬る。

上、復た中領軍沈攸之等を遣はし、彭城を擊たしむ。攸之以爲へらく、清泗方に涸れ、糧運繼がすと。固く執りて以て不可と爲す。使者七返す。上怒り、強ひて之を遣る。八月壬寅、攸之を以て

南兗州の刺史を行ひ、兵を將ゐて北に出でしめ、〔五〇〕行徐州事蕭道成をして千人を將ゐて淮陰に鎮せしむ。道成、豪俊を收養し、賓客始めて盛なり。〔五一〕魏の・彭城に入るや、垣崇祖、部曲を將ゐ、〔五二〕胸山に奔りて之に據り、使を遣はして來り降る。蕭道成、以て胸山の戍主と爲す。胸山は、海に瀕して孤絶し、人情未だ安んぜず。崇祖、舟を水側に浮べ、急有るときは則ち逃れて海に入らんと欲す。魏の東徐州の刺史成固公、〔五三〕國城に戍す。崇祖の部將、罪有り、亡げて魏に降る。成固公、步騎二萬を遣はし、胸山を襲ふ。城を去ること二十里。崇祖方に出でて客を送る。城中の人驚き懼れ、皆、船に下り、去らんと欲す。崇祖還り、腹心に謂つて曰はく、「虜、宿謀有るに非ず。叛者の言を承けて來るのみ。誑き易きなり。今、百餘人の還るを得ば、事必ず濟らん。但だ人情一たび駭かば、斂集す可からず。卿等、亟かに此を去ること一里の外にして、大呼して來り、〔五四〕艾塘の義人、已に虜を破るを得たり。須く戍軍速かに往き、相助けて之を逐ふべし」と云ふ可し」と。舟中の人果して喜び、争うて岸に上る。崇祖引き入れて城に據り、羸弱を遣はして嶋に入り、人ごとに兩炬火を持ち、山に登りて鼓譟せしむ。魏の〔五五〕參騎以爲へ

【五〇】 去年、徐州を鍾離に橋立す。今、蕭道成をして淮陰に屯せしめ、沈攸之の後繼と爲す。
 【五一】 魏、彭城に入る事、前卷前年に見ゆ。
 【五二】 胸山、胸縣即ち江蘇省徐海道東海縣にある山。
 【五三】 國城、魏收地形志によれば、魏、南青州を國城に置く。國城は今の山東省濟寧道沂水縣の界に在り。錢大昕は、國城は國城の誤なりと曰ふ。
 【五四】 艾塘、今の江蘇省徐海道贛榆縣にあり。宋人、淮北に兵を起し魏を拒ぐ者を、義人と謂ふ。
 【五五】 參騎、斥候の騎兵。

らく、軍備甚だ盛なりと。乃ち退く。上、崇祖を以て北琅邪・蘭陵二郡の太守と爲す。垣崇祖、亦、彭城より胸山に奔り、〔五六〕使を奉じて、效あらざりしを以て、罪を畏れ、敢て出でず、往きて蕭道成に淮陰に依る。榮祖、少きとき騎射を學ぶ。或るひと之に謂つて曰はく、〔五七〕「武事は畏る可し。何ぞ書を學ばざる」と。榮祖曰はく、「昔、曹公父子、馬に上りて槊を横たへ、馬を下りて談詠せり。此れ天下に於て、飲食に負かざる可し。君が輩は自ら全くするの伎無し、何ぞ〔五八〕犬羊に異ならんや」と。劉善明の從弟僧副、部曲二千人を將ゐ、魏を避けて海嶋に居る。道成、亦召して之を撫す。
 魏、天宮寺に於て大像を作る。高さ四十三尺、銅十萬斤・黄金六百斤を用ふ。
 魏の尉元、孔伯恭を遣はし、步騎一萬を帥ゐ、沈攸之を拒がしめ、又、攸之が前に敗れて喪ひし所の士卒の〔五九〕塚墮膝行する者を以て、悉く攸之に還し、以て其の氣を沮む。上尋ぎて、攸之等を遣はししを悔い、復た召して、還らしむ。攸之、焦墟に至る。下邳を去ること五十餘里。陳顯達、兵を引ききて攸之を迎へ、〔六〇〕睢清口に至る。伯恭擊ちて之を破る。攸之、兵を引ききて退く。伯恭追うて之を撃つ。攸之大に敗れ、龍驤

【五六】 使を奉じて薛安都を説く事、前卷前年に見ゆ。
 【五七】 矢石、前に交はり、生死、須臾に在るを謂ふ。
 【五八】 曹公父子、魏王操及び文帝兄弟を謂ふ。
 【五九】 犬羊云云。其の防身の術無きを謂ふ。
 【六〇】 塚墮。塚は寒瘡なり、しもやけにて手足の指の墮ちたるもの。
 【六一】 睢清口。清水、泗水に合し、東南流して淮水に入る所なり。今の江蘇省徐海道邳縣にあり。

將軍姜彥之等戰沒す。攸之、創重く、入りて顯達の營に保す。丁酉夜、衆潰ゆ。攸之、輕騎にて南に走る。軍資器械を委棄すること、萬を以て計ふ。還りて淮陰に屯す。尉元、書を以て徐州の刺史王玄載を諭す。玄載、下邳を棄てて走る。魏、隴西の辛紹先を以て、下邳の太守と爲す。紹先、苛察を尙ばず、務めて大綱を擧げ、民に教へて生を治め寇を禦がしむるのみ。是に由りて、下邳、之に安んず。孔伯恭進みて宿豫を攻む。宿豫の成將魯僧遵、亦、城を棄てて走る。魏の將孔大恒等、千騎を將り、南して淮陽を攻む。淮陽の太守崔武仲、城を焚きて走る。慕容白曜進みて瑕丘に屯す。崔道固が未だ降らざるや、綏邊將軍房法壽、王玄邈の司馬と爲り、屢、道固の軍を破る。歷城の人、之を畏る。道固が降るに及び、皆兵を罷む。道固、法壽を畏れ、百姓を扇動し、迫りて法壽を遣り、建康に還らしむ。會、從弟崇吉、升城より來り、母妻が魏の獲る所と爲れるを以て、法壽に謀る。法壽雅より南行を欲せず、道固が之に迫りしを怨む。時に道固、兼治中房靈寶を遣はし、清河廣川二郡事を督し、磐陽に成せしむ。法壽乃ち崇吉と謀り、磐陽を襲うて之に據り、慕容白曜に降り、以て崇吉の母妻を贖ふ。道固、兵を遣はして之を攻む。白曜、瑕丘より、將軍長孫觀を遣はし、磐陽を救はしむ。道固の兵退く。白曜、冠軍將軍韓麒麟を表し、法壽と對して

【六二】 沈攸之、王玄載を留めて下邳に成せしむ。因つて徐州の刺史を領す。

【六三】 宿豫。縣の名、故城は今の江蘇省徐海道宿遷縣の東南に在り。

【六四】 崔道固、歷城に鎮し、其の軍は皆歷城の人なり。

【六五】 磐陽。即ち燕陽なり。

【六六】 冀州。此冀州は宋の置く所の冀州。以て法壽に命ず。郡守とは、即ち冀州の領する所の廣州・平原・清河・樂陵・魏

冀州の刺史と爲し、法壽の從弟靈民・思順・靈悅・伯憐・伯玉・叔玉・思安・幼安等八人を以て皆郡守と爲す。白曜、瑕丘より兵を引き、崔道固を歷城に攻め、平東將軍長孫陵等を遣はし、沈文秀を東陽に攻む。道固、拒守して降らず。白曜、長圍を築きて之を守る。陵等、東陽に至る。文秀、降らんと請ふ。陵等、其の西郭に入り、士卒を縱ちて暴掠せしむ。文秀、悔い怒り、城を閉ちて拒守し、陵等を撃ちて之を破る。陵等、退きて清西に屯し、屢、進みて城を攻む。克たす。

郡・河間・頓丘・高陽・勃海に守たり。皆、僑郡なり。

【六七】 李惠。蓋し李貴人の兄弟なり。貴人は魏主の母。死を賜はる事、一百二十八卷宋の孝建三年に見ゆ。夫人は惠の女にして、宏の母なり。宏は魏の孝文帝なり。

【六八】 徐爰の事、一百二十六卷文帝元嘉二十八年に始まる。

【六九】 昶が魏に奔る事、一百三十卷元年に見ゆ。

癸卯、大赦す。

戊申、魏主の李夫人、子宏を生む。夫人は惠の女なり。馮太后、自ら宏を撫養す。之を傾くして政を魏主に還す。魏主、始めて國事を親らし、治を爲すに勤め、賞罰嚴明に、清節を抜き、貪汙を黜く。是に於て魏の牧守、始めて、廉潔を以て著聞する者有り。

太中大夫 徐爰、太祖の時より事を用ひ、素より上に禮せず。上、之を銜む。詔して、其の姦佞の罪を數め、交州に徙す。

冬十月辛巳、詔して、義陽王昶を徙して晉熙王と爲す。員外郎李豐をして金千兩を以て昶を魏に贖はしむ。魏人許さず。昶をして上に書を與へて兄弟の儀を爲さしむ。上、其の臣と稱せざるを責

め、答へず。魏主復た昶をして上に書を與へしむ。昶辭して曰はく、(七〇)「臣は本實に或の兄なり。未だ經て臣と爲らず。若し前書を改めば、事、(七一)二敬と爲す。苟くも或は改めずんば、彼の納れざる所なり。臣敢て詔を奉せず」と。乃ち止む。魏人、昶を愛重す。凡そ三たび公主に尙す。

十一月、乙卯、徐州を分ちて、(七二)東徐州を置き、輔國將軍張譙を以て刺史と爲す。十二月庚辰、(七三)幽州の刺史劉休賓を以て兗州の刺史と爲す。休賓の妻は、崔邪利の女なり。子文暉を生む。(七四)邪利と皆魏に没す。慕容白曜、其の妻子を將ゐて、梁鄒城の下に至り、之に示す。休賓、密に主簿尹文達を遣はし、歷城に至り、白曜に見え、且つ其の妻子を見しむ。休賓、降らんと欲す。而るに兄の子聞慰可かず。白曜、人をして城下に至りて呼びて曰はしむ、「劉休賓、數人を遣はして來り、僕射に見えて、降らんと約せり。何が故に期を違へて、至らざる」と。是に由りて城中皆之を知り、共に休賓を禁制し、降るを得ざらしむ。魏の兵、之を圍む。

魏の西河公石、(七五)復た汝陰を攻む。汝陰、備有り。功無くして還る。常珍奇、魏に降ると雖も、實は貳心を懷く。劉勳復た書を以て之を招く。會、西河公石、汝陰を攻む。珍奇、虚に乗じて懸瓠を燒劫

し、上蔡・安成・平輿三縣の民を驅掠し、(七六)灌水に屯す。

四年、春正月己未、上、南郊に祀り、大赦す。

魏の(一)汝陽の司馬趙懷仁、衆を帥ゐて、武津に寇す。豫州の刺史劉勳、龍驤將軍申元徳を遣はし、撃ちて之を破る。又、魏の于都公闕于拔を汝陽臺の東に斬り、運車千三百乘を獲たり。魏復た義陽に寇す。勳、(四)司徒參軍孫臺璠をして、撃ちて之を破らしむ。淮西の民賈元友、上書して、魏を伐ち、陳蔡を取るの策を陳ぶ。上、其の書を以て劉勳に示す。勳、上言す、「元友、稱すらく、「虜主幼弱、内外多難、天の亡ぼすこと期有り」と。臣以爲へらく、虜、去冬より、王土を踏藉し、數郡に(五)盤據し、百姓殘亡す。今春以來、連城圍逼せられ、國家未だ境を復する能はず。何ぞ虜を滅ぼすに暇あらん。元友が陳ぶる所は、率ね夸誕狂謀多く、皆、事實無し。之を言ふことは甚だ易く、之を行ふことは甚だ難し。臣竊に元嘉以來を尋ぬるに、儉荒遠人、多く國議に干り、負擔して闕に歸し、皆、虜を討つを勸め、從來信納し、皆後悔を貽せり。境上の人、唯だ強弱を視、王師彼に至れば、必ず壺漿して塗に候ひ、裁に軍を退くる

【七〇】 臣云。昶は文帝の第九子、帝は文帝の第十一子なり。
【七一】 二敬。既に臣を魏に稱し、復た臣を宋に稱す。是れ二敬と爲す。
【七二】 張譙、時に圍城を守る。就きて東徐州を置き、刺史を以てこれに命す。
【七三】 時に兗州の境、已に魏に没す。劉休賓、梁鄒を守る。就きて刺史を以てこれに命す。
【七四】 崔邪利が魏に没すること一百二十五卷文帝元嘉二十七年に見ゆ。
【七五】 今年春、石、汝陰を攻め、克たす。

【七六】 灌水。今の河南省汝陽道固始縣の傍を流るる川。
【一】 汝陽の司馬。汝陽郡の司馬なり。
【二】 武津。縣の名、汝陽郡に屬す。今の河南省汝陽道上蔡縣に在り。
【三】 汝陽。郡、故城は今の河南省開封道商水縣の西北に在り。
【四】 臺璠は當に臺璠に作るべし。
【五】 陳蔡。宋の豫州淮西の地は春秋の陳蔡の地なり。
【六】 盤據。盤據。わだかまりよる。

を見れば、便ち抄截蜂起す。此れ前後見る所、明驗、一に非ざるなり」と。上乃ち止む。魏の尉元、使を遣はし、東徐州の刺史張譙に説かしむ。譙、圍城を以て魏に降る。魏、中書侍郎高閭を以て、譙と對して東徐州の刺史と爲し、李璨を畢衆敬と對して、東兗州の刺史と爲す。元、又兗州の刺史王整、蘭陵の太守桓忻に説く、整、忻皆魏に降る。魏、元を以て開府儀同三司、(一〇)都督徐南北兗三州諸軍事・徐州の刺史と爲し、彭城に鎮せしむ。薛安都・畢衆敬を召して入朝せしむ。平城に至る。魏、上客を以て之を待つ。羣從皆侯に封じ、第宅を賜はり、資給甚だ厚し。慕容白曜、歷城を圍みて年を経、二月庚寅、其の東郭を抜く。癸巳、崔道固・面縛して出で降る。白曜、道固の子景業を遣はし、劉文暉と同じく梁郗に至る。劉休賓も亦出で降る。白曜、道固・休賓及び其の僚屬を平城に送る。辛丑、前の龍驤將軍常珍奇を以て、都督司北豫二州諸軍事・司州の刺史と爲す。魏の西河公石、之を攻む。(一一)珍奇、單騎にて壽陽に奔る。

【七】圍城は今の山東省濟寧道沂水縣に在り。魏、後に東徐州を徙して下邳に治す。
 【八】東兗州。宋の兗州は瑕丘に治す。畢衆敬、瑕丘を以て魏に降る。魏、以て東兗州と爲す。蓋し先に已に兗州有るなり。瑕丘の故城は今の山東省濟寧道滋陽縣の西に在り。
 【九】兗州。宋、淮北を失ひ、兗州を僑立し、淮陰に寄治す。時に蕭道成、淮陰に鎮す。王

整蓋し徐州の境に屯し、兗州の刺史を領するなり。此の時、宋魏、兵を交へ、強吏の能く自ら守る者は、即ち州の刺史を以てこれに命じ、常處無きなり。
 【一〇】南北兗。兗州は瑕丘に治す。王整新に降れるを以て、故に南北兗を分つ。
 【一一】常珍奇、灌水より壽陽に奔る。

乙巳、車騎大將軍曲江の莊公王玄謨・卒す。三月、魏の慕容白曜、(一二)進みて東陽を圍む。上、崔道固の兄の子僧祐を以て輔國將軍と爲し、兵數千を將ゐて、海道より歷城を救はしむ。不其に至り、歷城已に沒せりと聞き、遂に魏に降る。交州の刺史劉牧・卒す。州人李長仁、牧の北來の部曲を殺し、州に據りて反し、自ら刺史と稱す。廣州の刺史羊希、(一三)晉康の太守沛郡の劉思道をして、(一四)俚を伐たしむ。思道、節度に違ひて利を失ふ。希、攸之を遣はす。思道、領する所を帥るて州を攻む。希、兵敗れて死す。龍驤將軍陳伯紹、兵を將ゐて俚を伐ち、還りて思道を撃ち、擒にして之を斬る。希は、(一五)玄保の兄の子なり。夏四月己卯、復た郡縣の田租の半を減す。東海王禕を徙して廬江王と爲し、山陽王休祐を晉平王と爲す。上、(一六)廢帝が禕を謂つて驢王と爲せるを以て、故に廬江を以て之を封す。劉劭、魏の兵を許昌に敗る。魏、南郡公李惠を以て征南大將軍・儀同三司・都督關右諸軍事・雍州の刺史と爲し、爵を進めて王と

【一】白曜既に歷城を得、始めて進みて東陽を圍む、酈範の計を用ふるなり。
 【二】晉康。今の廣東省粵海道高要縣。
 【三】俚。南方の蠻民の一種。南方の蠻民は、其の種類、一に非ず、華人と錯居す。其の流、蠻・獠・俚・獠・苞と曰ふ。君長無く、山洞に生活せり。
 【四】羊玄保は一百二十三卷文帝元嘉十七年に見ゆ。
 【五】廢帝云云。一百三十卷元年に見ゆ。明帝、戲を以て王を封す、亦、君徳を缺くと謂ふ可し。

爲す。

五月乙卯、魏主、(一七)崞山に敗し、遂に(一八)繁時に如く。辛酉、宮に還る。

六月、魏、昌黎王馮熙を以て太傅と爲す。熙は太后の兄なり。

秋七月庚申、驍騎將軍蕭道成を以て(一九)南兗州の刺史と爲す。

八月戊子、南康の相劉勃を以て交州の刺史と爲す。

上、沈文秀の弟、征北中兵參軍文靜を以て、輔國將軍と爲し、高密等(二〇)五郡の軍事を統べ、海道より東陽を救はしむ。不其城に至り、魏の斷つ所

と爲る。因つて城に保して自ら固む。魏人、之を攻め、克たず。辛卯、青

州を分ちて東青州を置き、文靜を以て刺史と爲す。

九月辛亥、魏、皇叔楨を立てて南安王と爲し、長壽を城陽王と爲し、

太洛を章武王と爲し、休を安定王と爲す。

冬十月癸酉朔、日、之を食する有り。諸州の兵を發して北伐す。

十一月、李長仁、使を遣はして降らんと請ひ、自行州事に貶す。之を許す。

十二月、魏人、不其城を拔き、沈文靜を殺し、東陽の西郭に入る。

義嘉の亂に、巫師請うて(二一)修寧陵を發き、玄宮に戮して(二二)厭勝を爲す。是の歲改めて昭太后を葬る。

〔一七〕崞山。縣の名、今の山西省雁門道渾源縣の西北に在り。

〔一八〕繁時。縣の名、今の山西省雁門道繁時縣。

〔一九〕沈攸之に代らしむるなり。南兗州は廣陵に治す。

〔二〇〕五郡。蓋し高密・平昌・長廣・東海・東莞なり。

〔二一〕修寧陵。昭太后の陵なり。

〔二二〕厭勝。其の人を厭伏し、咒詛して勝を求むる也。

(三三)是より先、中書侍郎舍人は、皆、名流を以て之と爲す。太祖、始めて(三四)寒士秋當を用ふ。世祖、猶ほ士庶を雜選し、(三五)巢尚之、戴法興、皆事を用ふ。上位に即くに及びて、盡く左右の(三六)細人を用ふ。游擊將軍阮佃夫、中書通事舍人王道隆、員外散騎侍郎楊運長等、竝に政

事に參預し、權、人主に亞ぐ。巢・戴の及ばざる所なり。佃夫、尤も恣橫、

人、(三七)順迓有れば、禍福立ちどころに至る。大に貨賂を納れ、餉る所、二

百匹の絹よりも減するときは、則ち報書せず。園宅飲饌、諸王に過ぎ、妓

樂服飾、宮掖も如かざるなり。朝士貴賤、自ら結ばざるもの莫く、僕隸皆

不次にして官に除せられ、(三八)捉車人、虎賁中郎將に至り、(三九)馬士、(四〇)員

外郎に至る。

(四一)五年、春正月癸亥、上、藉田を耕す。大赦す。

沈文秀、東陽を守る。魏人、(四二)之を圍むこと三年。外に救援無く、士卒

晝夜拒戰し、甲冑、蟻蝨を生ずれども、離叛の志無し。乙丑、魏人、東

陽を拔く。文秀、戎服を解き、衣冠を正し、持つ所の節を取り、齋内に坐

す。魏の兵交、至り、『沈文秀は何に在るか』と問ふ。文秀、聲を厲まして曰はく、『身是れなり』と。

宋太宗明皇帝泰始五年

魏人、之^{これ}を執^{とら}へ、其^{その}の衣^{ころも}を去^さり、慕容白曜^{はくわう}に縛^{はく}送^{そう}し、之^{これ}をして拜^{はい}せしむ。文秀^{ぶんしゅう}曰^いはく、『各^{おの}の兩國^{のりやうこく}の大臣^{だいじん}なり。何^{なん}の拜^{はい}することか之^{これ}れ有^あらん』と。白曜^{はくわう}、其^{その}の衣^{ころも}を還^{かへ}し、之^{これ}が爲^{ため}めに饌^{せん}を設^まけ、平城^{へいじやう}に鎖^さ送^{そう}す。魏主^{ずいしゅ}、其^{その}の罪^{つみ}を數^{かず}へ、而^{しか}も之^{これ}を宥^{ゆる}し、待^{まち}ちて下客^{かかく}と爲^なし、惡衣^{あくい}疏食^{そし}を給^{たま}ふ。既^{すで}にして其^{その}の屈^{くつ}せざるを重^{おも}んじ、稍^{やや}之^{これ}を嘉禮^{からい}し、外都^{げいと}下大夫^{かたふ}に拜^{はい}す。是^{こゝ}に於^おいて青冀^{せいぎ}の地^ち、盡^{ことごと}く魏^{ずい}に入^いる。

戊辰^{ぼうしん}、魏^{ずい}の平昌^{へいしやう}の宣王^{せんわう}和其奴^{わきぶ}・卒^{しゆつ}す。

二月^{にがつ}己卯^{きぼう}、魏^{ずい}、慕容白曜^{はくわう}を以^{もつ}て、都督^{ととく}青齊^{せいせい}東徐^{とうじよ}三州^{ししゅう}諸軍^{しよぐん}事^じ・征南^{せいなん}大將^{たいしやう}

軍^{ぐん}・開府^{かいふ}儀同^{ぎどう}三司^{しし}・青州^{せいしゅう}の刺史^{しし}と爲^なし、爵^{しやく}を濟南^{せいなん}王^{わう}に進^{すす}む。白曜^{はくわう}、撫御^{ぶぎよ}する

こと方^{ほう}有^あり、東人^{とうじん}、之^{これ}に安^{やす}んず。魏^{ずい}、天安^{てんあん}より以^いらゐ、比歲^{ひさい}早饑^{さうき}し、重^{かさ}ぬ

るに、青^{せい}・徐^{じよ}、兵^{へい}を用^{もち}ふるを以^{もつ}てし、山東^{さんとう}の民^{たみ}、賦役^{ふえき}に疲^{つか}る。顯祖^{けんそ}・命^{めい}じて

民^{たみ}の貧富^{ひんぷ}に因^よりて三等^{さんとう}と爲^なし、租^そを輸^ゆするの法^{はふ}、等^{とう}ごとに三品^{さんぴん}と爲^なし、上^{じやう}

の三品^{さんぴん}は平城^{へいじやう}に輸^ゆし、中^{ちゆう}は它州^{たしゅう}に輸^ゆし、下^かは本州^{ほんしゅう}に輸^ゆせしむ。又^{また}、魏^{ずい}の舊制^{きゆうせい}、

有^ありき。是^{こゝ}に至^{いた}りて悉^{ことごと}く之^{これ}を罷^やむ。是^{こゝ}に由^よりて民^{たみ}稍^{やや}贍給^{せんきふ}す。

河東^{かとう}の柳欣慰^{りゆうきんゐ}等^{らう}、反^{はん}を謀^{はか}り、太尉^{たいゐ}廬江^{いかう}王^{わう}禕^ゐを立てんと欲^{ほつ}す。禕^ゐ自ら以^{おも}へらく、帝^{てい}に於^おいて兄^{あに}たり、而^{しか}

るに帝^{てい}及び諸兄弟^{しよけいてい}皆^{みな}之^{これ}を輕^{かろ}んずと。遂^{つひ}に欣慰^{きんゐ}等^{らう}と謀^{はかり}を通^{つう}じ、相酬^{あひしう}和^わす。征北^{せいほく}諮議^{しぎ}參軍^{さんぐん}杜幼文^{とぎうぶん}、之^{これ}を

告^つぐ。丙申^{へいしん}、詔^{しりのり}して、禕^ゐを降^{くだ}して車騎^{しよき}將軍^{ぐん}・開府^{かいふ}儀同^{ぎどう}三司^{しし}・南豫^{なんよ}州^{しゅう}の刺史^{しし}と爲^なし、出^いでて宣城^{せんじやう}に鎮^{ちん}せしむ。帝^{てい}、腹心^{はくしん}楊運長^{やうんちやう}を遣^{つか}はし、兵^{へい}を領^{りやう}して防衛^{ぼうゑい}せしむ。欣慰^{きんゐ}等^{らう}竝^{ならび}に誅^{ちゆう}に伏^{ふく}す。

三月^{がつ}、魏人^{ずいじん}、汝陰^{じよいん}に寇^あす。太守^{たいしゆ}楊文長^{やうぶんちやう}、擊^うちて之^{これ}を却^{しりぞ}く。

夏^{なつ}四月^{がつ}丙申^{へいしん}、魏^{ずい}・大赦^{たいしや}す。

五月^{がつ}、魏^{ずい}、青^{せい}・齊^{せい}の民^{たみ}を平城^{へいじやう}に徙^{うつ}し、升城^{しやうじやう}・歷城^{れきじやう}の民^{たみ}望^{ぼう}桑乾^{そうかん}に置^おき、

平齊^{へいせい}郡^{ぐん}を立てて以^{もつ}て之^{これ}に居^をらしめ、自餘^{じよ}は悉^{ことごと}く奴婢^{ぬひ}と爲^なし、百官^{ひやくわん}に分^{ぶん}

賜^{たま}す。魏^{ずい}の沙門^{しゃもん}統曇^{とうどん}・奏^{そう}すらく、『平齊^{へいせい}の戸^こ及び諸民^{しよたみん}、能^よく歲^とに穀^{こく}六十

斛^{こく}を輸^ゆし僧曹^{そうさう}に入^いる者^{もの}有^あらば、即^{すなは}ち僧祇^{そうぎ}戸^こと爲^なし、粟^{ぞく}は僧祇^{そうぎ}粟^{ぞく}と爲^なし、

凶歲^{きゆうさい}に遇^あふときは、飢民^{きみん}を賑給^{しんきふ}せん』と又^{また}、民^{たみ}の重罪^{ぢゆうざい}を犯^かしたるもの及び

官奴^{くわんぬ}をば、以^{もつ}て佛圖^{ぶつと}戸^こと爲^なし、以^{もつ}て諸寺^{しよじ}の洒掃^{さいさう}に供^{きやう}せんと請^こふ。魏主^{ずいしゅ}、竝^{ならび}

に之^{これ}を許^{ゆる}す。是^{こゝ}に於^おいて僧祇^{そうぎ}戸^こ粟^{ぞく}及び寺戶^{じこ}、州鎮^{しゅうちん}に徧^{あま}し。

六月^{がつ}、魏^{ずい}、皇子^{くわうし}宏^{かう}を立てて太子^{たいし}と爲^なす。

癸酉^{きいう}、左衛將軍^{さゑしやうぐん}沈攸^{しんかう}之^{これ}を以^{もつ}て郢州^{えいしゅう}の刺史^{しし}と爲^なす。

上^{じやう}、又^{また}、有司^{いうし}をして『廬江^{いかう}王^{わう}禕^ゐ、忿懟^{ふんづみ}して怨言^{ふんげん}有^あり。請^こふ窮治^{きゆうぢ}せん』と奏^{そう}せしむ。許^{ゆる}さず。丁丑^{ていしゆう}、

禕^ゐの官爵^{くわんしやく}を免^{めん}じ、大鴻臚^{たいかうら}を遣^{つか}はし、節^{せつ}を持^ぢし詔^{みことり}を奉^{ほう}じて禕^ゐを責^せめしめ、因^よつて逼^{せま}りて、自殺^{じさつ}せし

【一】 疏食。粗飯なり。
【二】 外都下大夫。外都大官の屬僚なり、拓跋氏の置く所。
【三】 宋、冀州を歷城に置く。
【四】 魏既にこれを得、改めて齊州と爲し、東魏・東平原・東清河・廣川・濟南・東大原の六郡を統ぶ。東徐州は東安・東莞の二郡を統ぶ。
【五】 泰始二年、魏、天安と改元す。

【六】 平齊郡。平城の西北北新
城に置く。今の山西省雁門道
大同縣の地。
【七】 沙門統。後世の僧錄の如
し。
【八】 州鎮。魏、北方より、諸夏
を并有し、又、魏晉の制に依
り、諸州に刺史を置き、其の西
北の邊境、夷夏雜居の地には、
鎮將を置きて以て之を鎮す。

子輔國將軍充明、新安に廢徙せらる。

冬十月丁卯朔、日、之を食する有り。

魏の頓丘王李峻・卒す。

十一月丁未、魏、復た使を遣はし、來りて和親を修む。是より、信使歳ごとに通す。

閏月戊子、(一〇)輔師將軍孟陽を以て、兗州の刺史と爲し、(二)始めて淮陰に治す。

十二月戊戌、司徒建安王休仁、揚州(ノ刺史)を解く。休仁、年、上と鄰亞し、素より相友愛す。(三)景和の世、上、其の力に頼りて以て禍を脱す。

泰始の初に及び、四方、兵起るや、休仁親ら矢石に當り、克く大功を成し、任、百揆を總べ(三)親寄甚だ隆し。是に由りて朝野輻湊す。上漸く悦ばず。休仁、其の旨を悟る、故に表して揚州を解く。己未、桂陽王休範を以て揚州の刺史と爲す。

荆州の巴東・建平と、益州の巴西・梓潼郡とを分ちて、三巴校尉を置き、白帝に治す。是より先、三峽の蠻獠、歳ごとに抄暴を爲す。故に(四)府を立てて以て之を鎮す。上、司徒の參軍東莞の孫謙を以

て巴東・建平二郡の太守と爲す。謙將に官に之かんとす。敕して千人を募りて自ら隨へしむ。謙曰はく、『蠻夷、賓せざるは、蓋し之を待つこと節を失へばなるのみ。何ぞ兵役を煩はし、以て國の費を爲さんや』と。固辭して受けず。郡に至り、恩信を開布す。蠻獠・翁然として之に懷き、競うて金寶を餉る。謙、皆、慰諭して受けず。

臨海の賊帥田流、自ら東海王と稱し、海鹽を剽掠し、(五)鄞の令を殺す。東土大に震ふ。

六年、春正月乙亥、初めて制し、二年を間て一たび南郊に祭り、一年を間て一たび明堂に祭る。

二月壬寅、司徒休仁を以て太尉と爲し、司徒を領せしむ。(二)固辭す。

癸丑、江智淵の孫女を納れて太子の妃と爲す。甲寅、大赦す。百官をして皆物を獻せしむ。始興の太守孫泰伯、止だ琴書を獻す。上、大に怒り、藥を封じて死を賜ふ。既にして之を原す。

魏、東郡王陸定國を以て司空と爲す。定國は(三)麗の子なり。

魏主、征西大將軍上黨王長孫觀を遣はし、吐谷渾を撃たしむ。

夏四月辛丑、魏・大赦す。

宋太宗明皇帝泰始六年

【九】元嘉の末より、南北復た好を通ぜず。帝、位に即くの三年四年、再び聘使を遣はす。是の歳、魏の使來り、復た好を通す。

【一〇】輔師將軍云云。是の歳、輔國將軍を改めて輔師將軍と爲す。

【一一】兗州はもと瑕丘に治せしが、既に魏に入り、始めて淮陰に治す。

【一二】景和云云。前卷元年に見ゆ。

【一三】親寄。親愛寄託。

【一四】府。三巴校尉府なり。

【一五】鄞。縣、今の浙江省會稽道鄞縣。

【一六】辭するは上が悦ばざるを以てなり。然れども終に禍を免るる能はず。

【一七】宗愛の亂に、陸麗、嫡を立つるの功有り、乙渾の亂に麗、これに死す。

戊申、魏の長孫觀、吐谷渾王拾寅と、曼頭山に戦ふ。拾寅・敗走す。別駕康盤龍を遣はして入貢せしむ。魏主、之を囚ふ。

癸亥、皇子燮を立てて晉熙王と爲し、晉熙王昶の後を奉せしむ。

五月、魏、皇弟長樂を立てて建昌王と爲す。

六月癸卯、江州の刺史王景文を以て尙書左僕射・揚州の刺史と爲し、尙書僕射袁粲を以て右僕射と爲す。上、宮中に大に宴し、婦人を裸にして之を觀る。王后、扇を以て面を障る。上怒りて曰はく、『外舍寒乞なり。』

今共に樂を爲す。何ぞ獨り・視ざる』と。后曰はく、『樂を爲すの事、

其の方自ら多し。豈に姉妹集まりて婦人を裸にして以て笑と爲す有らんや。外舍の樂は、雅より此に異なり』と。上大に怒り、后を遣りて

起たしむ。后の兄景文、之を聞きて曰はく、『后、家に在るとき劣弱なり

き。今段遂に能く剛正なること此の如し』と。

南兖州の刺史蕭道成、軍中に在ること久し。民間或は言ふ、『道成、

異相有り。當に天子と爲るべし』と。上、之を疑ひ、徵して黃門侍郎・越騎校尉と爲す。道成懼れ、

内遷を欲せず。而れども留まるを得るに計無し。冠軍參軍廣陵の荀伯玉、道成に勸め、數十騎

を遣はし、魏の境に入り、標榜を安置せしむ。魏果して遊騎數百を遣はし、境上を履行せしむ。道

成、以て聞す。上、道成をして本任に復せしむ。秋九月、道成に命じて遷りて淮陰に鎮せしむ。侍

中領軍劉劭を以て、都督南徐兖等五州諸軍事と爲し、廣陵に鎮せしむ。

戊寅、(一)總明觀を立て、祭酒一人・儒玄文史學士各十人を置く。

柔然の部眞可汗、魏を侵す。魏主、羣臣を引きて之を議す。尙書右僕射

南平公目辰曰はく、『若し車駕親征せば、京師危懼せん。持重固守するに

如かず。虜、懸軍深く入り、糧運繼ぐ無く、久しからずして自ら退かん。

將を遣はして追撃せば、之を破らんこと必せり』と。給事中張白澤曰はく、

『蠢爾たる荒患、輕しく王略を犯す。若し蠻輿親ら行かば、必ず塵

を望みて崩散せん。豈に坐して敵を縱す可けんや、萬乘の尊きを以て、城

に嬰りて自ら守るは、四夷を威服する所以に非ざるなり』と。魏主、之

に従ふ。白澤は(二)衰の孫なり。魏主、京兆王子推等をして、諸軍を督し

て西道に出でしめ、任城王雲等をして、諸軍を督して東道に出でしめ、汝

陰王大賜等をして、諸軍を督して前鋒と爲らしめ、隴西王源賀等をして、

諸軍を督して後繼と爲らしめ、鎮西將軍呂羅漢等をして、留臺の事を掌らしむ。諸將、魏主に(四)女

宋太宗明皇帝泰始六年

一五七

【三】曼頭山。青海の南にあり。

【四】晉熙王昶は、時に魏に在り。

【五】外舍。外戚なり。皇后の家を謂ふ。

【六】寒乞。猶ほ窮陋と言ふがことし。

【七】南齊書に據れば、文帝の元嘉十九年、道成を遣はして竟陵の糧を討たしむ。則ち軍中に在ること久しきなり。

【八】齊書に言ふ、道成、姿表奇異、龍顏鐘聲、龍文、體に通しと。

【九】道成、時に冠軍將軍を假り、伯玉を以て參軍と爲す。

【一〇】三年八月、蕭道成、行徐州事を以て淮陰に鎮す。沈攸之が北伐するを以て、後鎮を爲さしむるなり。攸之、北より還り、道成代りて南兖州の刺史と爲り、廣陵に鎮す。今復た遷りて淮陰に鎮せしむ。

【一一】文帝元嘉十一年、儒玄文史の四學士を立つ。今、總明觀祭酒を置き、以てこれを總べしむるなり。

【一二】王略。略は界なり、封界なり。王者の封境。

【一三】魏の道武の建國するや、張袞、功有り。

【一四】女水。今の綏遠特別區域綏遠道武川縣に在る川。

水の濱に會し、柔然と戰ふ。柔然大に敗る。勝に乗じて北ぐるを逐ひ、斬首五萬級、降る者萬餘人、戎馬器械を獲ること、勝げて計るべからず。旬有九日、往返六千餘里。女水を改めて武川と曰ふ。司徒東安王劉尼、昏醉して軍陳整はざるに坐し、官を免せらる。壬申、還りて平城に至る。是の時、魏の百官、祿を給せず、能く廉白を以て自ら立つ者少し。魏主詔りす、「吏、監臨する所の羊一口酒一斛を受くる者は、死せん。與ふる者は從坐を以て論せん。能く尙書已下の罪狀を糾告する者有らば、糾する所の官の輕重に隨つて之を授けん」と。張白澤諫めて曰はく、「昔、周の下士は、尙ほ、耕に代ふるの祿有りき。今、皇朝の貴臣は、勤に服すれども報無し。若し禮を受くる者をして身を刑し、之を糾する者をして職に代らしめば、臣恐らくは、姦人闚望し、忠臣、節を懈らんことを。此の如くにして、事簡に民安きを求むるは、亦難からずや。請ふ律令舊法に依り、仍て祿を班ちて以て廉吏に酬いよ」と。魏主乃ち之が爲めに新法を罷む。

冬十月辛卯、詔して、「世祖の繼體、憲に陥りて、遺る無きを以て、皇子智隨を以て世祖の子と爲し、立てて武陵王と爲す。

初め魏の 乙渾、政を専らにし、慕容白曜、頗る之に附く。魏主追うて以て憾と爲し、遂に「白

〔一五〕 耕に代ふるの祿。孟子萬章章句下篇に曰はく、周室、爵祿を班つに、下士は庶人の官に在る者と祿を同じくす。祿以て其の耕に代ふるに足るなりと。

〔一六〕 世祖云云。孝武の廟を世祖と號す。憲は法なり。憲に陥るとは法に觸るるをいふ。

〔一七〕 乙渾云云。前卷元年二年に見ゆ。

曜、反を謀る」と稱して之を誅し、其の弟如意に及ぶ。

初め魏の南部尙書李敷・儀曹尙書李訢、少きとき相親しみ善し。中書侍郎盧度世と與に、皆、才能を以て世祖・顯祖の寵任する所と爲り、機密に參豫し、詔命を出納す。其の後、訢出でて相州の刺史と爲り、貨賂を受納し、人の告ぐる所と爲る。敷、之を掩蔽す。顯祖、之を聞き、檻車もて訢を徵す。案驗して罪に服し、死に當す。是の時、敷の弟奕、幸を馮太后に得、帝の意已に之を疎んず。有司、中旨を以て訢に諷す、「敷兄弟の陰事を告げば、以て免るるを得可し」と。訢、其の壻裴攸に謂つて曰はく、「吾、敷と、族世は遠しと雖も、恩は同生に踰ゆ、今、事に在るもの、吾に勸めて此を爲さしめんとす。吾が情の忍びざる所なり。毎に簪を引きて自ら刺し、帶を解きて自ら絞れども、終に、死するを得ず。且つ吾安んぞ能く其の陰事を知らんや。將た之を若何せん」と。攸曰はく、「何爲れぞ人の爲めに死せんや。馮闡といふ者有り、先に敷の敗る所と爲り、其の家深く之を怨めり。今、其の弟に詢はば、敷の陰事、得可からん」と。訢、之に従ふ。又、趙郡の范邈、敷兄弟の事狀を條列すること、凡そ三十餘條。有司、以て聞す。帝大に怒り、敷兄弟を誅す。訢、死を減せらるるを得、鞭髡して役に配す。未だ幾くならずして、復た 太倉尙書と爲り、南部の事を攝す。敷は 順の子なり。

〔一八〕 事に在るもの。有司を謂ふなり。即ち官に在りて敷を案する事を主る者をいふ。

〔一九〕 太倉尙書。魏の中世、殿中尙書の掌る所の倉庫を分ちて太倉尙書を置き、倉粟の事を掌らしむ。

〔二〇〕 李順は才能を以て魏の太武に事へ、崔皓の告ぐる所と爲り、誅せらる。

魏の陽平王新成・卒す。

是の歳、龍驤將軍義興の周山圖に命じて、兵を將ゐて浹口に屯せしめ、田流を討ちて之を平ぐ。

柔然、于闐を攻む。于闐、使者素目伽を遣はし、表を奉じて魏に詣り、救を求めしむ。魏主、公卿

に命じて之を議せしむ。皆曰はく、『于闐は京師を去ること幾萬里。蠕

蠕は唯だ野掠に習ひ、城を攻むる能はず。若し其れ攻む可くも、尋ぎて已

に亡せん。師を遣はさんと欲すと雖も、勢、及ぶ所無からん』と。魏主、議を以て使者に示す。使者

も亦以て然りと爲す。乃ち之に詔して曰はく、『朕、應に急に諸軍に救し、以て汝が難を拯ふべし。

但だ汝を去ること 退阻なり。必ず當時の急を救ふ能はざらん。汝宜しく之を知るべし。朕、今、

甲を練り士を養ひ、一二歳の間に、當に躬ら猛將を帥る、汝が爲めに患を除くべし。汝其れ謹みて警

候を脩め、以て大舉を待て』と。

卷の第一百三十三

宋紀十五

太宗明皇帝下

(一) 泰始七年、春二月戊戌、交廣を分ちて越州を置き、臨漳に治す。

初め上、諸王たるとき、寛和にして令譽有り、獨り世祖の親しむ所と爲る。即位の初め、義嘉の

黨、多く全宥を蒙り、才に隨つて引用せらるること、舊臣の如き有り。晚

年に及びて、更に猜忌忍虐にして、鬼神を好み、忌諱多し。言語文書、禍

敗凶喪及び疑似の言の應に回避すべき者數百千品有り。犯す有れば必ず罪

戮を加ふ。駟の字を改めて駟と爲す。其の禍の字に似たるを以ての故なり。

左右、意に忤ひ、往往、劓斬せらるる者有り。時に淮泗、兵を用ひ、府藏

空しく竭き、内外の百官、竝に俸祿を斷つ。而るに奢費、度に過ぎ、毎に造る所の器用は、必ず正御・副

御・次副各三十枚を爲る。嬖倖、事を用ひ、貨賂公行す。上素より子無し。密に諸王姫の孕める有る

- 【一】 泰始七年、西紀四七一年。
- 【二】 臨漳。郡の名、今の廣東省欽廉道合浦縣の北に在り。
- 【三】 晋安王子勛、義嘉と改元せり。
- 【四】 劓斬。みぐり、きる。

者を取り、宮中に内れ、男を生めば則ち其の母を殺し、寵姫をして之を子とせしむ。是に至りて疾に寝ね、太子の幼弱なるを以て、深く諸弟を忌む。南徐州の刺史晉平の刺王、休祐、前に江陵に鎮し、貪虐、度無し。上、鎮に之かしめず、之を建康に留め、上佐を遣はして府州の事を行はしむ。休祐、性剛、前後、上に忤ふこと一に非ず。上、積みて平かなる能はず。且つ、將來、制し難からんことを慮り、方便して之を除かんと欲す。甲寅、休祐、上に巖山に従つて雉を射る。左右從ふ者、竝に仗後に在り。日、闇からんと欲す。上、左右壽寂之等數人を遣はし、休祐に逼らしめ、馬より墜さしむ。因つて共に毆ちて之を拉殺し、『驃騎、馬より落つ』と傳呼す。上陽に驚き、御醫を遣はし、絡驛として就きて視しむ。其の左右至る比はひ、休祐已に絶ゆ。車輪を去て、輿して第に還り、司空を追贈し、之を葬ること禮の如くす。建康の民間、訛言すらく、『荊州の刺史巴陵王休若、至貴の相有り』と。上、此の言を以て之に報ず。休若、憂懼す。戊午、休若を以て休祐に代らしめ、南徐州の刺史と爲す。休若の腹心の將佐、皆、休若に謂ふ、『朝に還らば必ず禍を免れじ』と。中兵參軍京兆の王敬先、休若に説きて曰はく、『今、主上、彌留し、政、省閣に成り、羣豎恟恟として、悉く宗支を去りて以て其の私に便せんと欲す。殿下、聲、海内に著はる。詔を受けて入朝せば、必ず往きて返らじ。荊州は帶甲十餘萬、地、方數千里、上は以て天子を匡し、姦臣を除く可く、下は以て境土を保ち、一身を全くす可し。劔を邸第に賜はり、臣妾をして飲泣して敢て葬らざらしむるに孰與ぞや』と。休若素より謹畏、僞りて之を許す。敬先出づ。人をして之を執へしめ、以て上に白して之を誅す。

- 【五】 休祐が江陵に鎮する事、一百三十一卷二年に見ゆ。
- 【六】 上佐。長史司馬を謂ふ。
- 【七】 方便云云。方略を施し、便利に乗じてこれを殺すなり。
- 【八】 巖山。建康城南に在り。
- 【九】 彌留。病日に重く、久しく體に留まり、危篤の狀にあるをいふ。

三月辛酉、魏の假員外散騎常侍邢祐、來聘す。魏主、殿中尙書胡莫寒をして、(一)西部勅勒を簡び、殿中の武士と爲さしむ。莫寒大に貨賂を納る。衆怒り、莫寒及び高平の(二)假鎮將奚陵を殺す。夏四月、諸部勅勒皆叛く。魏主、汝陰王天賜をして兵を將ゐて之を討たしめ、給事中羅雲を以て前鋒と爲す。勅勒詐り降り、雲を襲うて之を殺す。天賜僅に身を以て免る。晉平の刺王既に死し、建安王休仁、益、自ら安んぜず。上、嬖臣楊運長等と、身後の計を爲す。運長等、亦、上の晏駕の後、休仁、政を乗り、己が輩、權を専らにするを得ざらんことを慮り、彌、之を贊成す。上、疾嘗て暴に甚だし。内外、意を休仁に屬せざるもの莫し。主書以下、皆、東府に往き、休仁の親信する所を訪ひ、豫め自ら結納す。其の或は直に在りて、出づるを得ざる者、皆恐懼す。上聞きて愈、之を惡む。五月戊午、休仁を召して入りて見えしめ、既にして謂つて曰はく、『今夕、尙書の下省に停まりて宿せよ。明、早く來る可し』と。其の夜、人を遣はし藥を齎して死を賜ふ。休仁罵りて曰はく、『上が天下を得たるは、誰の

- 【一】 勅勒。蒙古に據れるトルコ種。勅勒は「Eter」の音譯なり。
- 【二】 假鎮將。假とは未だ眞と爲るを得ざるなり。

力ぞや。孝武、兄弟を誅鉏せしを以て、子孫滅絶せり。今復た爾を爲す。宋の祚其れ能く久しからんや」と。上、變有らんことを慮り、疾を力め輿に乗りて端門を出づ。休仁死するや、乃ち入りて詔を下して稱すらく、「休仁、禁兵を結ばんと規り、亂逆を爲さんと謀れり。朕、未だ法を明かにするに忍びず、詔を申ねて詰厲す。休仁、恩に慙ち罪を懼れ、遽に自ら引決せり。其の二子を宥し、降して始安縣王と爲し、其の子伯融に封を襲ぐを聽す可し」と。上、人情の悦ばざらんことを慮り、乃ち諸大臣及び方鎮に詔を與へて稱すらく、「休仁、休祐と、深く相親結し、休祐に語りて云はく、「汝但だ佞を作せ。此の法自ら身を安んずるに足る。我從來頗る此の力を得たり」と。休祐の隕ちしは、本、民の爲めに患を除かんと欲してなり。而るに休仁、此より日に、媿懼を生じ、吾、呼びて省に入らしむる毎に、便ち入りて、楊太妃に辭す。吾春中多く之と輿に雉を射るに、或は陰雨にして出でざれば、休仁輒ち左右に語りて云はく、「我、已に復た今日を得たり」と。休仁既に南討を經、宿衛の將帥と、習狎して事を共にするを經たり。吾、前者、積日、適を失ふ。休仁、殿省に出入し、和顔にして厚く相撫勞せざるは無し。其の意趣の如きは、人、能く測るもの莫し。事、已むを獲ず。反覆思惟するに、近日の處分有らざるを得ず。恐らく

【三】 孝武兄弟を誅鉏す。南平王鑠・竟陵王誕・海陵王休茂を殺せるを謂ふなり。子孫、泰始の世に滅絶せり。事竝に前に見ゆ。
 【二】 媿懼。心みだれ、おそるる也。
 【四】 楊太妃。休仁の生母なり。
 【五】 南討。南のかた尋陽の兵を拒ぐの故を謂ふ。
 【六】 適を失ふ。疾の爲めに、體中、安和ならざるを謂ふ。

は當に必ずしも即ち解せざるべし。故に相報知す」と。上、休仁と素より厚し。之を殺すと雖も、毎に人に謂つて曰はく、「我、建安と、年時相鄰り、少きとき便ち歎狎せり。景和・泰始の間、勳誠・實に重く、事計交一切なり。相除かざるを得ざるは、痛念の至りなれども、自ら已む能はず」と。因つて流涕して自ら勝へず。初め上、藩に在るとき、褚淵と、風素を以て相善し。位に即くに及びて、深く相委仗す。上、疾に寝ぬるや、淵、吳郡の太守たり。急に之を召す。既に至り、入り見ゆ。上、流涕して曰はく、「吾、近ごろ危篤なり、故に卿を召し、黄權を著けしめんと欲するのみ」と。黄權は乳母の服なり。上、淵と、建安王休仁を誅せんことを謀る。淵、以て不可と爲す。上怒りて曰はく、「卿は癡人なり。輿に事を計るに足らず」と。淵懼れて命に従ふ。復た淵を以て吏部尙書と爲す。庚午、尙書右僕射袁粲を以て尙書令と爲し、褚淵を右僕射と爲す。

【一七】 解。曉る也。
 【一八】 年時相鄰る。年齢の相遠からざるをいふ。
 【一九】 風素を以て相善し。其の風標雅素なるを以て、これと善きなり。蕭子顯の齊書には風を夙に作る。紀事本末亦同じ。「夙に素より相善きを以て」云々と讀む。勝れるに似たり。
 【二〇】 黄權は女人の上衣なり。孤を淵に託するを言ふ。
 【二一】 泰始の初め、淵、吏部尙書たり。今、郡を去り朝に還り、復たこれと爲すなり。
 【二二】 越州に徙す。合浦に徙すなり。

上、太子の屯騎校尉壽寂之の勇健なるを惡む。會、有司、「寂之、擅に選尉を殺せり」と奏す。越州に徙し、道に於て之を殺す。丙戌、晉平王休祐を追廢して庶人と爲す。

巴陵王休若、京口に至り、建安王・死せりと聞き、益々懼る。上、休若が和厚にして、能く物情を諧輯するを以て、將來・幼主を傾奪せんことを恐れ、使を遣はして之を殺さしめんと欲す。詔を奉せざらんことを慮り、徴して入朝せしめんと欲し、又、猜駭せんことを恐れ、六月丁酉、江州の刺史桂陽王休範を以て南徐州の刺史と爲し、休若を以て江州の刺史と爲す。手書殷勤に、休若を召し、七月七日の宴に赴かしむ。

丁未、魏主、河西に如く。

秋七月、巴陵哀王休若、建康に至る。乙丑、死を第に賜はる。侍中・司空を贈る。復た桂陽王休範を以て江州の刺史と爲す。時に上の諸弟俱に盡き、唯だ休範のみ、人才凡劣なるを以て、上の忌む所と爲らず、故に全きを得たり。

沈約・論じて曰はく、聖人、法を立て制を垂るるに、必ず先王を稱す

る所以は、蓋し遺訓餘風・以て之を來世に貽すに由るなり。太祖、經國の義は弘しと雖も、隆家の道は足らず、彭城王、照、古を窺はず、徒だ昆弟の義を見、未だ君臣の禮を識らず、家情を以て之を國道に行はんことを冀ひ、主猜ひて而も猶ほ犯し、恩薄くして而も未だ悟らず、呵訓の微行を以て遂に滅親の大禍を成すを致せり。端を開き隙を樹る。之を後人に垂る。太宗、隙し易

- 【三】 諧輯。やはらげ、ととなふ。
- 【四】 呵訓の微行云。文帝が彭城王義康を殺すを謂ふなり。義康の罪、文帝當に呵してこれを訓ふべし、當に遂にこれを殺すべからざるなり。
- 【五】 隙し易きの情。なかつがひしやすき感情。

きの情に因り、已に行ふの典に據り、洪枝を翦落し、顧慮するを待たず。既にして本根、庇はるる無く、幼主孤立し、神器、勢弱きを以て傾移し、靈命、樂推に隨つて回改す。斯れ蓋し霜を履みて漸有り、堅氷自りて至る。由りて來る所遠し。

- 【二六】 洪枝を翦落す。洪は犬なり、枝は兄弟なり。兄弟を翦除するを謂ふ。
- 【二七】 螟蛉。螟蛉は桑虫なり。詩經に、螟蛉、子有り、蜾蠃これを負ふ、爾の子を教誨す、穀を式て之に似る、とあり。蜾蠃は土蜂。螟蛉は自分の子なく、螟蛉の子を負ひて、木の洞に入り、これを保字して己の子と化すとの傳説をいふ。

- なり。これより他人の子を養ひて己の子とするをいふ。
- 【二八】 原に在り。詩に曰はく、春令、原に在り、兄弟急難と。
- 【二九】 旁孽は旁枝の庶子。蠲煦は、あたため、やしなふ。
- 【三〇】 揃落。揃は翦なり。
- 【三一】 晉武云云。事、晉の武帝紀に見ゆ。
- 【三二】 太祖云云。事、文帝紀に見ゆ。

裴子野・論じて曰はく、夫れ噬虎の獸も、己が子を愛するを知り、搏狸の鳥も、異巢を護るを非とす。太宗、螟蛉を保字し、同氣を剿拉し、既に原に在るの天屬に迷ひ、未だ父子の自然を識らず。宋徳、終を告ぐるは、天の廢するに非ざるなり。夫れ危亡の君は、未だ嘗て先づ本枝を棄て、旁孽を蠲煦し、誠を嬖狎に推し、父兄を疾惡せざるはあらず。前乘、車を覆へし、後來、轡を并す。借使叔仲國を有たば、猶ほ天に配するを失はじ。而るに他人、室に入らば、將に七廟祀を絶たんとす。曾ち是れ懷ふ莫く、甘心して揃落す。晉武、文明の託に背きて、中州を覆へせる者は賈后なり。太祖、初寧の誓を棄てて、合殿に登れる者は元凶なり。禍福、門無し、奚ぞ其れ豫め擇ばん。兄弟に友ならば、亦安からずや。

丙寅、魏主、陰山に如く。

初め吳喜が會稽を討つや、上に言つて曰はく、『尋陽王子房及び諸の賊帥を得ば、皆即ち東に於て之を戮せん』と。既にして〔三〕子房を生送し、顧琛等を釋す。上、其の新に大功を立てしを以て、問はず。而れども心に之を銜む。〔四〕荊州に克つに及び、剽掠し、賊、萬を以て計ふ。壽寂之が死するや、喜、淮陵の太守たり、豫州の諸軍事を督す。之を聞きて内に懼れ、啓して〔五〕中散大夫を乞ふ。上尤も疑駭す。或るひと、『蕭道成、淮陰に在り、魏に貳心有り』と譖す。上、銀壺酒を封じ、喜をして自ら持して道成に賜はしむ。道成懼れ、逃れんと欲す。喜、情を以て道成に告げ、且つ先づ之が爲に飲む。道成即ち之を飲む。喜、朝に還り、道成を保證す。或るひと密に以て上に啓す。上、喜が計數多く、素より人情を得たるを以て、其の幼主に事ふる能はざらんことを恐れ、乃ち喜を召して内殿に入れ、與に共に言譖して甚だ歎す。既に出づるや、賜ふに名饌を以てし、尋ぎて死を賜ふ。然れども猶ほ詔を發して〔六〕賻賜す。又、劉劭等に詔を與へて曰はく、『吳喜、輕狡萬端にして、苟くも物情を取る。昔、大明中、〔七〕黟歙に亡命數千人あり、縣邑を攻め、官長を殺す。〔八〕劉子尙、三千の精甲を遣はして之を討つ。再び往きて利を失ふ。孝武、喜を

〔三〕 事、一百三十一卷二年に見ゆ。

〔四〕 尋陽既に平ぎ、建安王休仁、喜を遣はし、進みて荊州に克つ。

〔五〕 中散大夫。元散の官なり。賻賜。財物を賜はりて喪儀を助くる也。

〔六〕 賻賜。今の安徽省蕪湖道黟縣歙縣の地。

〔七〕 劉子尙。孝武の第二子、豫章王子尙を曰ふ、景和と母なり。

以て數千人を將る、縣に至りて羣賊を説誘せしむ。賊即ち歸降せり。詭數幻惑すること、乃ち能く此の如し。秦始皇の初に及びて、東討せしとき、止だ三百人あり、直に三吳に造る。凡て再び薄戰を経、而して破岡より以東、海に至るまで、〔九〕十郡、清蕩せざるは無し。百姓、吳河東來れりと聞き、便ち風を望みて自ら退けり。若し積しく三吳の人情を取れるに非ずんば、何ぞ以て弭伏すること此の如きを得ん。喜の心迹を尋ぬるに、豈に守文の主を奉じ、國家の乗す可きの會に遭ふ可けんや。譬へば餌藥の如し、人の羸冷するに當りては、〔一〇〕散石に資りて以て身を全くすれども、熱勢發動するに及びては、堅積を去りて以て患を止む。其の功を忘るるに非ず、勢、已むを獲ざればなるのみ』と。

戊寅、〔一一〕淮陰を以て北兖州と爲す。蕭道成を徵して入朝せしむ。道成の親しむ所、朝廷方に大臣を誅するを以て、『徵に就く勿かれ』と勸む。道成曰はく、『諸卿、殊だ事を見ず。主上自ら太子の稚弱なるを以て、諸弟を剪除す。何ぞ它人に預らん。今唯だ應に速かに發すべし。淹留願望せば、必ず將に疑はれんとす。且つ骨肉相殘ふは、自ら靈長の祚に非ず。禍難將に興らんとす。方に卿等と力を戮せんのみ』と。太子の左衛率に拜せらる。

八月丁亥、魏主、平城に還る。

〔九〕 十郡。晉陵・義興・吳郡・吳興・南東海・會稽・東陽・臨海・永嘉・新安等の郡を謂ふ。

〔一〇〕 散石。散は寒食散の類の如し。石は丹石を謂ふなり。

〔一一〕 淮陰を南兖州と爲す事、前卷前年に見ゆ。

戊子、皇子躋を以て、江夏の文獻王義恭に繼がしむ。

庚寅、上の疾、間有り、大赦す。

戊戌、皇子準を立てて安成王と爲す。實は桂陽王休範の子なり。

魏の顯祖、聰睿夙成、剛毅にして斷有り。而れども黄老浮屠の學を好み、

毎に朝士及び沙門を引き、共に玄理を談じ、雅より富貴を薄んじ、常に世

を遺るるの心有り。叔父中都大官京兆王子推が沈雅仁厚にして素より時

譽有るを以て、禪るに帝位を以てせんと欲す。時に太尉源賀、諸軍を督し

漠南に屯す。傳を馳せて之を召す。既に至る。公卿を會して大に議す。皆、

敢て先づ言ふもの莫し。任城王雲は、子推の弟なり。對へて曰はく、『陛

下、方に太平を隆にし、四海を臨覆す、豈に上は宗廟に違ひ、下は兆民を

棄つるを得んや。且つ父子相傳ふるは、其の來ること久し、陛下、必ず、

塵務を委棄せんと欲せば、則ち皇太子宜しく正統を承くべし。夫れ天下は

祖宗の天下なり。陛下、若し更に旁支に授けなば、恐らくは先聖の意に非ず、

亂の心を啓かん。斯

れ乃ち禍福の原なり。慎まざる可からざるなり』と。源賀曰はく、『陛下、今、

位を皇叔に禪らんと欲す。臣恐る、昭穆を紊亂し、後世必ず、逆祀の譏有らんことを。願はくは深く任城の言を思へ』

【三】景初の初、義恭父子、皆死すること、一百三十一卷に見ゆ。

【四】中都大官は即ち代の尹。子推は穆帝の子。

【五】逆祀。左傳に「僖公を躋せるは、逆祀なり」とあり。

魯の僖公は閔公の兄たり、而して嘗て閔公の臣たり。僖公薨じて後、魯人、僖公の主を閔公の上に升す、故にこれを逆祀と謂ふ。今、魏主、叔父京兆王に位を禪らんとするは、亦、これに似たるあり。

と。東陽公丕等曰はく、『皇太子、聖德早く彰ると雖も、然れども實に冲幼なり。陛下は春秋に富み、始めて萬機を覽る。奈何ぞ獨善を隆ばんと欲して、天下を以て心と爲さざるや。其れ宗廟を若何せん、其れ億兆を若何せん』と。尙書陸叡曰はく、『陛下若し太子を捨てんとせば、更に諸王と議せよ。臣請ふ殿庭に勿頸せん。敢て詔を奉せず』と。帝怒りて色を變ず。以て宦者選部尙書酒泉の趙黑に問ふ。黑曰はく、『臣、死を以て皇太子を奉戴せん。其の它を知らず』と。帝默然たり。時に太子宏生れて五年なり。帝、其の幼なるを以ての故に、位を子推に傳へんと欲す。中書令高允曰はく、『臣、敢て多言せず。願はくは陛下、上は宗廟の託付の重きを思ひ、周公の成王を抱くの事を追念せよ』と。帝乃ち曰はく、『然らば則ち太子を立て、羣公、之を輔けば、何の不可有らん』と。又曰はく、『陸叡は直臣なり。必ず能く吾が子を保せん』と。乃ち叡を以て太保と爲し、源賀と與に節を持し、皇帝の璽紱を奉じ、位を太子に傳ふ。丙午、高祖、皇帝の位に即く。大赦し、延興と改元す。高祖、幼にして至性有り。前年、顯祖、癰を病むや、高祖親ら吮ふ。禪を受くるに及びて、悲泣して、自ら勝へず。顯祖、其の故を問ふ。對へて曰はく、『親に代るの感、内、心に切なり』と。丁未、顯祖、詔を下して曰はく、『朕、心の玄古を希ひ、志、澹泊に存す。爰に儲宮に命じ、大位を踐升せしむ。朕、優遊して己を恭しくするを得、栖心浩然たり』と。羣臣、奏して曰はく、『昔、漢の高祖、

宋太宗明皇帝泰始七年

【四】高祖。諱は宏、顯祖獻文皇帝の長子なり。
【五】漢高祖云云。十一卷漢高帝六年に見ゆ。

皇帝と稱し、其の父を尊びて太上皇と爲せるは、天下を統べざるを明かにするなり。今、皇帝・幼冲なり。萬機の大政、猶ほ宜しく陛下之を總ぶべし。謹みて尊號を上り、〔三七〕太上皇帝と曰はんと。顯祖、之に従ふ。己酉、上皇徙りて崇光宮に居る。采椽斲らず、土階のみ。國の大事は、咸以て聞す。崇光宮は北苑の中に在り。又、鹿野浮圖を苑中の西山に建て、〔三八〕禪僧と與に之に居る。冬十月、魏の沃野・統萬二鎮の敕勒・叛く。太尉源賀を遣はし、衆を帥ゐて之を討たしめ、二千餘落を降す。餘黨を追撃し、枹罕・金城に至り、大に之を破る。斬首八千餘級。男女萬餘口・雜畜三萬餘頭を虜にす。賀に詔して、三道の諸軍を都督し、漠南に屯せしむ。是より先、魏、每歲秋冬、軍を發し、三道より並び出で、以て柔然に備へ、春中乃ち還る。賀以爲へらく、往來疲勞し、久しきを支ふ可からずと。『請ふ諸州鎮の武健なる者三萬餘人を募り、三城を築きて以て之を處き、冬は則ち武を講じ、春は則ち耕種せしめん』と。從はず。

庚寅、魏、南安王楨を以て、都督涼州及び西戎諸軍事と爲し、護西域校尉を領し、涼州に鎮せしむ。

〔三七〕 太上皇帝の號、此に始まる。
 〔三八〕 采椽云云。椽は山より伐り出したるままの木を用ひたりといふにて、質素なる宮室の様をいふ。
 〔三九〕 禪僧。佛教の僧をいふ。所謂禪宗の僧の意にあらず。當時未だ禪宗有らず。
 〔四〇〕 沃野統萬。沃野は今の甘肅省寧夏道寧夏縣の黄河の東岸。統萬は陝西省榆林道懷遠縣にあり。
 〔四一〕 冬は則ち武を講じ、春は則ち耕種す。此れ即ち古の屯田の制なり。
 〔四二〕 此れ舊琅邪・蘭陵郡を指す。もと、徐州に屬す。彭城既に没し、崇祖、部曲を率ゐて郁洲に據る。二郡の太守を

上、〔四五〕北琅邪・蘭陵二郡の太守垣崇祖に命じて、淮北を經略せしむ。崇祖、郁洲より、數百人を將ゐて、魏の境に入ることを七百里、〔四六〕蒙山に據る。十一月、魏の東兗州の刺史于洛侯、之を撃つ。崇祖引き還る。上、〔四七〕故第を以て湘宮寺と爲し、壯麗を備極す。十級の浮圖を造らんと欲したれども、能はず。乃ち分ちて二と爲す。新安の太守巢尚之、郡を罷めて入り見ゆ。上謂つて曰はく、『卿、湘宮寺に至るや未だしや。此は是れ我が大功徳なり。錢を用ふること少からず』と。通直散騎侍郎會稽の虞愿、側に侍し、曰はく、『此れ皆百姓が兒を賣り婦を〔四八〕貼りし錢の爲る所なり。佛若し知る有らば、當に慈悲嗟愍すべし。罪、浮圖よりも高し。何の功徳か之れ有らん』と。侍坐する者色を失ふ。上怒り、人をして驅りて殿を下さしむ。愿徐ろに去りて異容無し。上、好みて碁を圍み、碁甚だ拙なり。〔四九〕第一品彭城の丞王抗と碁を圍む、抗毎に之を假借して曰はく、『皇帝の飛碁、臣抗、斷つ能はず』と。上、終に、悟らず、之を好むこと愈篤し。愿又曰はく、『堯、此を以て〔五〇〕丹朱に教へき。人主の宜しく好むべき所、怒ること甚だしと雖も、愿が王國の舊臣なるを以て、毎に之を優容す。

領せしむれども、未だ其の地を有つ能はざるなり。
 〔四五〕 蒙山。今の山東省濟南道新泰縣の東南に在り。
 〔四六〕 上、始め湘東王に封ぜらる、故に故第を以て湘宮寺と爲す。
 〔四七〕 貼。賣る也。
 〔四八〕 第一品。當時圍碁の品、王抗を第一と爲す。
 〔四九〕 堯丹朱に教ふ云云。博物志に、堯、圍碁を造り、以て子丹朱に教ふ。或は云ふ、舜、子商均の愚なるを以て、圍碁を作りて以てこれを教ふと。この傳説を引きて、恥る可からざることを諷したるなり。
 〔五〇〕 上、湘東王たるとき、愿、國の常侍たり。

王景文、常に滿盛を以て憂と爲し、屢、位任を辭す。上、許さず。然れども中心、景文が外戚の貴盛にして張永が累に軍旅を經るを以て、其の將來信難からんことを疑ひ、乃ち自ら謠言を爲して曰はく、「一士は親しむ可からず。弓長すれば人を射殺す」と。景文彌懼る。自ら表して揚州を解く。情甚だ切至なり。詔して報じて曰はく、「人、貴要に居れば、但だ心若爲を問ふのみ。大明の世、巢・徐・戴、位、執戟に過ぎず、權、人主に亢す。今、袁粲、僕射と作り、選を領す。而れども人往往にして、祭有るを知らず。祭遷りて令と爲り、之に居りて、疑はず。人情、祭に向うて淡然たり。亦復た改めず。常日、此を以て貴位要任に居らば、當に憂競を致す有るべきや不や。夫れ貴高なれば危殆の懼あり。卑賤なれば填壑の憂あり。禍を避くるに心有るは、運に任するに心無きに如かず、存亡の要は、巨細一揆なるのみ」と。

秦豫元年、春正月甲寅朔、上、疾久しく平かならざるを以て、改元す。戊午、皇太子、四方の朝賀者を東宮に會し、并せて貢計を受く。

大陽蠻會桓誕、河水以北、滎葉以南八萬餘落を擁し、魏に降る。自ら云はく、「桓玄の子にして、

【一】巢・徐・戴、當に魏に作るべし。
 【二】秦豫元年、西紀四七二年。
 【三】大陽蠻、今の湖北省の東部に據れる蠻族の一種。江漢道新蔡縣方面を中心とす。
 【四】河水以北滎葉以南は、皆、秦蠻の居る所なり。滎は水の名、即ち古の泚水、今、沙河と稱す。河南省河洛道魯山縣西吳大嶺より出で、東南流して襄城縣に至り、汝水に會し、又東して潁河に入る。葉は今河南省汝陽道葉縣の地。

蠻中に亡匿す」と。智略を以て、羣蠻の宗とする所と爲る。魏、誕を以て征南將軍・東荊州の刺史。襄陽王と爲し、自ら郡縣の吏を選ぶを聽す。起部郎京兆の章珍をして、誕と與に、新民を安集し、諸事を區置せしむ。皆其の所を得たり。

二月、柔然、魏を侵す。上皇、將を遣はして之を撃たしむ。柔然走る。東部敕勒・叛き、柔然に奔る。上皇自ら將として之を追ひ、石磧に至る。及ばずして還る。

上、疾篤し。晏駕の後、皇后、朝に臨み、江安の懿侯王景文・元舅の勢を

以て、必ず宰相と爲り、門族強盛にして、或は異圖有らんことを慮り、己未、使を遣はし藥を齎して景文に死を賜ふ。手敕して曰はく、「卿と周旋す。卿の門戸を全くせんと欲す。故に此の處分有り」と。敕至る。景文、正に客と基す。函を叩きて看已り、復た局下に置き、神色、變せず。方に客と行を思ひ劫を争ふ。局竟りて、子を斂め盒に内れ畢り、徐ろに曰はく、「敕を奉するに、賜はらるるに死を以てす」と。方めて敕を以て客に示す。中直兵焦度趙、智略あり、憤怒して曰はく、「大丈夫安んぞ能く坐ながら死を受けんや。州中の文武數百、以て一たび奮ふに足る」と。

【四】東荊州は比陽縣に治す。
 【五】起部、工部なり。
 【六】是より後、諸蠻、皆、魏に倚り、以て南國を侵擾す。
 【七】石磧、即ち石漠なり。
 【八】王景文は皇后の兄なり。
 【九】行を思ひ劫を争ふ。基に行あり劫あり。行とは東を撃たんと欲して、聲、西に出づるなり。劫は彼我兩急の勢あり。彼、此に出でんと欲するときは、我、彼を劫してこれを制するなり。
 【一〇】子、基子なり。
 【一一】中直兵、親兵を典る將官なり。
 【一二】王景文、時に揚州の刺史たり。

景文曰はく、「卿の至心

二千餘匹に至り、戰艦を治むること千艘に近く、倉廩府庫、充積せざるは莫し。士子商旅、荊州を過ぐる者、多く羈留せらる。四方の亡命して之に歸する者、皆蔽匿擁護す。所部或は逃亡するもの有れば、遠近と無く窮追し、必ず得て止む。舉錯専恣にして復た符敕を承用せず。朝廷、疑うて之を憚る。政を爲すこと刻暴にして、或は士大夫を鞭撻し、上佐より以下、面のありたり冒辱を加ふ。然れども吏事精明にして、人、敢て欺かず。境内、盜賊屏息し、夜戸、閉ぢず。攸之、羣蠻を賅罰すること太甚し。又、五溪の魚鹽を禁ず。蠻怨み叛く。〔三〕酉溪蠻王田頭擬・死し、弟婁侯・篡立す。其の子田都、走りて獠中に入る。是に於て羣蠻大に亂れ、掠抄して武陵城下に至る。武陵の内史蕭巖、隊主張英兒を遣はし、撃ちて之を破り、婁侯を誅し、田都を立つ。羣蠻乃ち定まる。〔四〕巖は曠の弟なり。

八月戊午、樂安の宣穆公蔡興宗・卒す。
九月辛巳、魏主、平城に還る。
〔三〕 酉溪。即ち酉水、武陵の五溪の一。源は四川省東川道酉陽縣の界より出で、東流して湖南省に入り、東南流して沅陵縣に至り、西して沅に入る。

冬十月、柔然、魏を侵し、五原に及ぶ。十一月、上皇自ら將として之を討ち、將に漢を度らんとす。柔然北走すること數千里。上皇乃ち還る。
丁亥、魏、上皇の弟略を封じて、廣川王と爲す。

己亥、郢州の刺史劉秉を以て、尙書左僕射と爲す。秉は道憐の孫なり。和弱にして幹能無し。〔二七〕宗室の清令なるを以て、故に袁緒、之を引く。

中書通事舍人阮佃夫、給事中、輔國將軍を加へられ、權任轉た重し。其の親む所の吳郡の張澹を用て武陵郡と爲さんと欲す。袁粲等、皆、同せず。佃夫、敢と稱して施行す。粲等、敢て執せず。魏の有司・奏す、「諸の祠祀合はせて一千七十五所、歳ごとに牲七萬五千五百を用ふ」と。上皇、其の多殺を惡み、詔す、「今より、天地宗廟社稷に非ざれば、皆、牲を用ふる勿かれ。薦むるに酒脯を以てせんのみ」と。

〔二七〕 蒼梧王上

元徽元年、春正月戊寅朔、改元し、大赦す。

庚辰、魏の員外散騎常侍崔演・來聘す。

戊戌、魏の上皇、還りて雲中に至る。

癸丑、魏、守令に詔して、農事を勸課し、同部の内、貧富相通じ、家に兼牛有れば、無き者に通借せしむ。若し詔に従はざれば、一門終身、仕へざらしむ。

- 〔二七〕 清令。令は善なり。
- 〔二八〕 袁緒、虚名を尙びて實用を無分す。姦雄に制せらるる所以なり。
- 〔二九〕 中書通事舍人。晉初には、中書舍人・通事各一人を置く。江左、舍人をして事を通ぜしむ、これを中書通事舍人と謂ふ。
- 〔三〇〕 敢て執せず。己の意見を主張せざるなり。袁粲等、權倖に屈撓し、之を裁するに正を以てする能はず。
- 〔三一〕 蒼梧王。諱は昱、字は德融、小字は慧震。明帝の長子なり。
- 〔三二〕 元徽元年。西紀四七三年。
- 〔三三〕 柔然を討つより還る。
- 〔三四〕 通借。貸與する也。

戊午、魏の上皇、平城に至る。

甲戌、魏詔す、「縣令の能く一縣の劫盜を靜むる者は、二縣を兼治し、即ち其の祿を食み、能く二縣を靜むる者は、三縣を兼治し、三年にして遷して郡守と爲さん。二千石能く二郡を靜むれば、上りて三郡に至ること亦之の如く、三年にして遷して刺史と爲さん」と。

桂陽王休範、素凡訥にして、知解少く、諸兄の齒遇する所と爲らず、

物情も亦之に向はず。故に太宗の末、禍を免るを得たり。帝位に即く

に及び、年、冲幼に在り、素族、政を秉り、(一〇)近習、權を用ふ。休範

自ら謂へらく、「尊親、二莫し。應に入りて宰輔と爲るべし」と。既に

志の如くならず、怨憤すること頗る甚だし。典籤新蔡の許公興、之が謀

主と爲り、休範をして節を折りて士に下り、厚く相資給せしむ。是に於て

遠近、之に赴く。歲中に萬計。勇士を收養し、器械を繕治す。朝廷、其の異

志有るを知り、亦陰に之が備を爲す。會、夏口、鎮を闕く。朝廷、其の地、

尋陽の上流に居るを以て、腹心をして之に居らしめんと欲す。二月乙亥、

晉熙王燮を以て、郢州の刺史と爲す。燮始めて四歲、(一三)黃門郎王奐を以

て長史と爲し、府州の事を行はしめ、配するに資力を以てし、夏口に鎮せ

しむ。復た、其の尋陽を過ぐるとき休範の劫留する所と爲らんことを恐れ、

(一四)太泚よりして徑に去かしむ。休範、之を聞き、大に怒り、密に許公興と、

建康を襲はんと謀る。表して城隍を治め、多く材板を解きて之を蓄ふ。

奐は景文の兄の子なり。

吐谷渾王拾寅、魏の澆河に寇す。夏四月戊申、魏、司空長孫觀を以

て大都督と爲し、兵を發して之を討つ。

魏、孔子の二十八世の孫乘を以て(一五)崇聖大夫と爲し、十戸を給し、以

て洒掃に供す。

秋七月、魏詔して、(一六)河南の六州の民、戸ごとに絹一匹・綿一斤・租三

十石を收めしむ。

乙亥、魏主、陰山に如く。

八月庚申、魏の上皇、河西に如く。長孫觀、吐谷渾の境に入り、其の秋稼を芻とす。吐谷渾王拾

寅、窘急し、降らんと請ひ、子斤を遣はして入りて侍せしむ。是より、歲ごとに職貢を修む。九月

辛巳、上皇、平城に還る。

(一七)使を遣はして魏に如かしむ。

宋蒼梧王元徽元年

- 【五】 雲中より平城に至る。
- 【六】 凡訥。凡は庸常なり、訥は言どもるを云ふ。
- 【七】 齒遇。齒は列なり、遇は待なり。諸弟の列を以てこれを待たざるなり。
- 【八】 物情。人望なり。
- 【九】 素族。袁・褚を謂ふ。
- 【一〇】 近習。阮佃夫・王道隆・楊運長を謂ふ。
- 【一一】 尊親二莫し。帝の諸父、皆、誅死せられ、唯だ休範在り、故に尊親二莫しと謂ふ。
- 【一二】 黃門郎。即ち黃門侍郎なり。
- 【一三】 太泚。今の安徽省蕪湖道

- 貴池縣に在り。南史には太子泚に作る。此れ蓋し即ち劉胡が江外より沔口に趣きし路なるべし。
- 【一四】 澆河。地名、今の甘肅省西寧道巴戎・循化・貴德縣の地。故城は黄河の南岸、今の貴德縣の地方に在り。
- 【一五】 崇聖大夫。先聖を尊崇するを以て官に名づく。
- 【一六】 河南の六州。青・徐・兗・豫・齊・東徐なり。
- 【一七】 報聘するなり。

冬十月癸酉、南兗・豫州の境を割き、徐州を置き、鍾離に治す。
魏の上皇、將に入寇せんとす。詔して、州郡の民、十丁ごとに一を取り、以て行に充て、戸ごとに租五十石を收め、以て軍糧に備ふ。

魏の武都の氐・反し、仇池を攻む。長孫觀に詔して、師を回らして之を討たしむ。

武都王楊僧嗣、葭盧に卒す。從弟文度、自立して武興王と爲り、使を遣はして魏に降る。魏、文度を以て武興の鎮將と爲す。

十一月丁丑、尙書令袁粲、母の憂を以て職を去る。

癸巳、魏の上皇、南巡し、懷州に至る。枋頭の鎮將代の人薛虎子、先に馮太后の黜くる所と爲り、門士と爲る。時に山東饑る、盜賊競ひ起る。相州の民孫誨等五百人、「虎子、鎮に在るとき、境内清晏なりき」と稱し、虎子を還さんことを乞ふ。上皇復た虎子を以て枋頭の鎮將と爲す。即日、官に之く。數州の盜賊皆息む。

十二月癸卯朔、日、之を食する有り。

乙巳、江州の刺史桂陽王休範、位を太尉に進む。

詔して、袁粲を起し、衛軍將軍を以て職を攝せしむ。粲・固辭す。

壬子、柔然、魏の柔玄鎮を侵す。二部の勅勒、之に應ず。

魏の州鎮十一、水旱あり。相州の民、餓死する者、二千八百餘人。

是の歲、魏の妖人劉舉、衆を聚め、自ら天子と稱す、齊州の刺史武昌王平原、討ちて之を斬る。平原は提の子なり。

二年、春正月丁丑、魏の太尉源賀、疾を以て罷む。

二月甲辰、魏の上皇、平城に還る。

三月丁亥、魏の員外散騎常侍許赤虎・來聘す。

夏五月壬午、桂陽王休範・反し、民船を掠め、軍隊をして力に稱うて請受せしめ、付するに材板を以てし、合手装治し、數日にして即ち辦す。

丙戌、休範、衆二萬・騎五百を率ひ、尋陽を發し、晝夜、道を取り、書を以て諸の執政に與へ、「楊連長・王道隆、先帝を蠱惑し、建安・巴陵の二王をして、罪無くして戮を被らしむ。望むらくは二豎を執録し、以て冤魂に謝せんことを」と稱す。庚寅、大雷の戌主杜道欣、馳せ下りて變を告ぐ。朝廷・惶駭す。護軍褚淵・征北將軍張永・領軍

〔一八〕 鍾離。故城は今の安徽省淮泗道風陽縣に在り。

〔一九〕 行。征行なり。

〔二〇〕 懷州。魏の天安二年、河内郡を以て懷州を置く。今の河南省河北道武陟縣の地。

〔二一〕 門士。魏に、宰士・門士あり、宰士は酒食を掌り、門士は宮門を守る。

〔二二〕 數州。冀・相・懷等の州を謂ふ。

〔二三〕 官に之く。數州の盜賊

〔一〕 柔玄鎮。魏の六鎮の一。今の山西省雁門道天鎮縣にあり。

〔二〕 武昌王提は、一百二十五卷宋の文帝元嘉二十四年に見ゆ。

〔三〕 軍隊。軍に軍主・副有り、隊に隊主・副有り。

〔四〕 力に稱うて云云。其の衆力の多少に稱うて船を請ふなり。

〔五〕 合手。總がかりにて也。

〔六〕 二王戮せらるる事、前の明帝泰始七年に見ゆ。

劉勳・僕射劉秉・右衛將軍蕭道成・游擊將軍戴明寶・驍騎將軍阮佃夫・右軍將軍王道隆・中書舍人孫千齡・員外郎楊運長、中書省に集まりて事を計る。言ふ者有る莫し。道成曰はく、『昔上流に逆を謀るもの、皆淹緩に因りて敗を致せり。休範必ず遠く前失に懲り、輕兵、急に下り、我の備無きに乗せん。今、變に應ずるの術、宜しく遠く出づべからず。若し偏師、律を失はば、則ち大に衆心を沮まん。宜しく新亭・白下に頓まり、堅く宮城・東府・石頭を守り、以て賊の至るを待つべし。千里の孤軍、後に委積無く、戰を求むとも得ずんば、自然に瓦解せん。我請ふ新亭に頓まり、以て其の鋒に當らん。征北は白下を守り、領軍は宣陽門に屯し、諸軍の節度を爲せ。諸貴は殿中に安坐し、須く競うて出づべからず。我自ら賊を破らんこと必せり』と。因つて筆を索めて議を下す。衆竝に注同す。孫千齡、陰に休範と謀を通じ、獨り曰はく、『宜しく舊に依りて軍を遣はして梁山に據らしむべし』と。道成、色を正しくして曰はく、『賊、今已に梁山に近づく。豈に至るを得可けんや。新亭は既に是れ兵衝なり。死を以て國に報いんと欲する所なるのみ。常時は乃ち屈曲して相從ふ可し。今は得ざるなり』と。坐起つ。道成、顧みて劉勳に謂つて曰はく、『領軍已に鄙議に同せり。改易す可からず』と。袁粲、難を聞き、扶け曳かれて殿に入る。即日、

- 【五】 員外郎。即ち員外散騎侍郎なり。
- 【六】 上流に逆を謀るもの。南郡王義宣・晉安王子助等を謂ふ。
- 【七】 委積。糧米薪芻を謂ふ。
- 【八】 竝びに注同す。竝に名を注して道成の議に贊同するなり。
- 【九】 袁粲云云。喪に居りて其の身毀瘠す。故に扶け曳かれて入るなり。

内外戒嚴す。道成、前鋒の兵を將る、出でて新亭に屯す。張永、白下に屯し、前の南兖州の刺史沈懷明、石頭に戍し、袁粲・褚淵入りて殿省を衛る。時に倉猝にして、甲を授くるに暇あらず、南北の二武庫を開き、將士の意の取る所に隨ふ。蕭道成、新亭に至り、城壘を治め、未だ畢らず。辛卯、休範の前軍、已に新林に至る。道成方に衣を解きて高臥し、以て衆心を安んず。徐ろに白虎幡を索め、西垣に登り、寧朔將軍高道慶・羽林監陳顯達・員外郎王敬則をして、舟師を帥る、休範と戰はしむ。頗る殺獲有り。壬辰、休範、新林より舟を捨てて歩して上る。其の將丁文豪、休範に直に臺城を攻めんと請ふ。休範、文豪を遣はし、別に兵を將るて臺城に趣かしめ、自ら大衆を以て新亭の壘を攻む。道成、將士を率ゐ、力を悉して拒戦し、已より午に至る。外勢愈盛なり。衆皆色を失ふ。道成曰はく、『賊、多しと雖も而も亂る。尋ぎて當に破るべし』と。休範、白服にして、肩輿に乗り、自ら城南の臨滄觀に登り、數十人を以て自ら衛る。屯騎校尉黃回、越騎校尉張敬兒と與に、詐り降りて以て之を取らんと謀る。回、敬兒に謂つて曰はく、『卿、之を取可し。我は誓つて諸王を殺さじ』と。敬兒以て道成に白す。道成曰はく、『卿能く事を辨せば、當に本州を以て相賞すべし』と。乃ち回と與に城南に出で、仗を放ちて走り、大呼して降らんと稱す。休範喜び、召して輿側に至らしむ。回、陽

- 【一〇】 新林。浦は建康城を去ること二十里(我が三里餘)。
- 【一一】 臨滄觀。勞山の上、江寧縣の南、十五里に在り、勞勞亭とも曰ふ。
- 【一二】 敬兒は南陽の冠軍の人なり。本州とは雍州を謂ふ。
- 【一三】 仗を放つ。武器を棄つるなり。

りて道成の密意を致す。休範、之を信じ、二子徳宣・徳嗣を以て、道成に付して質と爲す。二子至る。道成即ち之を斬る。休範、回・敬兒を左右に置く。親しむ所の李恒・鍾爽、諫むれども聽かず。時に休範、日々に醇酒を飲む。回、休範が備無きを見、敬兒に目くばせす。敬兒、休範の防身刀を奪ひ、休範の首を斬る。左右皆散走す。敬兒、馬を馳せ、首を持って新亭に歸る。道成、隊主陳靈寶を遣はし、休範の首を送りて臺に還らしむ。靈寶、道に休範の兵に逢ひ、首を水に弃て、挺身して達するを得、唱へて云はく、『已に平げり』と。而れども以て驗と爲すもの無く、衆、之を信するもの莫し。休範の將士、亦、之を知らず。其の將杜黑驪、新亭を攻むること甚だ急なり。蕭道成、射堂に在り。〔四〕司空の主簿蕭惠朗、敢死の士數十人を帥る、東門に突入し、射堂の下に至る。道成、馬に上り、麾下を帥りて搏戦す。惠朗乃ち退く。道成、復た城に保するを得たり。惠朗は、惠朗の弟なり。其の姊、休範の妃と爲る。惠朗の兄黃門郎惠明、時に道成の軍副と爲り、城内に在り、了に自ら疑はず。道成、黑驪と拒ぎ戦ふ。晡より旦に達し、矢石、息まず。其の夜大に雨ふり、鼓叫復た相聞えず。將士、積日、寢食するを得ず。軍中馬夜驚き、城内亂れ走る。道成、燭を乗りて正坐し、聲を厲まして之を呵す。是の如くする者數四。丁文豪、臺軍を〔六〕皂莢橋に破り、直に〔七〕朱雀桁の南に至る。杜

〔四〕 司空の主簿。休範、先に司空と爲り、惠朗を以て主簿と爲す。
 〔五〕 蕭惠朗は一百三十一卷明帝泰始元年二年に見ゆ。
 〔六〕 皂莢橋。當に新亭の北に在るべし。
 〔七〕 朱雀桁。即ち大航なり、秦淮水上に在り、其の朱雀門外に在るを以て、故に名づく。桁は航と同じ。浮橋なり。

黑驪、亦、新亭を捨て、北して朱雀桁に趣く。右軍將軍王道隆、羽林の精兵を將りて、朱雀門内に在り。急に鄱陽の忠昭公劉劭を石頭に召す。劭至り、命じて桁を撤して以て南軍の勢を折かしむ。道隆怒りて曰はく、『賊至れば、但だ當に急に撃つべし。寧を桁を開きて自ら弱む可けんや』と。劭、敢て復た言はず。道隆、劭を趣して進み戦はしむ。劭、桁南に度り、戦敗れて死す。黑驪等、勝に乗じて淮を度る。〔八〕道隆、衆を弃てて走り、臺に還る。黑驪の兵追うて之を殺す。黃門侍郎王蘊重く傷つき、御溝の側に踏る。或るひと之を扶けて以て免る。蘊は景文の兄の子なり。是に於て中外大に震ふ。道路皆云ふ、『臺城已に陥り、白下・石頭の衆皆潰ゆ』と。張永・沈懷明、逃れ還る。宮中、新亭も亦陥ると傳ふ。太后、帝の手を執り、泣きて曰はく、『天下敗れたり』と。是より先、月、〔九〕右執法を犯し、太白、上將を犯す。或るひと劉劭に、職を解かんことを勸む。劭曰はく、『吾、心を執り己を行ふ、幽明に愧づる無し。若し災眚必ず至らば、避くとも豈に免るを得んや』と。劭、晩年、頗る高尚を慕ひ、園宅を立て、名けて東山と爲し、世務を遺落し、部曲を罷遣す。蕭道成、劭に謂つて曰はく、『將軍、顧命を受けて幼主を輔く。此の艱難の日に當りて、深く從容を尙び、羽翼を廢省す。一朝事至らば、悔ゆとも追ふ可けんや』と。劭從はずして敗る。甲午、撫軍の長史褚澄、

〔八〕 蕭道成が謂はゆる諸貴は競うて出づるを須ひずとは、正に此を慮りたればなり。
 〔九〕 右執法。星座の名。太微南蕃中の二星を端門と曰ふ、東なるを左執法、西なるを右執法と曰ふ。
 〔一〇〕 上將。東蕃の四星、其の北星を上將と曰ひ、西蕃の四星、南の第一星をも亦上將と曰ふ。

東府の門を開きて南軍を納れ、安成王準を擁して東府に據り、桂陽王の教と稱して曰はく、「安成王は吾が子なり。侵犯するを得る勿かれ」と。澄は淵の弟なり。杜黑驪、徑に進みて、(三)杜姥宅に至る。中書舍人孫千齡、承明門を開きて出で降る。宮省・恒懷す。時に府藏已に竭き、皇太后・太妃、宮中の金銀器物を剔取し、以て賞に充つ。衆、鬪志有るもの莫し。俄にして丁文豪の衆、休範が已に死せるを知り、稍く退き散せんと欲す。文豪、聲を厲まして曰はく、「我獨り天下を定むる能はざらんや」と。許公輿、詐りて「桂陽王、新亭に在り」と稱す。士民惶惑し、蕭道成の壘に詣りて、刺を投ずる者、千を以て數ふ。道成得て皆之を焚き、北城に登り、謂つて曰はく、「劉休範父子、昨已に戮に就き、尸は南岡の下に在り。身は是れ蕭平南なり。諸君、之を諦視せよ。名刺は皆已に焚きたり。憂懼する勿かれ」と。道成、陳顯達・張敬兒及び輔師將軍任農夫・馬軍主東平の周盤龍等を遣はし、兵を將ゐて石頭より淮を濟り、承明門より入り、宮省を衛らしむ。袁粲・慷慨して諸將に謂つて曰はく、「今、寇賊已に逼りて、衆情離沮す。孤子、先帝の付託を受け、國家を綏靜する能はず。請ふ諸君と同じく社稷に死せん」と。甲を被り馬に

〔三〕 杜姥宅。建康にあり。晉の成帝の杜皇后の母裴氏、第を南掖門外に立つ、世にこれを杜姥宅と謂ふ。

〔三三〕 承明門。文帝元嘉二十五年、新に闔闔・廣莫の二門を作る。廣莫門を改めて承明門と曰ふ。

〔三三〕 刺を投ず。刺は名刺なり。刺を通じて見えんことを求むる也。

〔三四〕 南岡。即ち秀山の岡なり、新亭の城南に在るを以て、故にこれを南岡と謂ふ。

〔三五〕 蕭平南。道成の出でて新亭に屯するや、平南將軍を加ふ。

〔三六〕 孤子。袁粲、時に喪に居る、故に自ら孤子と稱す。

上り、將に之を驅らんとす。是に於て陳顯達等、兵を引き出で戦ひ、大に杜黑驪を杜姥宅に破る。飛矢、顯達の目を貫く。丙申、張敬兒等、又、黑驪等を宣陽門に破り、黑驪及び丁文豪を斬り、進みて東府に克つ。餘黨悉く平ぐ。蕭道成、振旅して建康に還る。百姓、緣道に聚まり觀て曰はく、「國家を全くせる者は此の公なり」と。道成、袁粲・褚淵・劉秉と、皆、上表し、咎を引きて職を解く。許さず。丁酉、嚴を解き、大赦す。

柔然、使を遣はして來聘す。

六月庚子、平南將軍蕭道成を以て、中領軍・南兖州の刺史と爲し、留まりて建康を衛らしむ。袁粲・褚淵・劉秉と與に、更日入り直して事を決す。號して四貴と爲す。

桂陽王休範が反するや、道士陳公昭をして天公書を作らしめ、題して沈丞相と云ひ、荊州の刺史沈攸之の門者に付す。攸之、開き視ず。公昭を推得し、之を朝廷に送る。休範が反するに及びて、攸之、僚佐に謂つて曰はく、「桂陽必ず聲言せん、「我、之と同ず」と。

若し顛沛して王に勤めずんば、必ず朝野の惑を増さん」と。乃ち南徐州の刺史建平王景素・郢州の刺史晉熙王燮・湘州の刺史王僧虔・雍州の刺史張興世と、同じく兵を擧げて休範を討つ。休範、中兵參軍毛惠連等を留めて、尋陽を守らしむ。燮、中兵參軍馮景祖を遣はして之を襲はしむ。癸卯、惠連等、

〔三七〕 道成、此より政を得。

〔三八〕 推得。推檢してこれを得る也。

〔三九〕 顛沛して王に勤む。危難の際、奔走顛沛して、以て王事に従ふなり。